

稲沢市 こども計画

素案（令和6年11月27日協議版）

令和7年3月
稲沢市

はじめに

令和7年3月

〇〇〇〇

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の考え方	2
3 法的な位置づけ	3
4 関連計画との位置づけ	3
5 計画の期間	4
6 計画の策定体制	4
第2章 稲沢市のこども・子育てを取り巻く現状と課題	6
1 統計データからみたこどもを取り巻く状況	6
2 稲沢市の子育て支援の状況	15
3 「稲沢市子ども・子育て支援事業計画」の評価	21
4 ニーズ調査（アンケート調査）結果の概要	23
5 子育て世帯生活実態調査（アンケート調査）結果の概要	37
6 こども・若者意識調査結果の概要	43
第3章 計画の基本的な考え方	48
1 基本理念	48
2 基本的な視点	48
3 基本目標	49
4 施策の体系	51
第4章 施策の展開	52
基本目標1 家庭における子育てへの支援	52
基本目標2 こどもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	61
基本目標3 すべてのこどもの育ちを支える環境の整備	64
基本目標4 仕事と子育ての両立の推進	70
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	72
1 教育・保育提供区域の設定	72
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	72
3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	75
4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	79
第6章 こどもの貧困対策計画	92
1 計画策定の背景	92
2 こどもの貧困対策に係る施策の展開	93
第7章 子ども・若者計画	96

1 計画策定の背景	96
2 子ども・若者に係る施策の展開	97
第8章 計画の進行管理	101
1 施策の実施状況の点検	101
2 国・県等との連携	101
3 関係機関相互の連携	102
資料編	103
1 策定経過	103
2 稲沢市子ども・子育て会議条例	104
3 稲沢市子ども・子育て会議委員名簿	106

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

■こども基本法に定められた6つの基本理念



こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

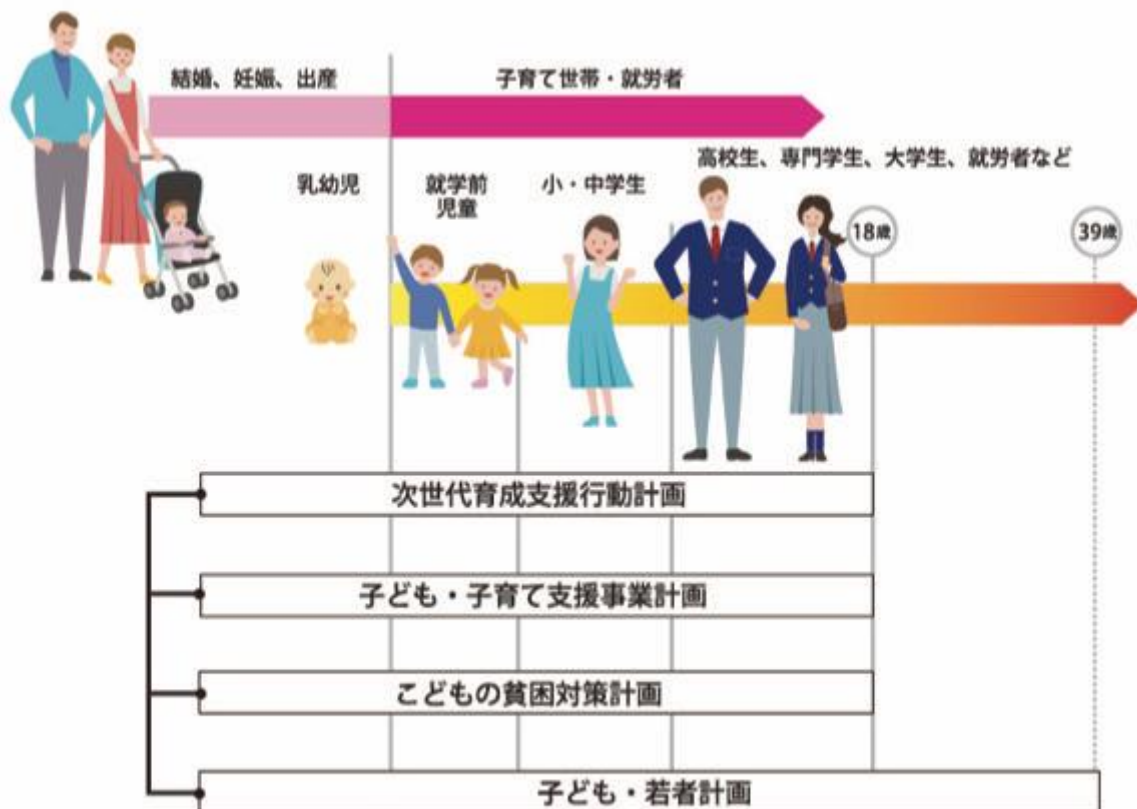
2 計画策定の考え方

こども計画は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めるものであり、稲沢市（以下「本市」という。）では、こどもが持っている可能性を十分に発揮できる環境を目指し、こどもを中心にいたる施策展開を図るため、「稲沢市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

こども計画は、こども基本法第10条に基づき、国の「こども大綱」を勘案して策定するよう努めることとされており、子ども・子育て支援事業計画等のこども施策に係る関係計画については、一体のものとして作成することが可能であるとされています。本市においても、各部署のこども施策について統一的に横串を刺す効果や住民にとって分かりやすいこども施策の展開とするため、こども施策に関連する計画（子ども・若者計画、こどもの貧困対策計画、次世代育成支援行動計画、少子化に対処するための施策を包含）の包括的・一体的なこども計画とします。

なお、本計画では、おおむね出生前から30歳代までの若者を対象とします。

■ライフステージと包括的・一体的なこども計画のイメージ



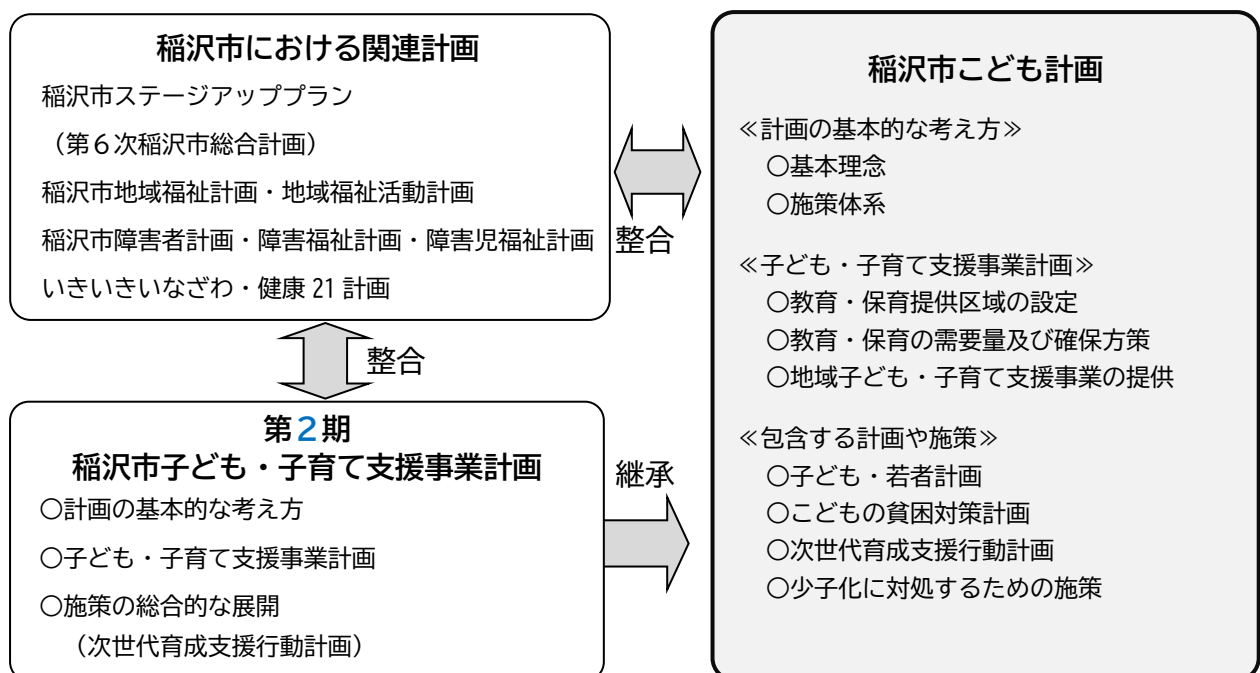
3 法的な位置づけ

本計画は、以下の内容を包含した本市のこども施策に関する総合的な計画とします。

- 子ども・子育て支援事業計画
「子ども・子育て支援法」による「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画として策定
- 次世代育成支援行動計画
「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」を包含する計画として策定
- 子ども・若者計画
「子ども・若者育成支援推進法」による「市町村子ども・若者計画」を包含する計画として策定
- こどもの貧困対策計画
「こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律」による「市町村計画」を包含する計画として策定
- 少子化に対処するための施策
「少子化対策基本法」による「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」を包含する計画として策定

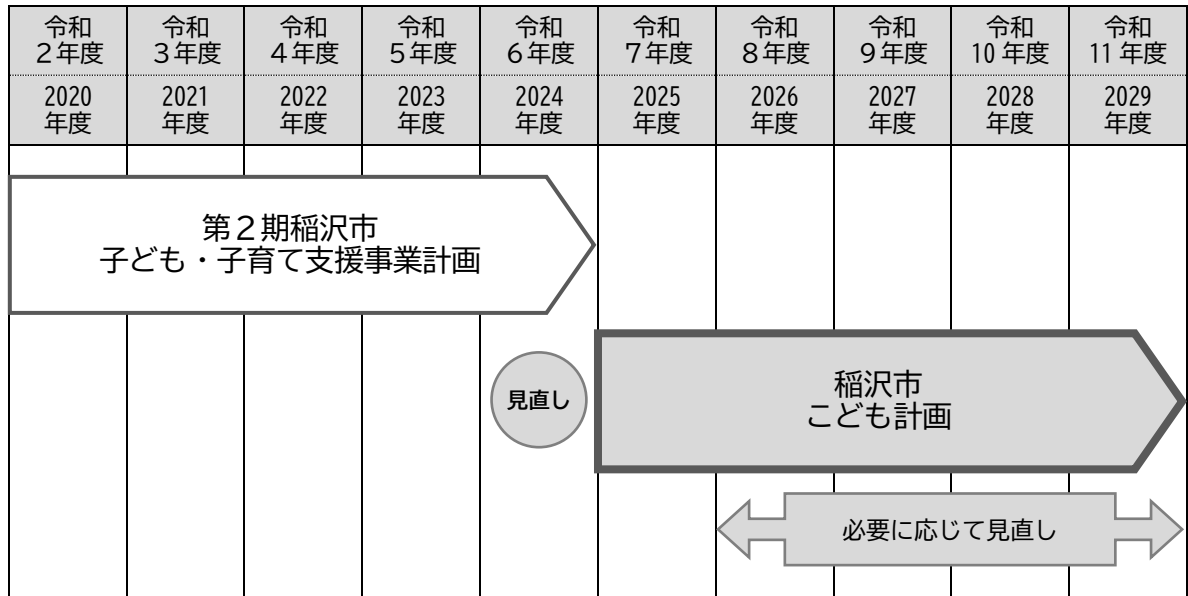
4 関連計画との位置づけ

本計画は「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、本市の「地域福祉計画」のもと、関連個別計画等と整合を図ります。



5 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

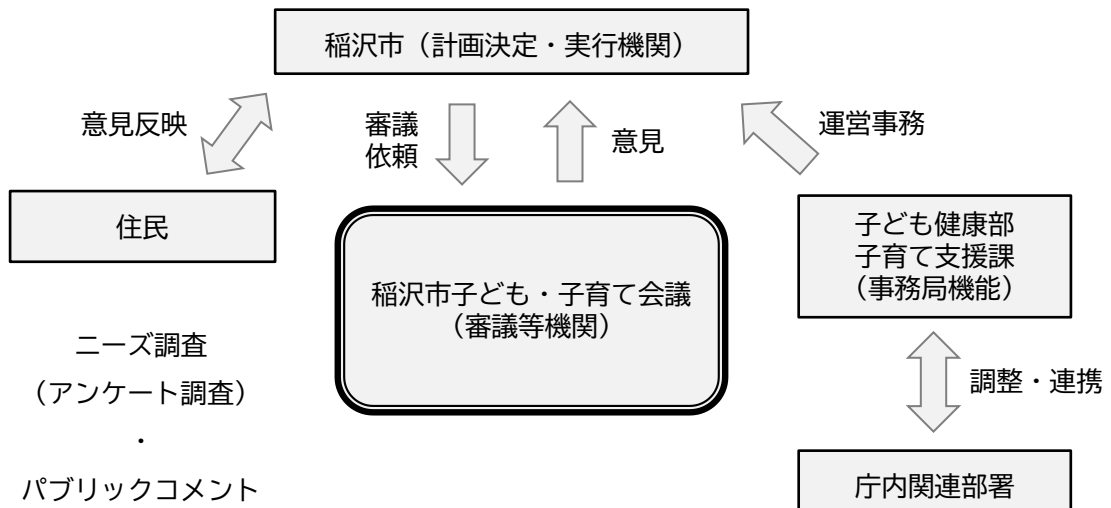


6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている「稲沢市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図



(2) 本計画策定のためのニーズ調査（アンケート調査）の実施

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査を令和6年2月に実施しました。

(3) ヒアリング調査の実施

本計画の策定に当たり、地域の教育・保育、子育てに関わる方々の意向や地域の情報を把握し、計画策定の参考とするため、子育て支援団体に対するヒアリング調査を令和6年8月に実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の素案を令和6年12月から令和7年1月にかけて、市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

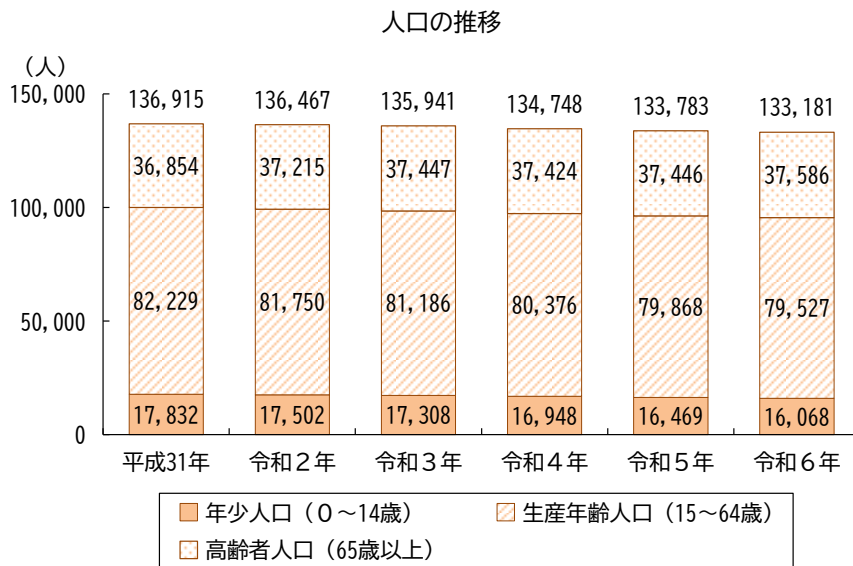
第2章 稲沢市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計データからみたこどもを取り巻く状況

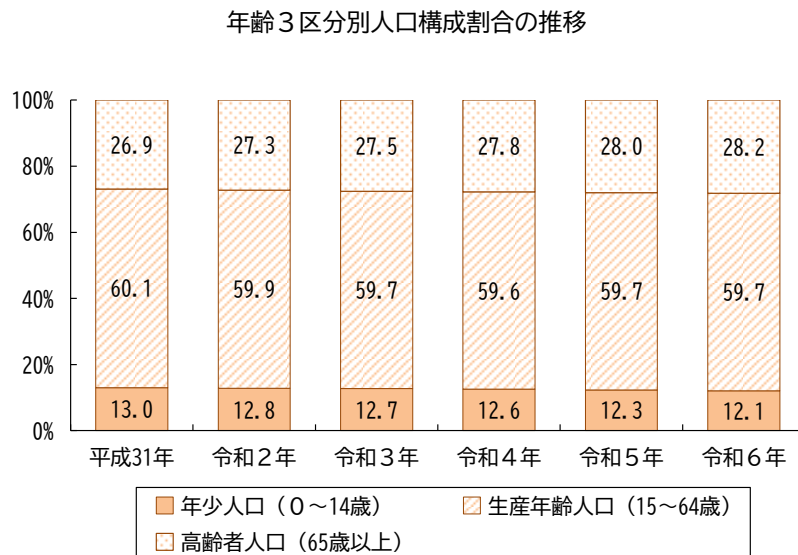
(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は平成31年以降、少しずつ減少が続いており、平成31年は136,915人でしたが、令和6年には133,181人となっています。また、年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少が続いている一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

年齢3区分別人口構成割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は低下が続き、高齢者人口（65歳以上）は上昇が続いています。

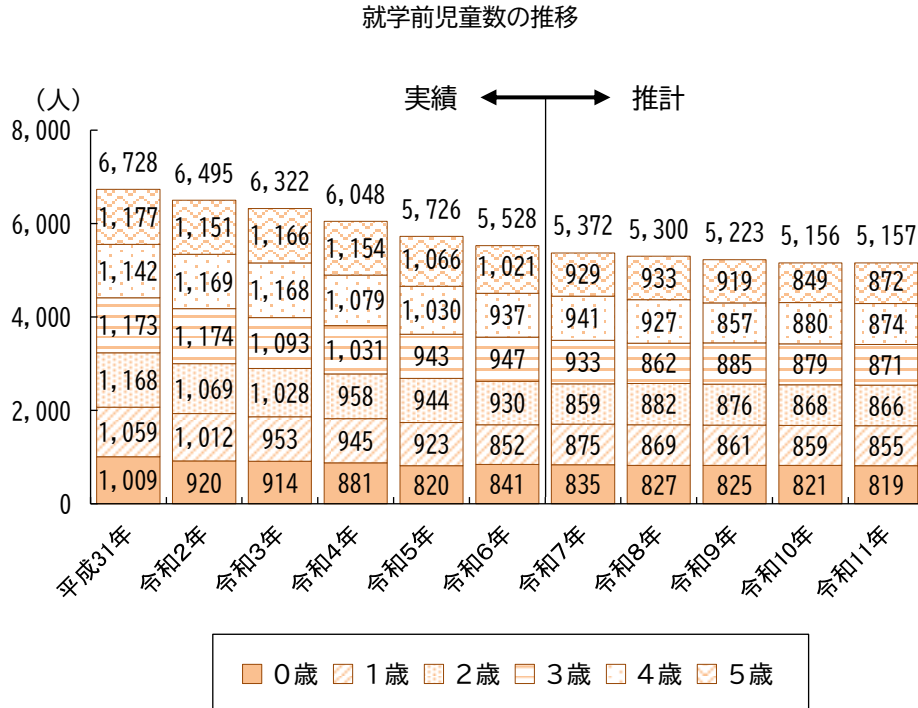


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

就学前児童数の推移をみると、いずれの年齢もおおむね減少傾向となっています。また、将来の推計では、いずれの年齢も減少傾向となっており、就学前児童数は更に減少が進むと見込まれています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2章 稲沢市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

地区別年齢別就学前児童数の推移

単位：人

地区	年齢	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R6/H31
稲沢地区	0歳	235	211	211	193	192	161	減少
	1歳	226	221	210	203	203	183	
	2歳	251	231	227	201	192	203	
	3歳	224	248	244	226	195	181	
	4歳	251	229	255	238	227	193	
	5歳	234	252	230	255	231	221	
	計	1,421	1,392	1,377	1,316	1,240	1,142	
小正地区	0歳	195	214	211	173	179	175	減少
	1歳	191	184	199	202	163	171	
	2歳	201	192	169	183	181	153	
	3歳	204	196	190	161	155	169	
	4歳	161	199	183	177	148	160	
	5歳	172	168	184	174	167	153	
	計	1,124	1,153	1,136	1,070	993	981	
下津地区	0歳	132	115	95	101	70	69	減少
	1歳	139	118	119	98	93	74	
	2歳	176	130	114	110	94	90	
	3歳	174	171	129	113	111	89	
	4歳	163	163	158	123	112	112	
	5歳	186	156	165	155	121	112	
	計	970	853	780	700	601	546	
明治地区	0歳	75	55	61	60	41	50	減少
	1歳	80	84	59	62	67	55	
	2歳	85	85	88	58	73	72	
	3歳	103	88	88	93	65	81	
	4歳	94	110	92	89	92	69	
	5歳	100	98	112	92	89	96	
	計	537	520	500	454	427	423	
千代田地区	0歳	51	40	54	50	51	46	減少
	1歳	69	60	49	64	56	60	
	2歳	54	72	67	55	70	56	
	3歳	82	57	76	73	59	74	
	4歳	77	82	60	77	74	61	
	5歳	61	83	85	59	78	75	
	計	394	394	391	378	388	372	
大里西地区	0歳	71	57	68	61	66	59	減少
	1歳	78	83	66	72	74	74	
	2歳	86	83	85	76	81	74	
	3歳	90	88	87	80	78	83	
	4歳	80	89	89	86	83	82	
	5歳	93	79	86	87	84	83	
	計	498	479	481	462	466	455	

単位：人

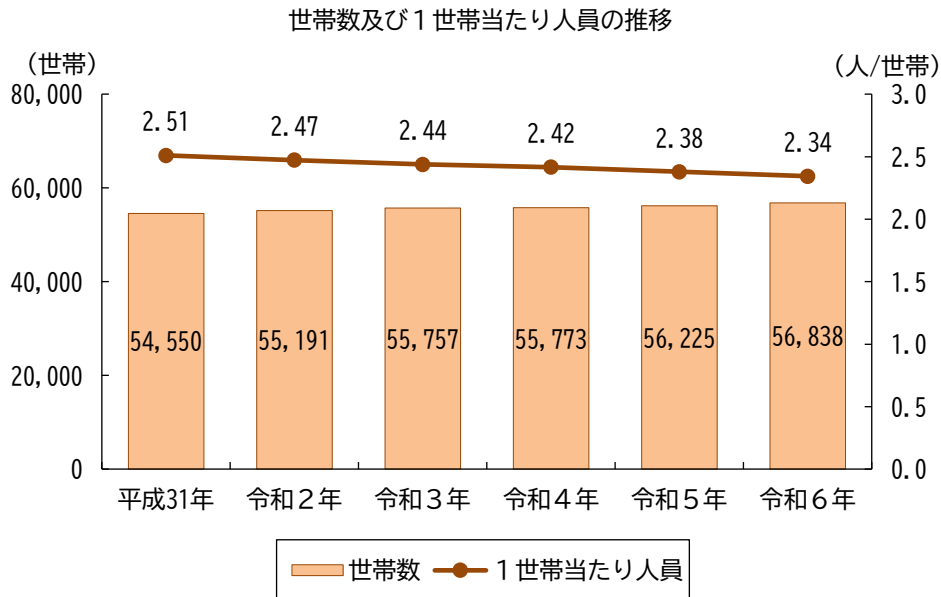
地区	年齢	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	R6/H31
大里東地区	0歳	78	71	66	71	64	62	減少
	1歳	70	80	82	72	69	59	
	2歳	104	73	89	87	70	67	
	3歳	71	104	74	87	84	70	
	4歳	86	78	110	77	88	84	
	5歳	86	85	78	109	77	88	
	計	495	491	499	503	452	430	
祖父江地区	0歳	112	102	98	110	109	100	減少
	1歳	130	117	111	107	130	113	
	2歳	126	135	124	121	119	136	
	3歳	144	133	134	126	125	120	
	4歳	148	142	139	138	132	124	
	5歳	157	151	144	137	141	130	
	計	817	780	750	739	756	723	
平和地区	0歳	60	55	50	62	48	58	減少
	1歳	76	65	58	65	68	54	
	2歳	85	68	65	67	64	73	
	3歳	81	89	71	72	71	68	
	4歳	82	77	82	74	74	70	
	5歳	88	79	82	86	78	76	
	計	472	433	408	426	403	399	

※「R6/H31」は、各地区の計について、平成31年から令和6年の人口増減率からみた傾向です。
人口増減率が、-5.0%以下を「減少」、-4.9%~+4.9%を「横ばい」、+5.0%以上を「増加」としています。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

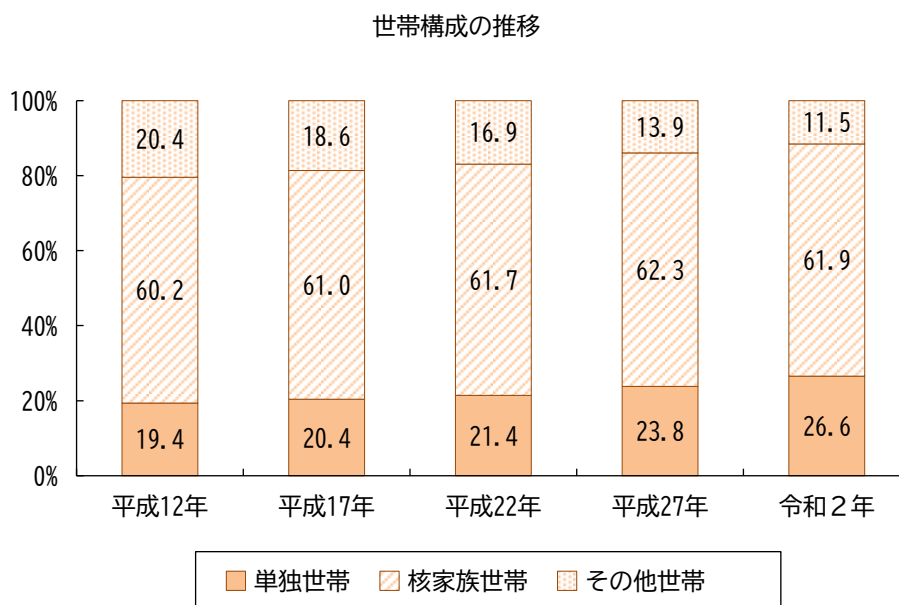
(2) 世帯の推移

世帯数及び1世帯当たり人員の推移をみると、世帯数は、増加が続いており、平成31年は54,550世帯でしたが、令和6年には56,838世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少が続き、平成31年は2.51人/世帯でしたが、令和6年には2.34人/世帯となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

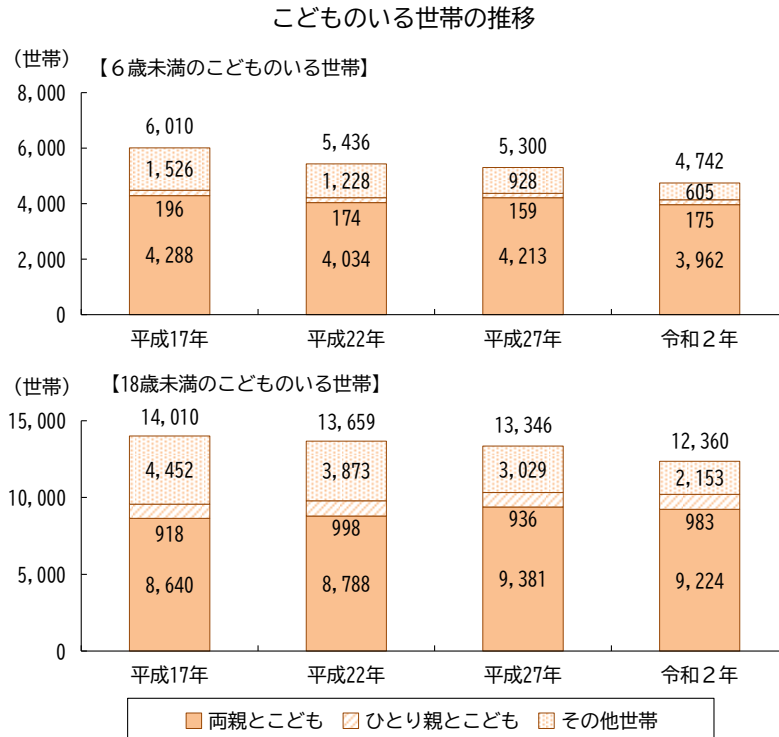
世帯構成の推移をみると、核家族世帯が最も高く、令和2年は61.9%となっており、上昇傾向にあります。これに次ぐ単独世帯も、平成12年の19.4%から上昇が続き、平成17年にはその他世帯を上回り、令和2年には26.6%となっています。



資料：国勢調査

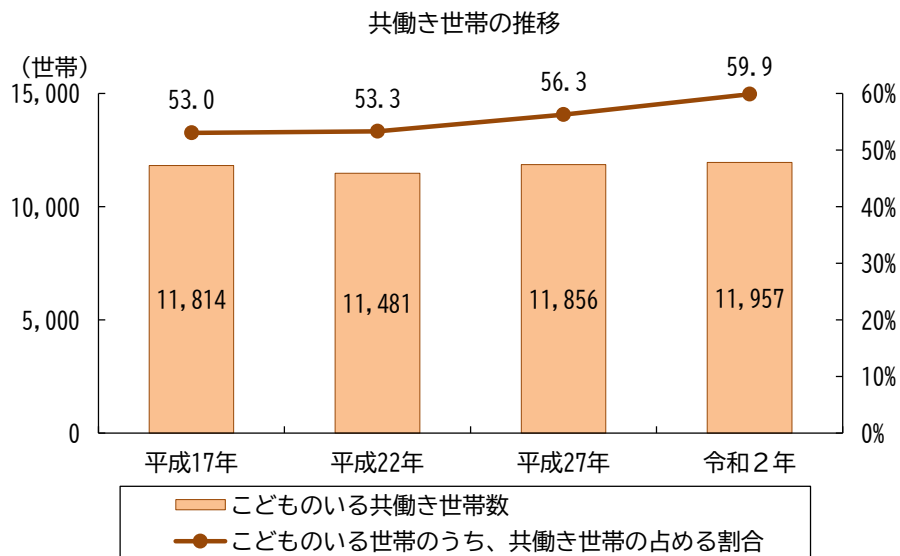
こどものいる世帯の推移をみると、両親とこどもの世帯、ひとり親とこどもの世帯を合計した核家族世帯は、6歳未満のこどものいる世帯では、年により世帯数に増減がありますが、18歳未満のこどものいる世帯では、増加傾向が続いています。

また、ひとり親とこどもの世帯は、6歳未満のこどものいる世帯、18歳未満のこどものいる世帯ともに増減を繰り返しています。



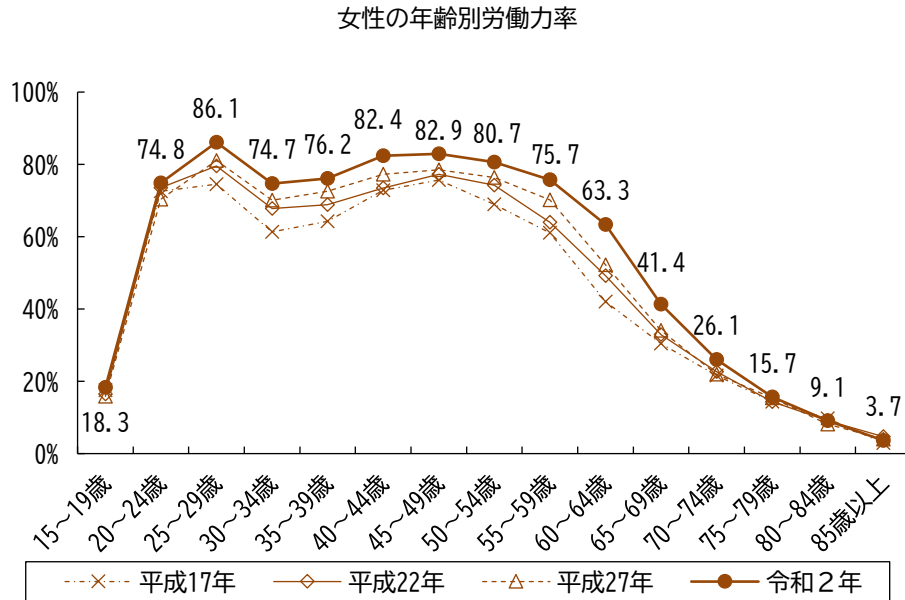
共働き世帯の推移をみると、こどものいる共働き世帯数は増加傾向にあり、令和2年には11,957世帯となっています。

また、こどものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、上昇が続いており、平成17年は53.0%でしたが、令和2年は59.9%となっています。



(3) 女性の労働力率

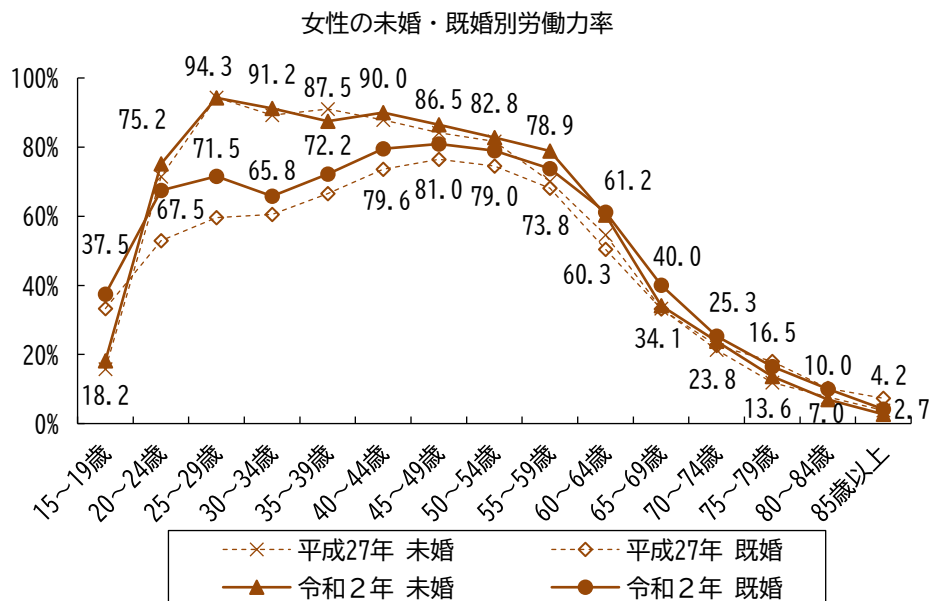
女性の年齢別労働力率をみると、30～34歳に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていますが、労働力率は毎回の調査で上昇しております。



※グラフ中の値は、令和2年の労働力率

資料：国勢調査

女性の未婚・既婚別労働力率をみると、25～29歳から35～39歳で特に差が大きくなっていますが、平成27年と令和2年を比較すると、この年齢層のうち、30～34歳を除いた既婚の労働力率が上昇傾向にあります。

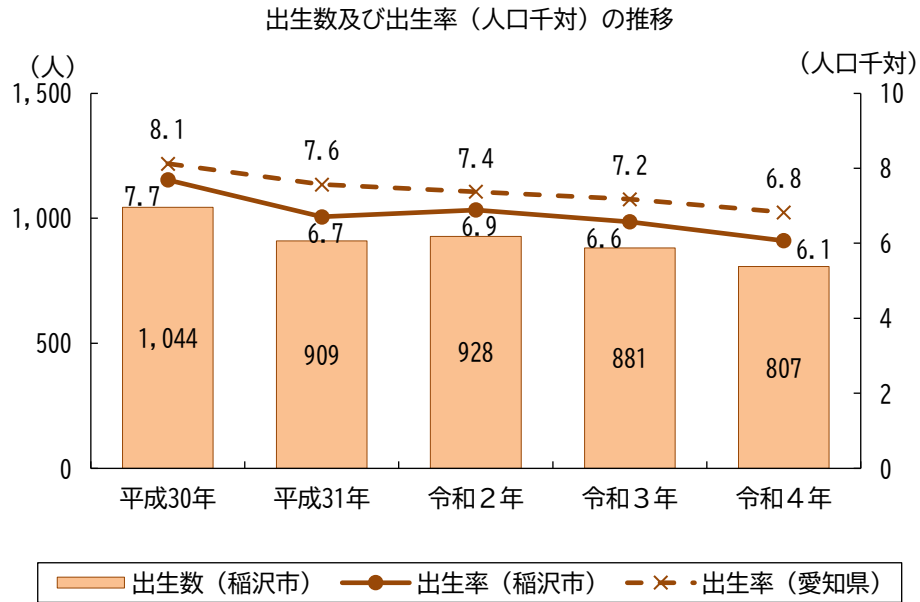


※グラフ中の値は、令和2年の労働力率

資料：国勢調査

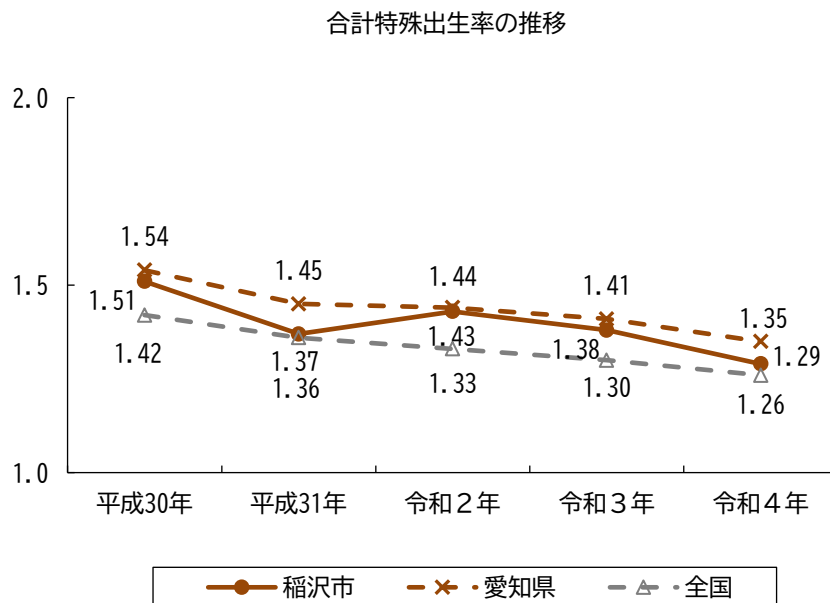
(4) 出生の動向

出生数及び出生率の平成30年からの推移をみると、本市の出生数は減少傾向にあり、令和4年は807人となっています。また、出生率も同様に減少し、令和4年は6.1となっており、いずれの年も愛知県を下回っています。



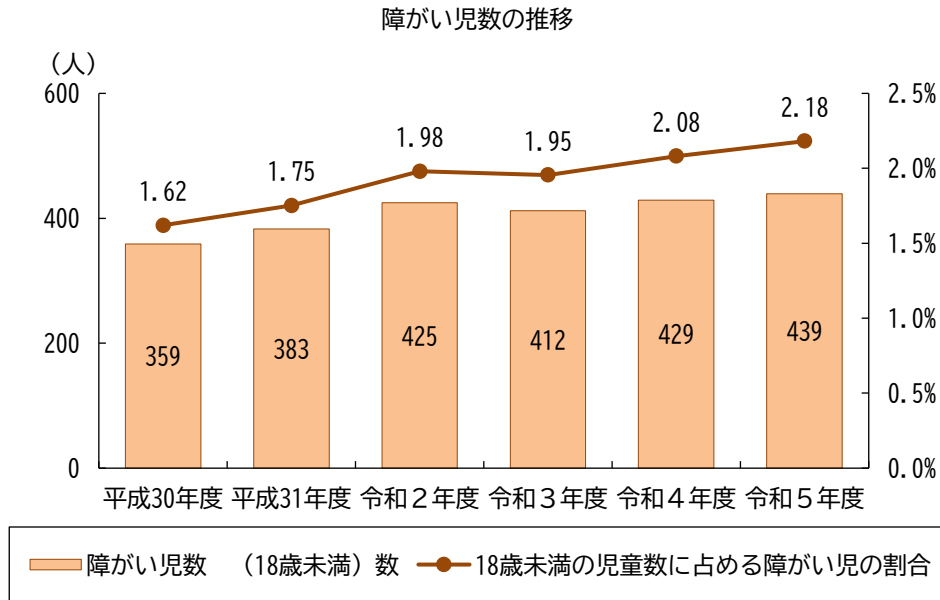
合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。

合計特殊出生率の推移をみると、本市はいずれの年も全国を上回っています。



(5) 障がい児の推移（障害者手帳を持つ18歳未満の児童）の推移

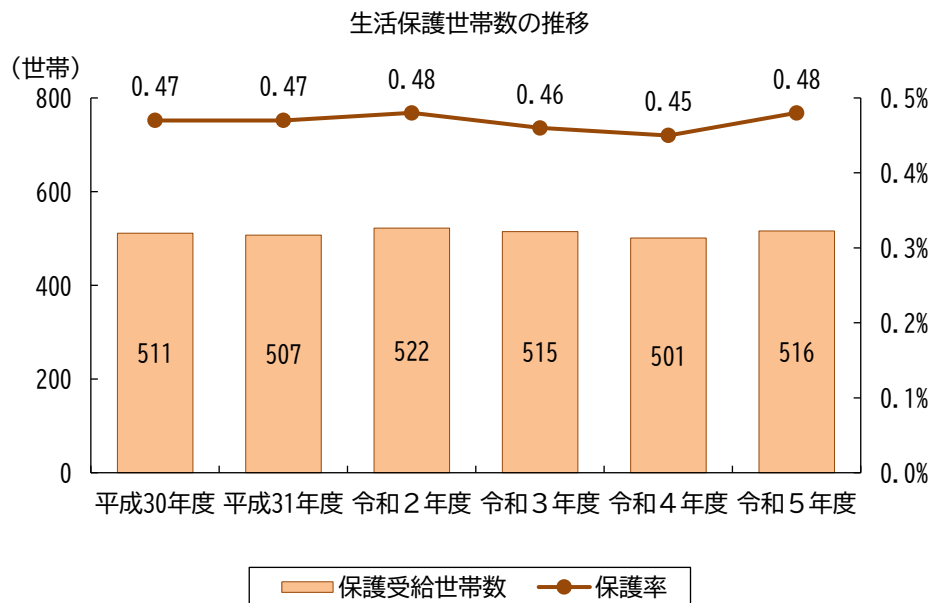
障がい児数の推移をみると、障がい児数は増加傾向にあり、令和5年度は439人となっています。また、18歳未満の児童数に占める障がい児の割合も上昇しており、令和5年度は2.18%となっています。



資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

(6) 生活保護世帯の推移

生活保護世帯数の推移をみると、保護受給世帯数は横ばいとなっており、令和5年度は516世帯となっています。また、保護率は年度によって増減を繰り返していますが、令和5年度は0.48%となっています。



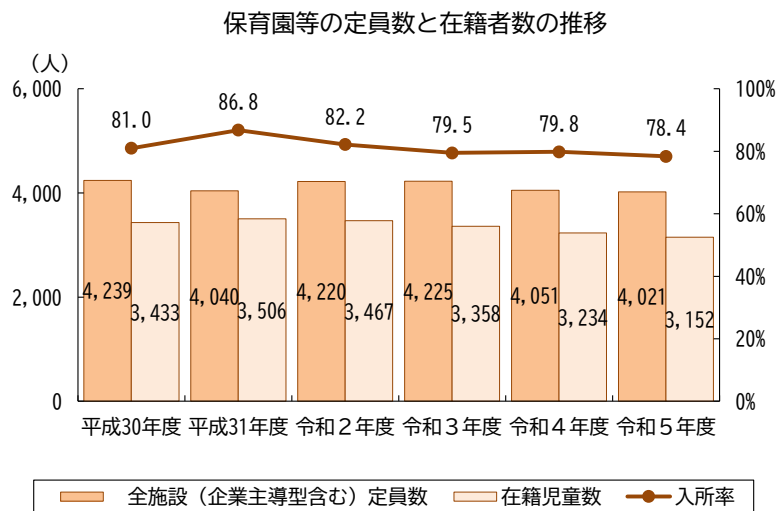
資料：庁内資料（各年度3月31日現在）

2 稲沢市の子育て支援の状況

(1) 保育園等の状況

保育園等の定員数と在籍者数の推移をみると、定員数は年度によって増減を繰り返していますが、在籍者数は平成31年度をピークに減少に転じています。入所率は平成31年度の86.8%をピークに減少に転じ、令和5年度は78.4%となっています。

地域内・地域外通園状況をみると、他地区から通園の割合は稲沢が31.6%と最も高く、次いで小正が28.6%、大里東が27.2%、平和が24.7%となっています。



資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

地域内・地域外通園状況

単位：人

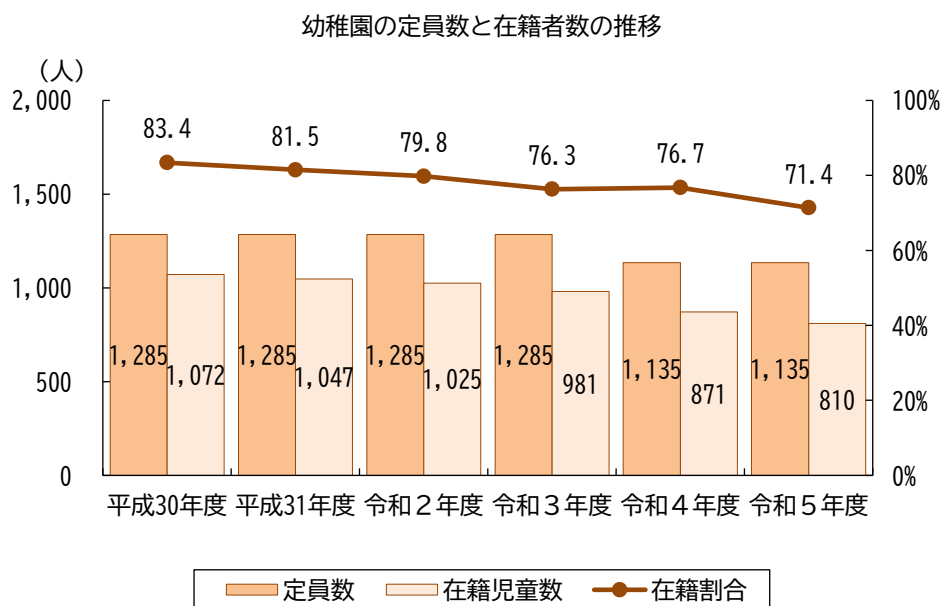
所在地 住民票	【同一地区内から通園】	稲沢	小正	下津	明治	千代田	大里西	大里東	祖父江	平和	【他地区から通園】合計	【他地区から通園】割合
		稲沢	小正	下津	明治	千代田	大里西	大里東	祖父江	平和		
稲沢	599		73	15	57	14	89	12	11	6	277	31.6%
小正	394	32		104	1	3	3	15	0	0	158	28.6%
下津	190	5	10		0	0	0	5	2	0	22	10.4%
明治	187	4	0	0		6	1	0	3	7	21	10.1%
千代田	180	3	2	0	3		2	0	3	35	48	21.1%
大里西	161	5	3	0	0	10		28	2	0	48	23.0%
大里東	163	3	25	13	0	4	11		3	2	61	27.2%
祖父江	371	2	0	1	5	3	0	1		39	51	12.1%
平和	137	0	0	0	14	17	1	0	13		45	24.7%

資料：庁内資料（令和6年度）

(2) 幼稚園の状況

幼稚園の定員数と在籍者数の推移をみると、在籍者数が減少傾向にある中、令和4年度に六輪幼稚園が認定こども園に移行したため、定員数は1,135人に減少し、在籍割合も平成30年度の83.4%から令和5年度は71.4%に低下しています。

幼稚園の定員数と在籍者数をみると、在籍割合は全体では約64%となっており、全ての園で認可定員割れとなっています。



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

幼稚園の定員数と在籍者数

設置者名	学校名	認可定員		在籍者数 (人)	在籍割合
		人	学級数		
学校法人足立学園	愛知文教女子短期大学附属ぶんきょう幼稚園	360	10	240	66.7%
学校法人愛知真和学園	しんわ幼稚園	320	11	273	85.3%
学校法人大里双葉学園	大里双葉幼稚園	200	6	123	61.5%
学校法人祖父江学園	祖父江幼稚園	255	6	90	35.3%
学校法人藤浪学園	六輪幼稚園	令和4年度より認定こども園に移行			
合計		1,135	33	726	64.0%

資料：学校基本調査（令和6年5月1日現在）

(3) 特別保育の実施状況

① 延長保育（時間外保育事業）

延長保育の利用状況の推移をみると、実施園数は、令和5年度は29園となっています。利用人員は、平成31年度をピークに減少傾向となっており、平成31年度の1,625人から令和5年度は872人となっています。

延長保育の利用状況の推移

項目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施園数（園）	30	29	29	29	30	29
利用人員（人）	1,318	1,625	1,121	967	961	872
実施園	公立：奥田・法立・六輪（令和5年度未廃園）、長岡（令和5年度から休園）、山崎（令和6年度から休園）、三宅（令和4年度から休園）を除く全園 私立、小規模保育事業所：全園					

資料：庁内資料（各年度10月実績）

② 乳児保育

乳児保育の利用状況の推移をみると、実施園数は、令和5年度は29園となっています。年齢別の利用人員は、年度によって増減はあるものの、いずれの年齢も減少傾向となっており、平成30年度と比べて令和5年度は、2歳は36人減少、1歳は18人減少、0歳は12人減少となっています。

乳児保育の利用状況の推移

項目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施園数（園）	32	32	32	32	30	29
0歳（人）	157	140	140	132	151	145
1歳（人）	467	450	440	417	432	449
2歳（人）	582	604	575	563	523	546
実施園	公立：国分、大塚を除く11園（奥田・長岡が令和5年度から休園） 私立、小規模保育事業所：全園					

資料：庁内資料（各年度月平均）

③ 一時預かり保育

一時預かり保育の利用状況の推移をみると、実施園数は、令和5年度は7園となっています。利用人員は、令和3年度まで減少が続いていましたが、令和4年度に70人増加し、令和5年度は325人となっています。

一時預かり保育の利用状況の推移

項目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施園数（園）	6	6	6	7	6	7
月平均利用人員（人）	461	436	292	205	275	325
実施園	公立：子生和、高御堂中央、大里西（令和3年度のみ）、下津（令和3年度のみ）、牧川（令和5年度まで） 私立：みのり、信竜、明治、信竜国府宮（令和5年度から）					

資料：庁内資料

④障害児保育

障害児保育の利用状況の推移をみると、実施園数は、令和5年度は16園となっています。利用人員は、増加傾向にあり、平成30年度の105人から令和5年度は118人となっています。令和6年度から全ての公私立園で障がいの有無等に関係なく受入れを行い、共に生活し育ち合う環境の中で、支援の必要な園児に必要なときに必要な支援を受けられるインクルーシブ保育を目指します。

障害児保育の利用状況の推移

項目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施園数(園)	15	17	17	17	18	16
月平均利用人員(人)	105	108	107	109	114	118
実施園	公立：大里西、下津、片原一色、国分、子生和、長岡(令和5年度から休園)、大塚、高御堂中央、山崎、奥田・法立・六輪(令和5年度未廃園) 私立：梅檀、大里東みどり、みのり					

資料：庁内資料

(4) 子育て支援センターの状況

子育て支援センターの利用状況の推移をみると、実施数は平成31年度・令和2年度中に1か所ずつ増加し、5か所となっており、年間延べ利用人員は年度によって増減がありますが、令和3年度に増加に転じ、令和5年度は55,507人となっています。

子育て支援センターの利用状況の推移

項目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数(か所)	3	4	5	5	5	5
年間延べ利用人員(人)	36,351	51,732	44,470	49,925	55,217	55,507
実施箇所	中央子育て支援センター、平和子育て支援センター、長野子育て支援センター、信竜子育て支援センター、文教おやこ園					

資料：庁内資料

(5) 児童館・児童センターの状況

児童館・児童センターの利用状況の推移をみると、実施数は11館で変わりなく、月平均利用人員は令和2年度は減少しましたが、令和3年度以降増加しており、令和5年度は12,986人となっています。

児童館・児童センターの利用状況の推移

項目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数(館)	11	11	11	11	11	11
月平均利用人員(人)	13,332	12,401	8,723	10,701	11,829	12,986
実施館	西町さざんか、小正すみれ、高御堂カトレア、大里オリーブ、明治スズラン、下津クローバー、千代田ヒナギク、大里東チューリップ、祖父江あじさい、平和さくら、信竜こどもの森					

資料：庁内資料

(6) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用状況の推移をみると、クラブ数は令和2年度に1クラブ増加し、26クラブとなっています。月平均利用人員は、年度によって増減がありますが、令和3年度に増加に転じ、令和5年度は1,401人となっています。

放課後児童クラブの利用状況の推移

項目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数(クラブ)	25	25	26	26	26	26
月平均利用人員(人)	1,282	1,318	1,105	1,280	1,322	1,401
実施クラブ	稲沢西、稲沢北、小正、稲沢東、稲沢東第2、高御堂、大里西、片原一色、清水、国分、下津、下津第2、千代田、坂田、大里東、大里東第2、領内、丸甲、長岡、祖父江、牧川、山崎、法立、三宅、六輪、信竜、稲沢西第2(令和6年7月から)					

資料：庁内資料

(7) ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの利用状況の推移をみると、会員数は、提供会員、依頼会員ともに増加しており、令和5年度は、依頼会員が1,170人、提供会員は277人となっています。また、提供会員と依頼会員の両方を兼ねる両方会員は、減少傾向にあり、令和5年度は40人となっています。援助件数は、年度によって増減しており、令和5年度は2,918件となっています。

ファミリー・サポート・センターの利用状況の推移

項目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	依頼会員(人)	968	1,037	1,065	1,125	1,135
	提供会員(人)	223	201	211	220	266
	両方会員(人)	57	50	46	43	43
援助件数(件)	3,313	3,460	2,366	2,713	2,534	2,918

資料：庁内資料

(8) 病児・病後児預かりの状況

病児・病後児の預かり事業は、ファミリー・サポート・センター事業により実施しています。病児・病後児預かりの利用状況の推移をみると、年間延べ利用人員は年々増加傾向でしたが、コロナ禍の令和2年度は利用が減少しました。

病児・病後児預かりの利用状況の推移

項目	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人員(人)	22	24	14	37	45	43

資料：庁内資料

(9) 子ども食堂・学習支援の状況

市内において子ども食堂を実施している団体数の推移をみると、令和3年度に1団体、令和4年度に1団体、令和5年度に3団体増え、8団体が実施しています。また、学習支援の実施箇所数は、平成30年度以降2か所で実施されています。

子ども食堂の実施団体数及び学習支援の実施箇所数の推移

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども食堂実施団体数(団体)	3	3	3	4	5	8
学習支援実施箇所数(か所)	2	2	2	2	2	2

資料：庁内資料

(10) 企業主導型保育事業の状況

市内において企業主導型保育事業を実施している箇所数の推移をみると、平成31年度に1か所、令和3年度に1か所増加し、令和5年度は5か所で実施されています。

企業主導型保育事業の実施箇所数の推移

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数(か所)	3	4	4	5	5	5

資料：庁内資料

3 「稲沢市子ども・子育て支援事業計画」の評価

令和2年度に策定した「(第2期)稲沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、その取組を目標別に進捗状況を整理し、評価しました。

基本目標1 家庭における子育てへの支援の評価

家庭は、こどもが成長するための出発点であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身に付けるために重要な役割を担ってきましたが、少子化や核家族化の進行に伴い、この役割を十分に果たせない家庭が増加しています。

こうした中で、地域における子育て支援を充実し、子育ての不安や負担を解消するため、子育て相談室「なのはな」を開設し、家庭児童相談及び発達相談に総合的に対応するとともに、健康推進課や保育課、教育委員会などの他機関との連携を深め、相談体制の充実を図りました。また、こども家庭センターの設置により、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能連携を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備しました。

児童館・児童センターにおいては、こども達の健全な遊びや生活の場の提供を行うとともに、新たに中高生向けのイベントを企画するなど、地域におけるこどもの居場所づくりにも取り組んできました。

さらに、放課後児童クラブ室や病児・病後児保育施設の整備など、事業を拡充するための環境整備を進めるとともに、多胎児育児への支援など子育て支援のニーズに対応できる体制を整えました。

基本目標2 こどもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供の評価

全てのこどもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と「健やかな体」を育むことが必要であることから、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供に努めています。

業務のICT化や保育支援者の配置、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の拡充などにより職場環境の改善を図るとともに、空調設備の整備やトイレの洋式化、長寿命化改修等により、安心・安全な学校教育環境の整備に取り組んできました。

また、保育園・幼稚園・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深めるため、幼保小連携推進事業として『架け橋期の教育』充実プログラムのモデル実施を行っており、学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう、引き続き連携強化を進めていきます。

基本目標3 すべてのこどもの育ちを支える環境の整備の評価

経済的に困難を抱える家庭や障がいのあるこども、多様な文化を持つこどもなど、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、こどもの特性に合わせた継続的な支援に努めてきました。

障害児保育指定園制度を廃止し、障がいの有無に関わらず支援の必要な園児を受け入れるインクルーシブ保育を開始しました。

また、こどもの発達支援に関する地域の中核的な役割を果たすため、児童発達支援センターを設置することとし、開設に向けた準備を進めてきました。

さらに、保育園等での紙おむつ等の提供及び未入园児へのおむつ用品等購入補助など、子育て世帯の負担軽減にも積極的に取り組みました。

子育て相談室「なのはな」では、家庭児童相談及び発達相談に総合的に対応するとともに、親子支援教室や巡回相談事業の実施により、支援が必要なこどもや保護者、支援に携わる保育園や小学校等の職員への助言を行うなど、適切な支援につなげています。

その他、地域全体で災害や犯罪から全ての人の生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制の整備にも取り組み、交通安全教室の開催や通学路の整備、パトロール活動の実施など、地域とのつながりを支援し、地域ぐるみで子育てに取り組める環境整備を推進しています。

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進の評価

共働き家庭は増加しており、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。

育児休業等から復帰する際の不安や負担を解消し、子育てと仕事とのバランスの取れた働き方を支援するため、保育園や放課後児童クラブ等についてはニーズ量に対応した整備に努め、待機児童を出すことなく運営してきました。

また、こどもが病気の際にも働くことができるよう、病児・病後児保育の拡充にも取り組んでいます。

子育て支援に関するサービスや手当の情報が十分に周知できるよう、子育て応援サイトや子育て応援アプリを更新するとともに、SNSの活用などにより、情報発信の充実に努めてきました。

4 ニーズ調査（アンケート調査）結果の概要

■調査の目的

本計画の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の方の意見・要望を把握し、稲沢市の新しい子育て支援策を検討するため、調査を実施しました。

■調査の対象と実施方法

○調査対象：稲沢市在住の就学前児童がいる家庭の保護者

○調査期間：令和6年2月23日～令和6年3月18日

○調査方法：郵送配布・回収、WEB回答

○配布・回収：

配布数	回収数		回収率
950 票	531 票		55.9%
	WEB	紙	
	289 票	242 票	

○調査対象：稲沢市在住の小学生がいる家庭の保護者

○調査期間：令和6年2月23日～令和6年3月18日

○調査方法：郵送配布・回収、WEB回答

○配布・回収：

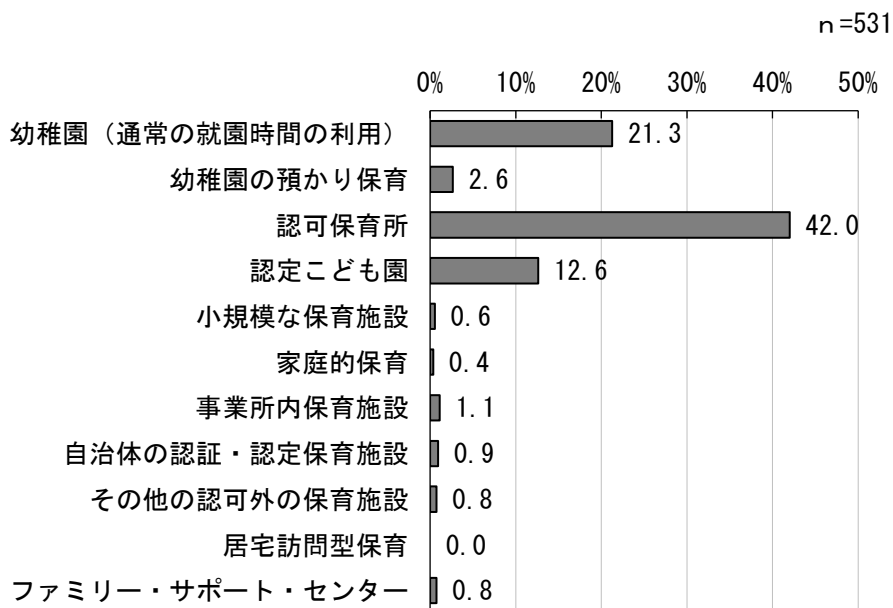
配布数	回収数		回収率
950 票	530 票		55.8%
	WEB	紙	
	298 票	232 票	

(1) 調査の結果概要（就学前児童）

① 「定期的な」教育・保育の利用状況について

○ 「定期的な」教育・保育事業の利用状況

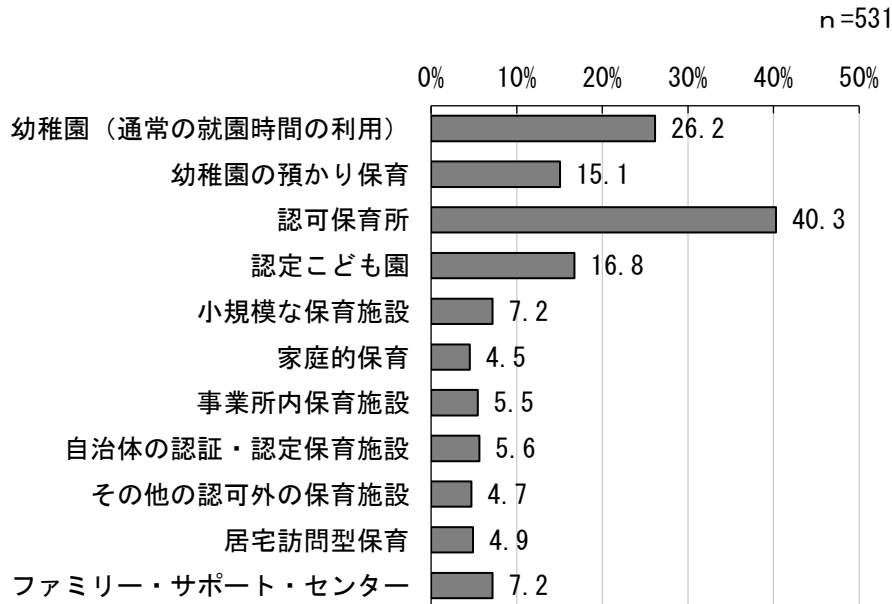
現在「定期的に」利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が42.0%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が21.3%、「認定こども園」が12.6%となっています。



○今後、定期的に利用したい教育・保育事業

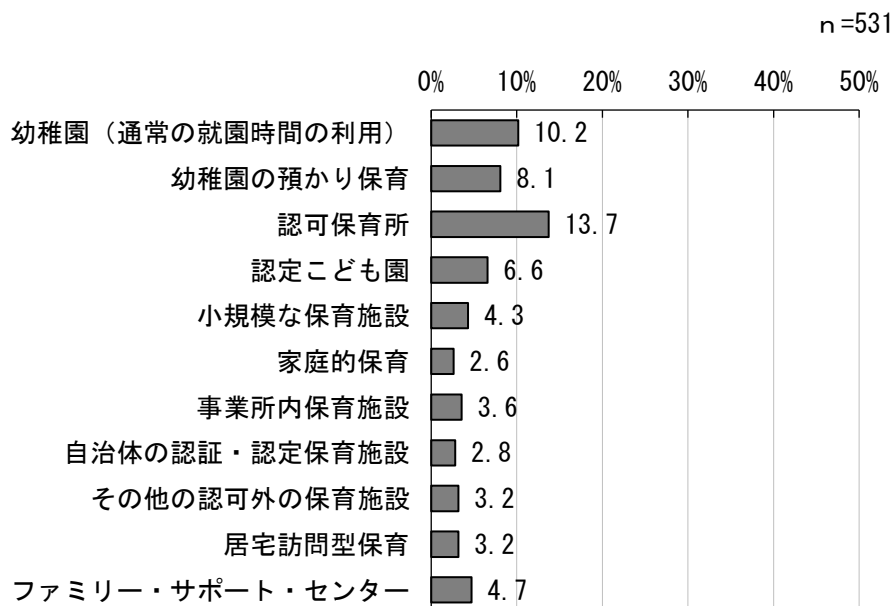
【平日】

平日に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が40.3%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が26.2%、「認定こども園」が16.8%となっています。



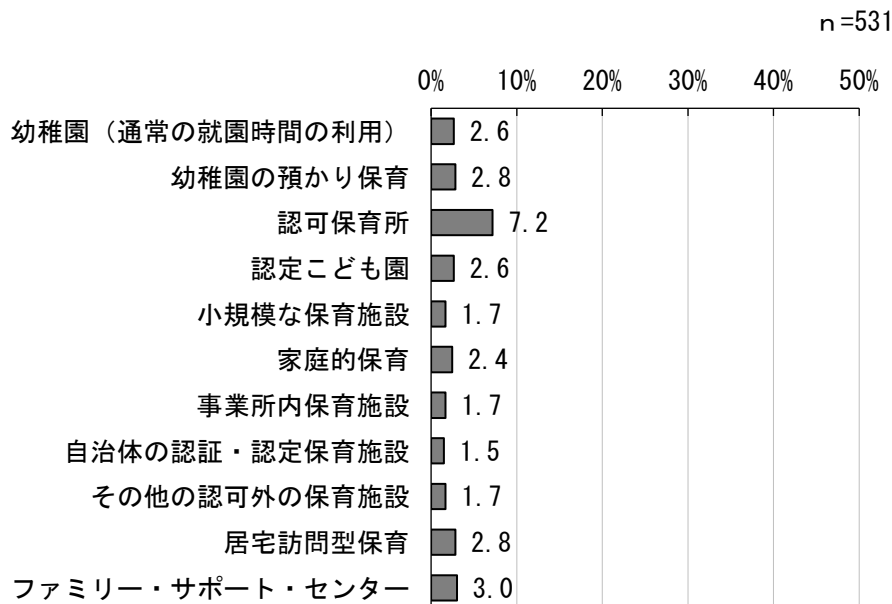
【こどもの長期休暇期間中】

こどもの長期休暇期間中に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が13.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が10.2%、「幼稚園の預かり保育」が8.1%となっています。



【土曜日】

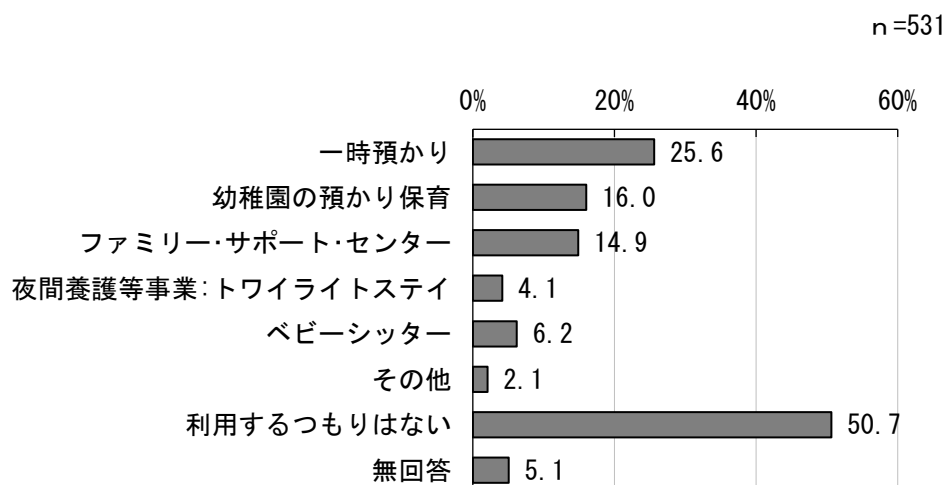
土曜日に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が7.2%と最も高く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が3.0%、「幼稚園の預かり保育」、「居宅訪問型保育」がそれぞれ2.8%となっています。



② 「不定期な」教育・保育の利用状況について

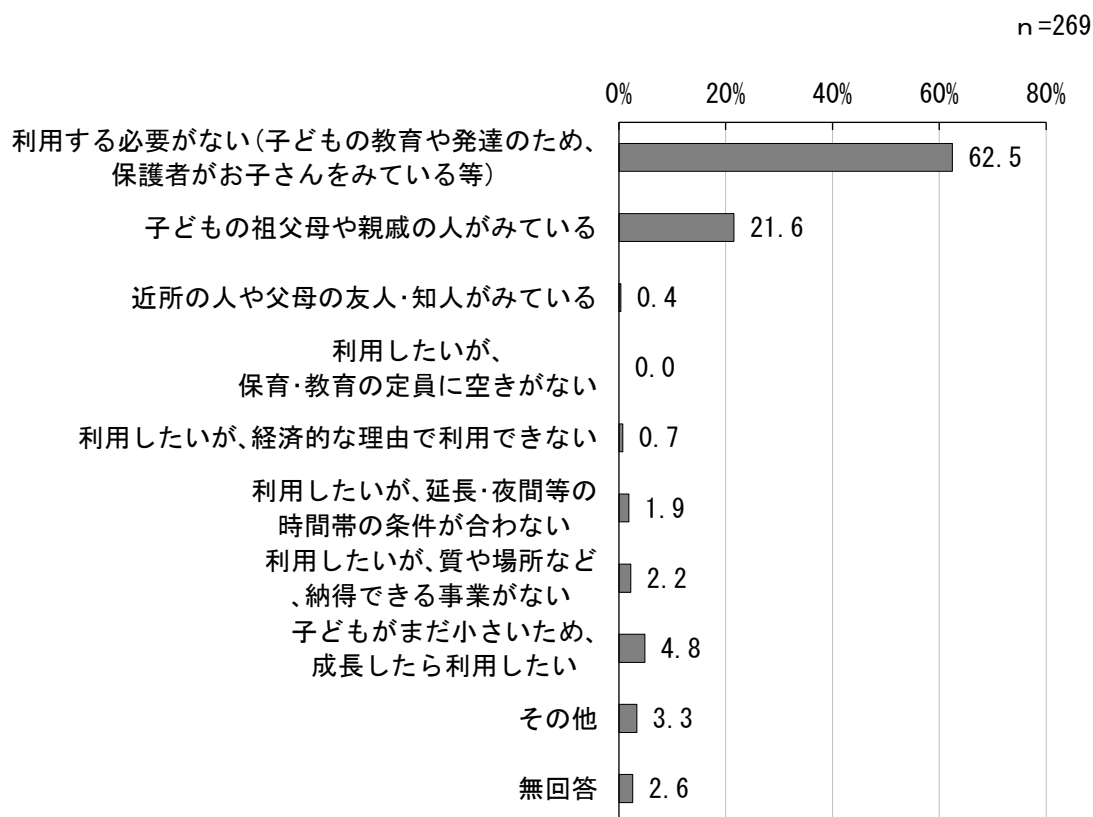
○ 「不定期に」利用したい一時預かり事業

「不定期に」利用したい一時預かり事業は、「一時預かり」が25.6%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が16.0%、「ファミリー・サポート・センター」が14.9%となっており、「利用するつもりはない」は50.7%となっています。



○一時預かり事業の利用を希望しない理由

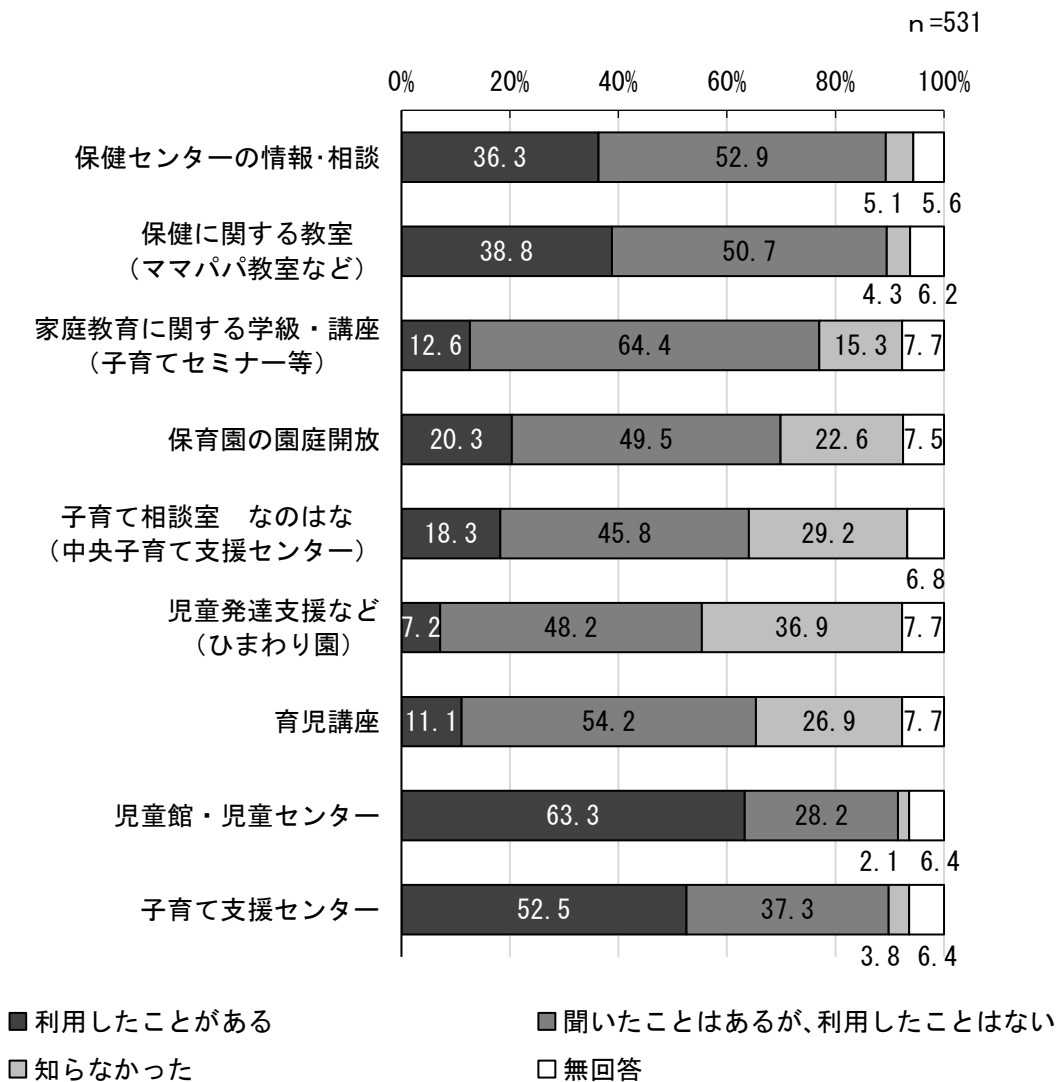
一時預かり事業の利用を希望しない理由は、「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等）」が62.5%と最も高く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が21.6%、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が4.8%となっています。



③地域の子育て支援事業の利用について

○地域子育て支援事業の認知度と利用状況

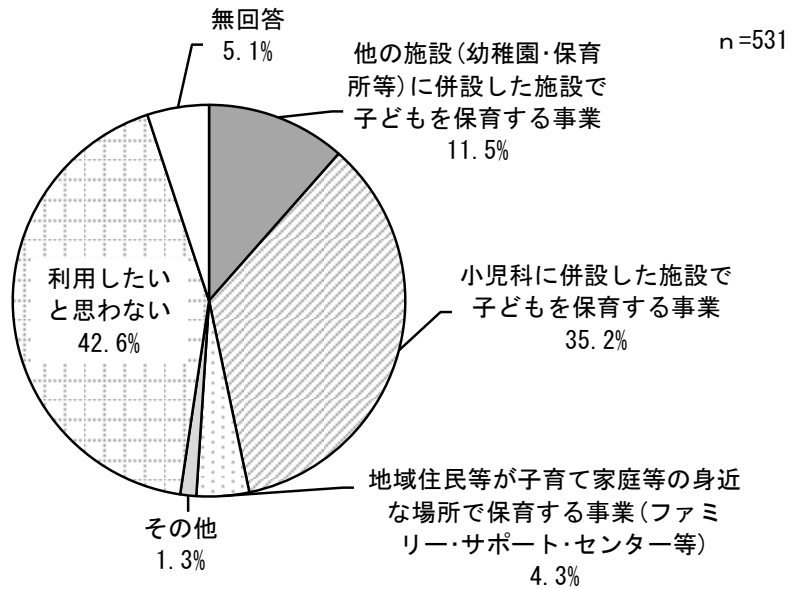
地域子育て支援事業の認知度と利用状況は、「利用したことがある」としては、「児童館・児童センター」が63.3%と最も高く、次いで「子育て支援センター」が52.5%、「保健に関する教室（ママパパ教室など）」が38.8%となっています。
 「知らなかった」としては、「児童発達支援など（ひまわり園）」が36.9%と最も高く、次いで「子育て相談室 なのはな（中央子育て支援センター）」が29.2%、「育児講座」が26.9%となっています。



④病気の際の対応について

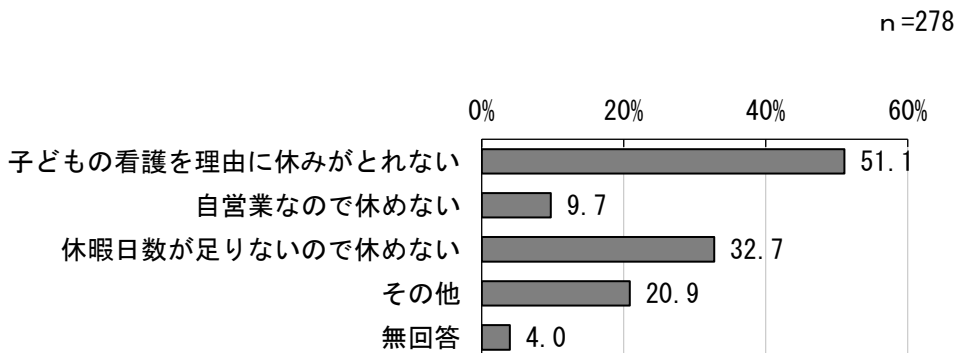
○病気やけがの際に利用したい事業

こどもが病気やけがで教育・保育事業を利用できない場合に利用したい事業は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が35.2%と最も高く、次いで「他の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が11.5%となっており、「利用したいと思わない」は42.6%となっています。



○事業の利用を希望する理由

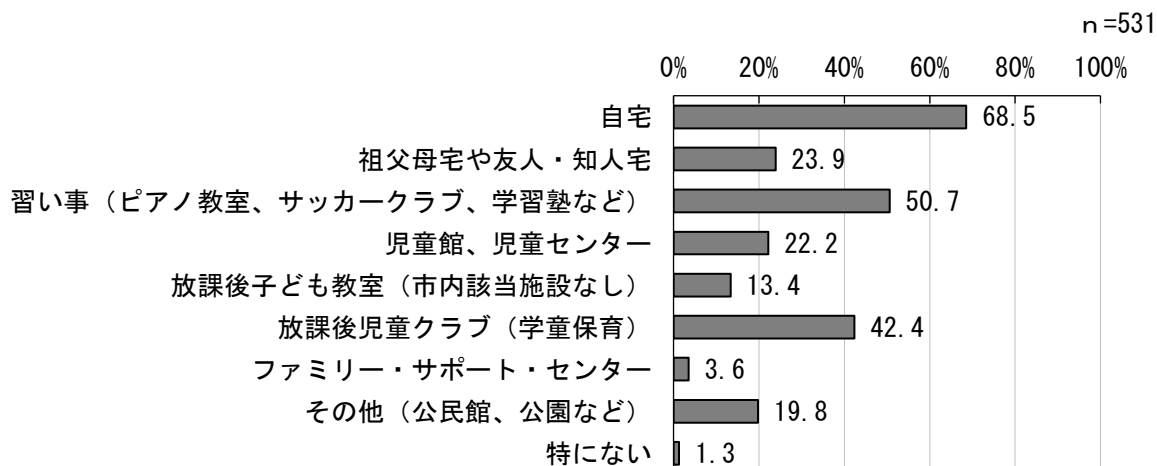
事業の利用を希望する理由は、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が51.1%と最も高く、次いで「休假日数が足りないので休めない」が32.7%となっています。



⑤小学校就学後の放課後の過ごし方について

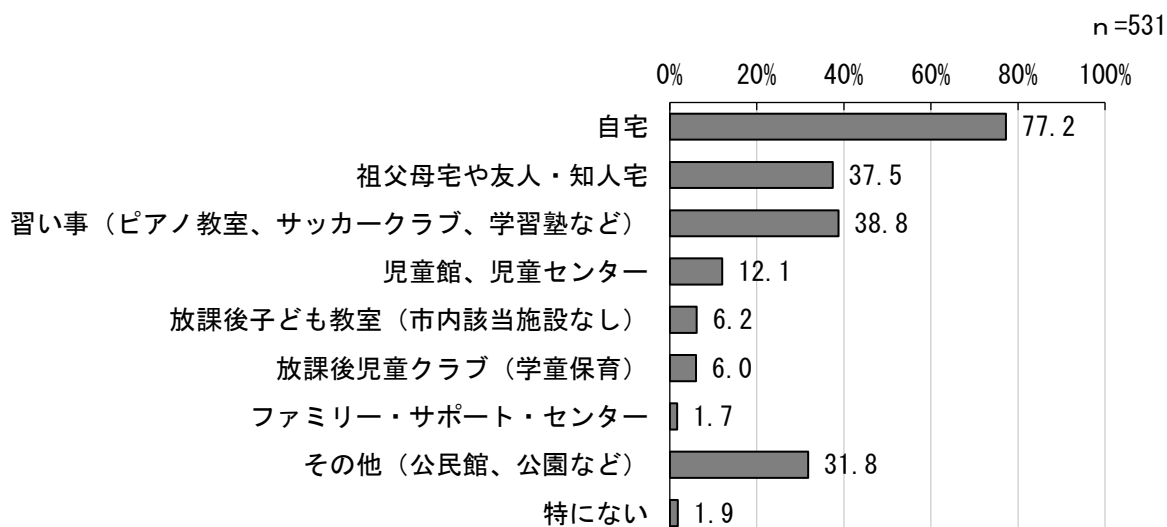
【放課後】

小学校低学年（1～3年生）の内、平日の学校終了後（放課後）に過ごさせたい場所は、「自宅」が68.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が50.7%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が42.4%となっています。



【土曜日】

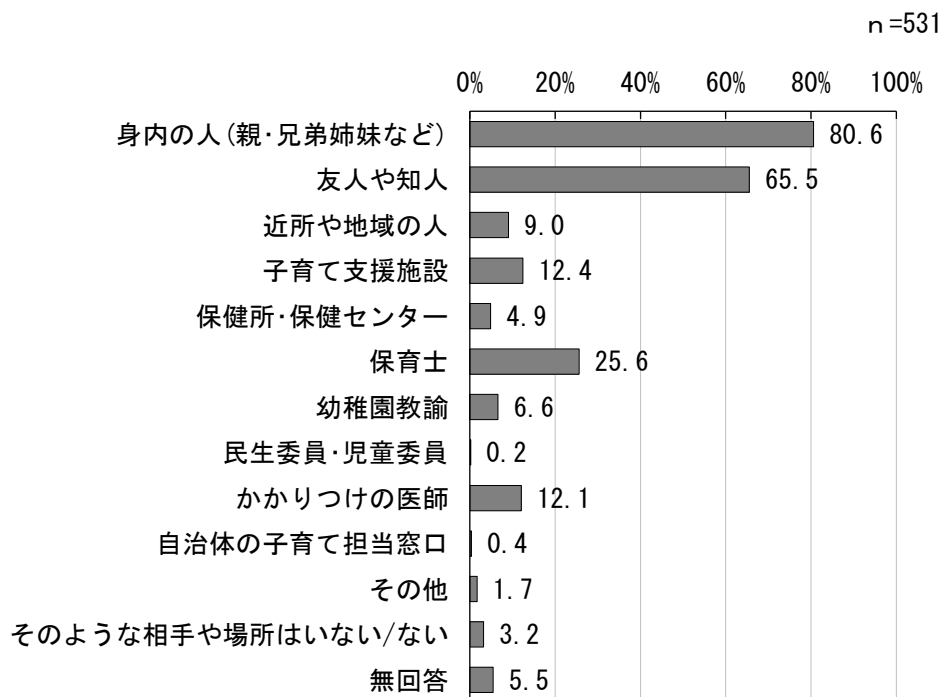
小学校低学年（1～3年生）の内、土曜日に過ごさせたい場所は、「自宅」が77.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が38.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が37.5%となっています。



⑥こどもの育ちを巡る環境について

○こどものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

こどものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所は、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が80.6%と最も高く、次いで「友人や知人」が65.5%、「保育士」が25.6%となっています。



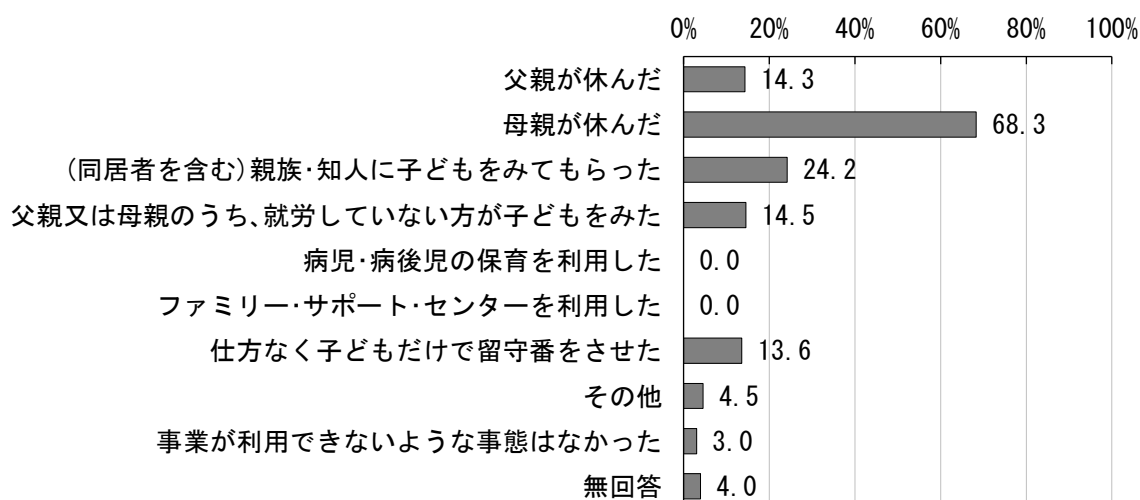
(2) 調査の結果概要 (小学生)

① 病気の際の対応について

○ 病気やけがの際の対処方法

こどもが、病気やけがで小学校に出席できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」が68.3%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が24.2%、「父親又は母親のうち、就労していない方が子どもをみた」が14.5%となっています。

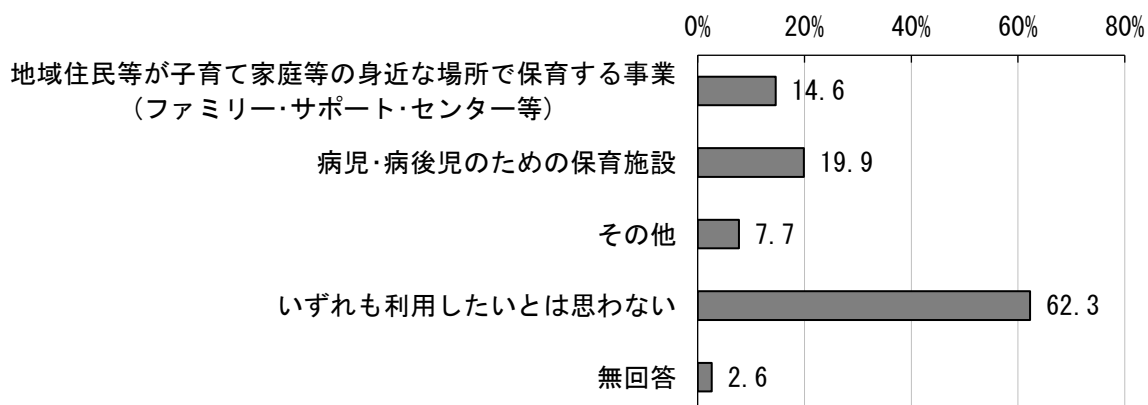
n=530



○ 病児・病後児保育事業等の利用意向

病児・病後児のための保育施設等の利用意向は、「いずれも利用したいとは思わない」が62.3%と最も高く、次いで「病児・病後児のための保育施設」が19.9%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(ファミリー・サポート・センター等)」が14.6%となっています。

n=493



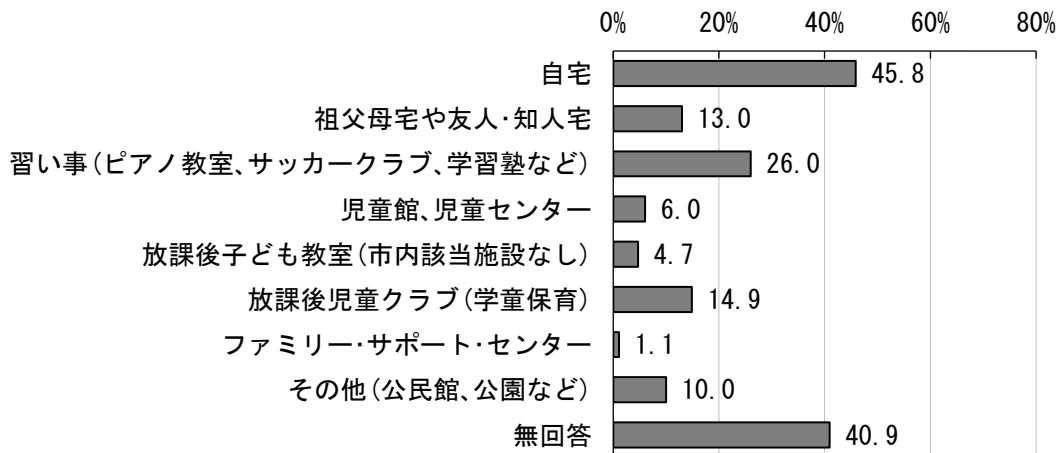
②放課後の過ごし方について

○放課後過ごさせたい場所

【1～3年生】

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、「1～3年生」としては、「自宅」が45.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が26.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が14.9%となっています。

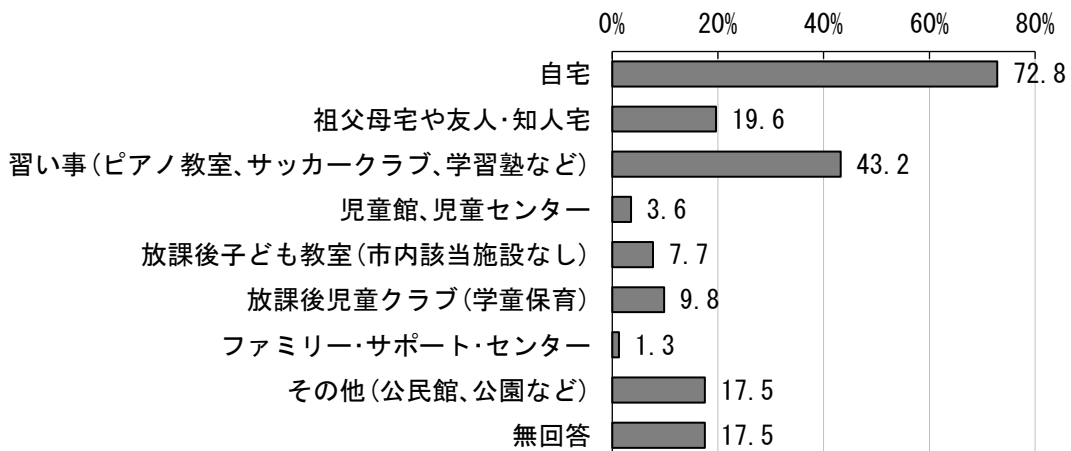
n=530



【4～6年生】

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、「4～6年生」としては、「自宅」が72.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が43.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が19.6%となっています。

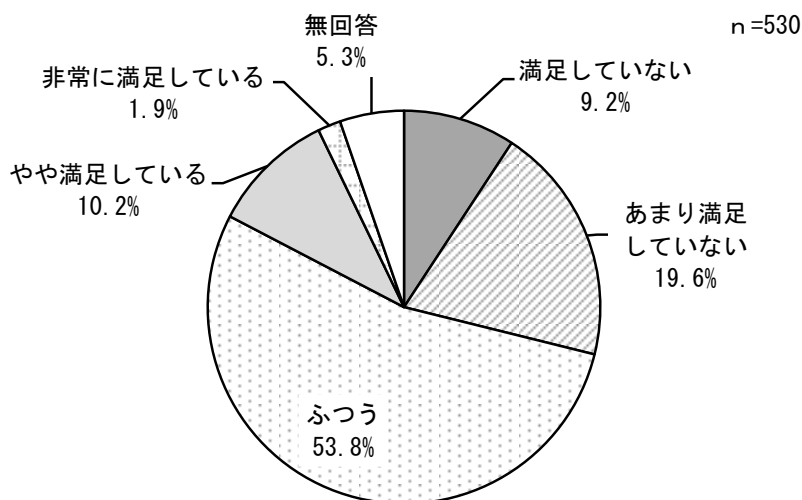
n=530



③稲沢市の子育て環境や支援について

○子育て環境や支援への満足度（小学生のみ）

子育て環境や支援への満足度は、「ふつう」が53.8%と最も高く、次いで「あまり満足していない」が19.6%、「やや満足している」が10.2%となっています。



(3) ニーズ調査の結果から見える課題

ニーズ調査（アンケート調査）の結果から、課題をまとめると、以下のとおりとなります。

●認可保育所に対する高い依存度

「定期的な」教育・保育事業について、「認可保育所」を利用していると答えた就学前児童保護者は約40%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」を利用していると答えた方は約20%でした。

「認可保育所」については約40%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」については26.2%の方が平日の利用を希望していますが、「認定こども園」は17%程度、「幼稚園の預かり保育」は15%程度の方が利用を希望しています。「認可保育所」、「幼稚園」はもちろんのこと、「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」における保育事業も充実させ、幅広いニーズに応える必要があります。

また、「認可保育所」についてはこどもの長期休暇期間中が13.7%、土曜日については7.2%の方が利用を希望しています。そのため、こどもの長期休暇期間中や土曜日の受け入れ体制が十分かどうか確認し、不十分であれば体制を整える必要があると考えられます。

●様々な家庭の事情に対応できる環境の整備

不定期に利用したい一時預かり事業について、約半数の就学前児童保護者が「利用するつもりはない」と答えていますが、その一方で「一時預かり」については25.6%の方が、「幼稚園の預かり保育」は16%、「ファミリー・サポート・センター」は15%程度の方が今後利用したいと答えています。利用を希望しない理由としては「利用する必要がない(子どもの教育や発達のため、

保護者がお子さんをみている等)」が 62.5%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」と答えた方は 21.6%となっています。

保護者がこども（特に就学前児童）をみていることができず、こどもを預けられる祖父母や親戚等も近くいない家庭や、保護者や祖父母、親戚の人がいたとしても突発的な事情でこどもをみていることができなくなった家庭など、様々な家庭の事情に対応できる環境を整え、支援を行う取組を進めていくことが必要と考えられます。

●病児とその家族を支える取組

病気やけがの際に利用したい事業について、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」と答えた就学前児童保護者は 35.2%、「他の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」と答えた方は 11.5%でした。一方で、42.6%の方が「利用したいと思わない」と答えています。利用を希望する理由としては、「子どもの看護を理由に休みがとれない」は半数以上、「休暇日数が足りないので休めない」が 32.7%ほどとなっています。

小学生児童保護者では、こどもが病気等で学校を休んだ場合の対応として「母親が休んだ」と答えた方が 68.3%と最も高く、病児・病後児のための保育施設等について「いずれも利用したいとは思わない」と答えた方が 62.3%と高くなっていますが、一方で、約 20%の方が「病児・病後児のための保育施設」を利用したいと回答しています。

このことから、病児対応の多くが家庭内で行われており、職場での十分な理解が進んでいないことなどが影響していると考えられます。

こどもが病気等になった際に安心してこどもを預けられる体制づくりや病院併設施設など信頼性のあるサービスを利用しやすくする支援を今後も進めていくことが必要と考えられます。

●放課後の過ごし方の多様化・充実

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、就学前児童保護者では、「自宅」が最も高く、小学生保護者では、1～3年生時においては「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、4～6年生時においても「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が高くなっています。したがって、安心・安全に放課後活動が可能となる居場所を充実させていくことが求められます。

●子育てと子育て環境に対する支援

本市の子育て環境や支援への満足度は、小学生のこどものいる保護者では「ふつう」が 53.8%、「やや満足している」が約 10%となっています。一方で、「満足していない」「あまり満足していない」は合わせて 28.8%となっています。

また、本市の地域の子育て支援事業の中で利用したことがあるものとしては「児童館・児童センター」が 63.3%、次いで「子育て支援センター」が 52.5%となっています。聞いたことはあるが利用したことはない事業としては「家庭教育に関する学級・講座（子育てセミナー等）」、「保健センターの情報・相談」などの事業があります。

就学前児童保護者のこどもや子育てに関する相談先は、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が約80%、「友人や知人」が65.5%と高くなっているのに対し、「子育て支援施設（12.4%）」や「自治体の子育て担当窓口（0.4%）」などは非常に低くなっています。

こどもやその保護者が適切な保育・教育事業のサービスを受けられるよう、地域の子育て支援事業に関する情報をSNSや地域イベントなども活用して効果的に発信していく必要があると考えられます。

5 子育て世帯生活実態調査（アンケート調査）結果の概要

■調査の目的

本計画の策定を進めるにあたり、子育て世帯の支援ニーズや生活実態を把握し、計画策定の基礎資料とさせていただくため、調査を実施しました。

■調査の対象と実施方法

- 調査対象：稲沢市在住の小学生
- 調査期間：令和6年4月1日～令和6年4月24日
- 調査方法：郵送配布・回収、WEB回答
- 配布・回収：

配布数	回収数		回収率
350 票	149 票		42.6%
	WEB	紙	
	82 票	67 票	

- 調査対象：稲沢市在住の中学生
- 調査期間：令和6年4月1日～令和6年4月24日
- 調査方法：郵送配布・回収、WEB回答
- 配布・回収：

配布数	回収数		回収率
350 票	135 票		38.6%
	WEB	紙	
	77 票	58 票	

- 調査対象：稲沢市在住の小学生または中学生の保護者
- 調査期間：令和6年4月1日～令和6年4月24日
- 調査方法：郵送配布・回収、WEB回答
- 配布・回収：

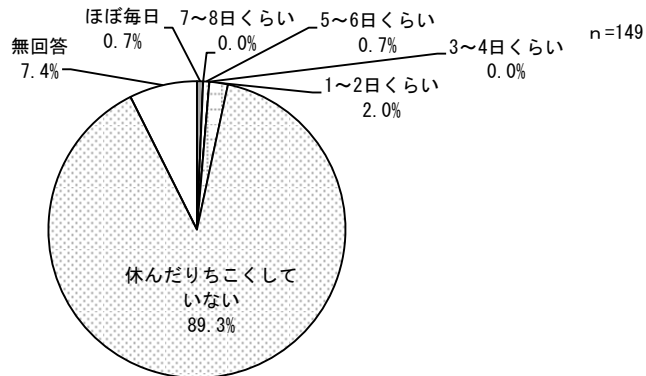
配布数	回収数		回収率
700 票	300 票		42.9%
	WEB	紙	
	172 票	128 票	

(1) 調査の結果概要 (小学生)

① ふだんの生活について

○家の手伝いやだれかの世話で学校を休んだり遅刻したことの有無

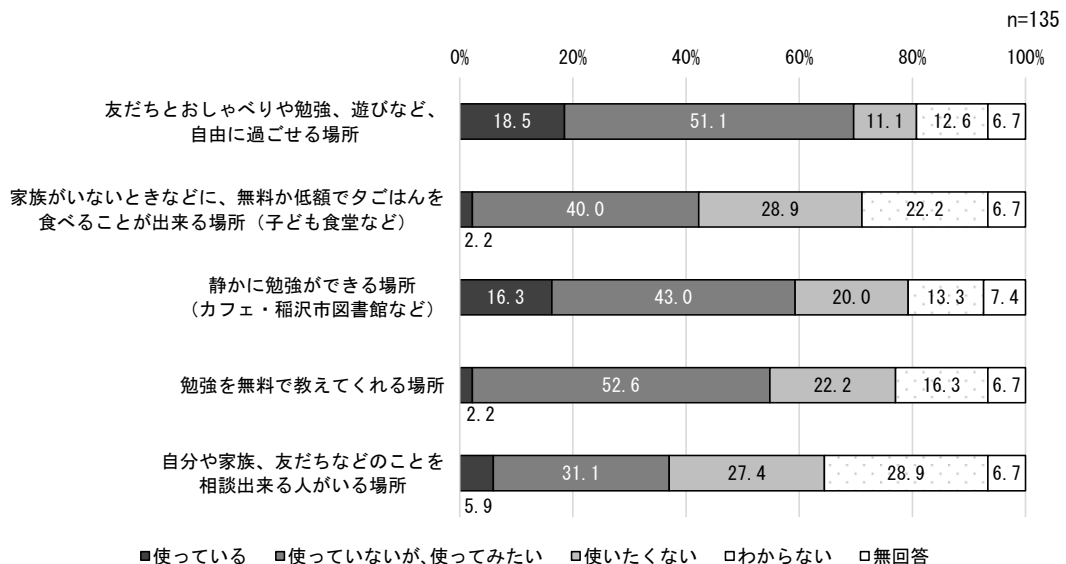
家の手伝いやだれかの世話で学校を休んだり遅刻したことの有無は、「休んだりちこくしていない」が 89.3%と最も高く、次いで「1～2日くらい」が 2.0%、「ほぼ毎日」、「5～6日くらい」がそれぞれ 0.7%となっています。



② ふだん考えていることについて

○使ってみたい場所

使ってみたい場所は、「使っている」としては、「友だちとおしゃべりや勉強、遊びなど、自由に過ごせる場所」が 31.5%と最も高く、次いで「静かに勉強ができる場所」が 19.5%、「自分や家族、友だちなどのことを相談できる人がいる場所」が 10.7%となっています。「使っていないが、使ってみたい」としては、「友だちとおしゃべりや勉強、遊びなど、自由に過ごせる場所」が 51.0%と最も高く、次いで「勉強を無料で教えてくれる場所」が 46.3%、「家族がいないときなどに、無料か低額で夕ごはんを食べることが出来る場所」が 43.0%となっています。

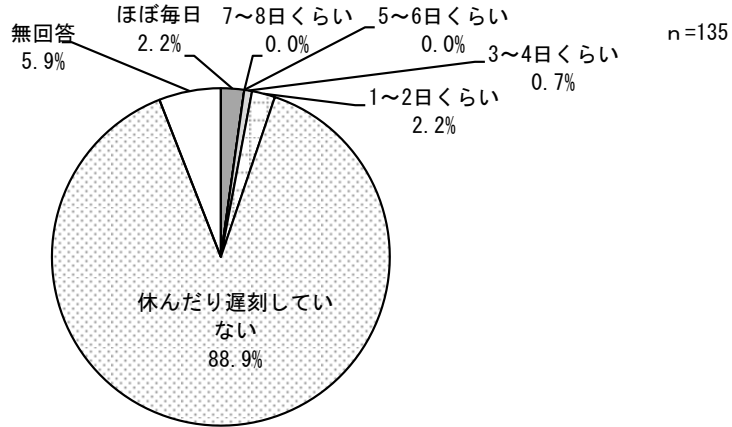


(2) 調査の結果概要 (中学生)

① ふだんの生活について

○家の手伝いやだれかの世話で学校を休んだり遅刻したことの有無

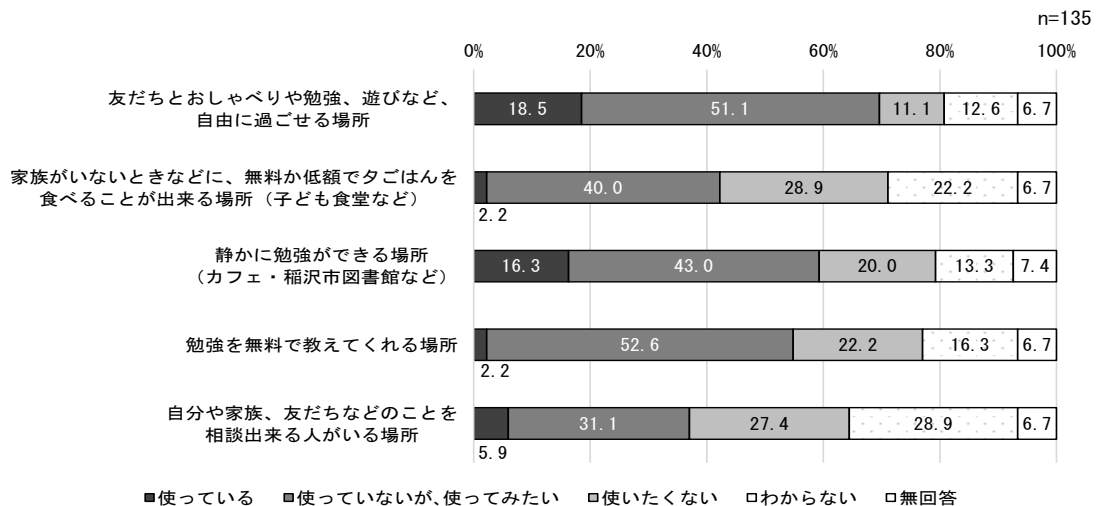
家の手伝いやだれかの世話で学校を休んだり遅刻したことの有無は、「休んだり遅刻していない」が88.9%と最も高く、次いで「ほぼ毎日」、「1～2日くらい」がそれぞれ2.2%となっています。



② ふだん考えていることについて

○使ってみたい場所

使ってみたい場所は、「使っている」としては、「友だちとおしゃべりや勉強、遊びなど、自由に過ごせる場所」が18.5%と最も高く、次いで「静かに勉強ができる場所(カフェ・稲沢市図書館など)」が16.3%、「自分や家族、友だちなどのことを相談出来る人がいる場所」が5.9%となっています。「使っていないが、使ってみたい」としては、「勉強を無料で教えてくれる場所」が52.6%と最も高く、次いで「友だちとおしゃべりや勉強、遊びなど、自由に過ごせる場所」が51.1%、「静かに勉強ができる場所(カフェ・稲沢市図書館など)」が43.0%となっています。

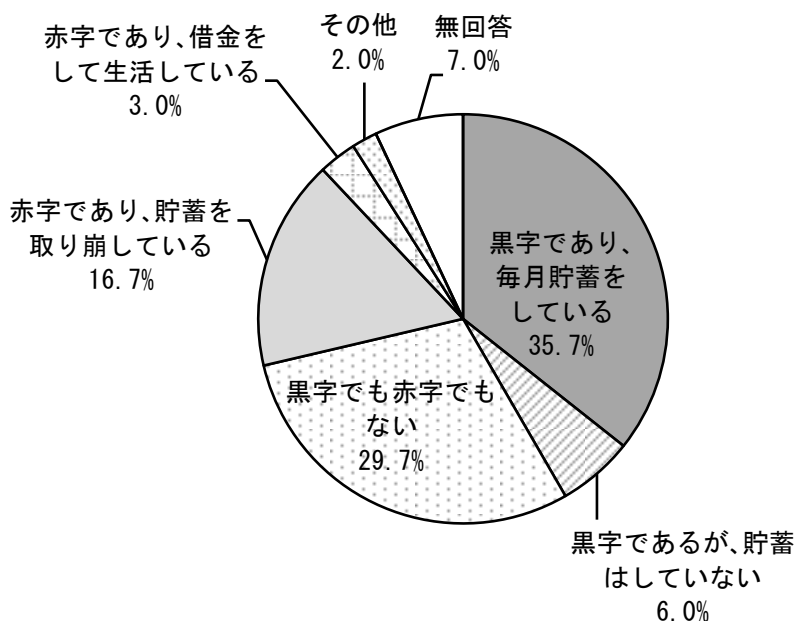


(3) 調査の結果概要（小中学生の保護者）

①あなたのご家庭での生活について

○家計の状況

家計の状況は、「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が35.7%と最も高く、次いで「黒字でも赤字でもない」が29.7%、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が16.7%となっています。



【家計の状況（年齢別・暮らしの状況別）】

家計の状況を年齢別にみると、回答者のいない「20～24歳」、「25～29歳」を除いたほとんどの年齢で「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が最も高くなっている一方、「20歳未満」（母数2人）では「黒字でも赤字でもない」が最も高くなっています。また、「30～34歳」（母数2人）では「黒字であり、毎月貯蓄をしている」と並び「黒字でも赤字でもない」、「60歳以上」（母数3人）では「黒字であり、毎月貯蓄をしている」と並び「赤字であり、借金をして生活している」も最も高くなっています。暮らしの状況別にみると、「大変ゆとりがある」、「ややゆとりがある」、「普通」では「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が最も高くなっているのに対して、「やや苦しい」、「大変苦しい」では「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が最も高くなっています。

		合計	黒字であり、毎月貯蓄をしている	黒字であるが、貯蓄はしていない	黒字でも赤字でもない	赤字であり、貯蓄を取り崩している
全体		300	35.7%	6.0%	29.7%	16.7%
年齢	20歳未満	2	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	20～24歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	25～29歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30～34歳	2	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
	35～39歳	22	31.8%	4.5%	27.3%	18.2%
	40～44歳	85	38.8%	8.2%	35.3%	15.3%
	45～49歳	96	34.4%	6.3%	31.3%	16.7%
	50～54歳	72	40.3%	4.2%	26.4%	19.4%
	55～59歳	7	42.9%	14.3%	14.3%	28.6%
60歳以上	3	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	
暮らしの状況	大変ゆとりがある	6	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	ややゆとりがある	33	87.9%	6.1%	3.0%	3.0%
	普通	144	45.8%	7.6%	38.9%	4.2%
	やや苦しい	76	6.6%	6.6%	38.2%	39.5%
	大変苦しい	22	4.5%	0.0%	13.6%	59.1%
		合計	赤字であり、借金をして生活している	その他	無回答	
全体		300	3.0%	2.0%	7.0%	
年齢	20歳未満	2	0.0%	0.0%	0.0%	
	20～24歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	
	25～29歳	0	0.0%	0.0%	0.0%	
	30～34歳	2	0.0%	0.0%	0.0%	
	35～39歳	22	13.6%	4.5%	0.0%	
	40～44歳	85	0.0%	0.0%	2.4%	
	45～49歳	96	5.2%	2.1%	4.2%	
	50～54歳	72	0.0%	4.2%	5.6%	
	55～59歳	7	0.0%	0.0%	0.0%	
60歳以上	3	33.3%	0.0%	0.0%		
暮らしの状況	大変ゆとりがある	6	0.0%	0.0%	0.0%	
	ややゆとりがある	33	0.0%	0.0%	0.0%	
	普通	144	0.0%	2.8%	0.7%	
	やや苦しい	76	5.3%	2.6%	1.3%	
	大変苦しい	22	22.7%	0.0%	0.0%	

(4) 子育て世帯生活実態調査の結果から見える課題

子育て世帯生活実態調査（アンケート調査）の結果から、課題をまとめると、以下のとおりとなります。

①小学生・中学生

●ヤングケアラーへの支援

家の手伝いやだれかの世話で学校を休んだり遅刻したことの有無は、小学生の 89.3%、中学生の 88.9%が「家庭の事情での学校欠席・遅刻はない」と回答しています。しかしながら、一部の児童・生徒は家族の世話などで学校生活に影響を受けていると考えられ、特に小学生では1～2日程度の遅刻や欠席が 2.0%見られ、中学生でもほぼ毎日世話などの理由で影響を受ける生徒が 2.2%存在します。

このことから、ヤングケアラーに該当すると思われる小学生・中学生が一定数存在することが予想されます。そのため、ヤングケアラーに関する情報を提供し、認知度を向上させるための啓発活動や支援制度の強化・相談窓口の周知などが求められます。

●こどもの居場所に関するニーズ

自由に過ごせる場所へのニーズが小学生と中学生で異なります。小学生は「友だちと自由に過ごせる場所」を求める割合が高く、既に 31.5%が利用していますが、現在未利用でも 51.0%が使ってみたいと考えています。また、小学生では、「家族がいないときなどに、無料か低額で夕ごはんを食べることが出来る場所」について 43.0%が使ってみたい、と回答しています。

一方、中学生も「友だちと自由に過ごせる場所」を求めています。利用経験は 18.5%と少なめです。また、「家族がいないときなどに、無料か低額で夕ごはんを食べることが出来る場所」について 40.0%が使ってみたい、と回答しています。このことから、全体的に自由な居場所に対するニーズは強いと考えられます。

●学習支援の場の強化

「勉強を無料で教えてくれる場所」に対し、特に中学生で高いニーズがあり、現在未利用でも 52.6%が望んでいます。小学生も 46.3%が利用希望を持っています。このことから、学習支援に対するニーズが高まっている一方で、学習の支援を受けられる場所や環境の不足、認知度の不足があるのではないかと考えられます。

②小中学生保護者

●経済的な格差に対する支援

家計が「黒字であり、毎月貯蓄をしている」と回答した保護者は35.7%と最も高く、次いで「黒字でも赤字でもない」が29.7%、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が16.7%でした。生活のゆとりがある家庭では黒字の割合が高い一方、「やや苦しい」や「大変苦しい」と感じる家庭では家計が赤字の割合が高く、特に貯蓄を取り崩して生活している状況がみられます。

このことから、経済的な格差が小中学生の保護者間に存在することが見受けられ、子どもたちの教育費負担や学習環境にまで影響する可能性があります。

6 子ども・若者意識調査結果の概要

■調査の目的

本計画の策定を進めるにあたり、稲沢市内在住・在学の若者のみなさまのご意見を計画に反映させるため、調査を実施しました。

■調査の対象と実施方法

○調査対象：令和6年4月1日現在18歳～34歳の方

○調査期間：令和6年6月4日～令和6年6月28日

○調査方法：郵送配布・回収、WEB回答

○配布・回収：

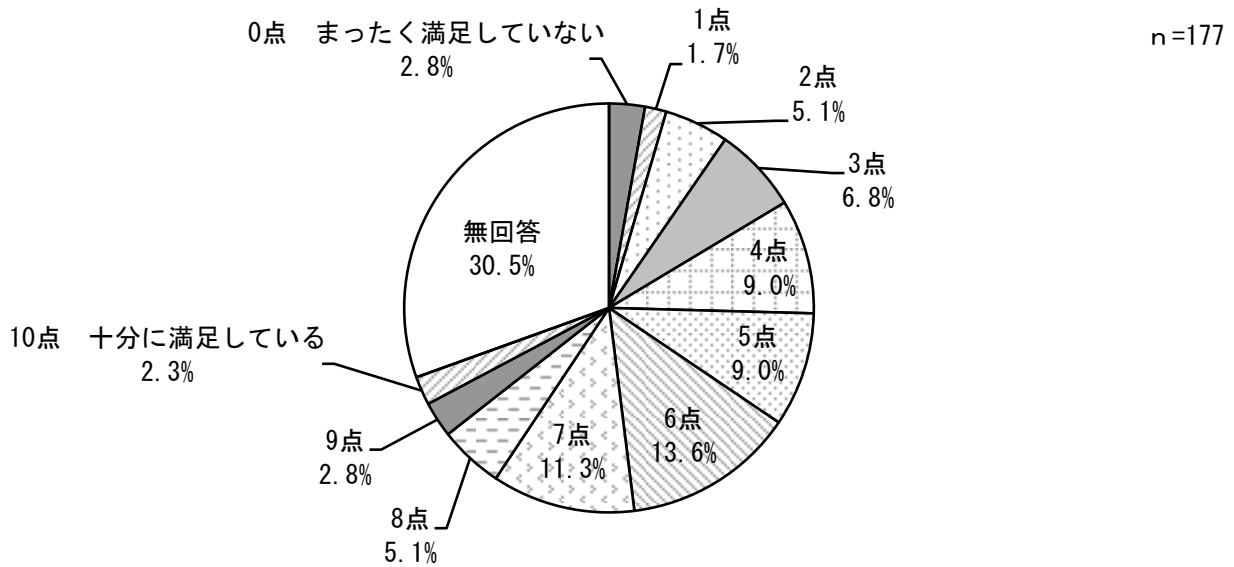
配布数	回収数		回収率
700票	177票		25.3%
	WEB	紙	
	116票	61票	

(1) 調査の結果概要

①今のあなた自身の意識と将来について

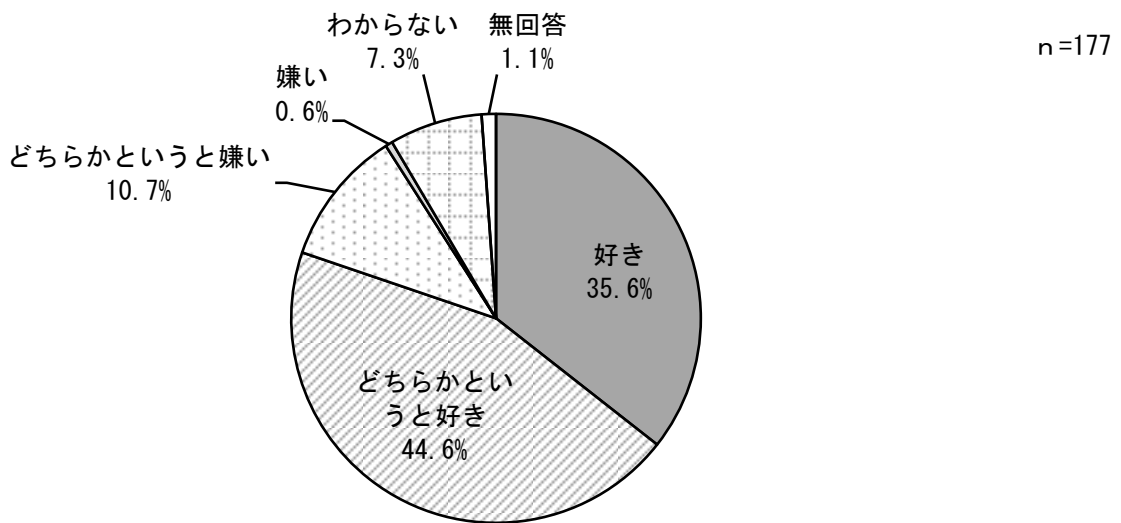
○暮らしや生活の満足度

ここ1年の暮らしや生活の満足度は、「6点」が13.6%と最も高く、次いで「7点」が11.3%、「4点」、「5点」がそれぞれ9.0%となっています。



○現在住んでいるところが好きか

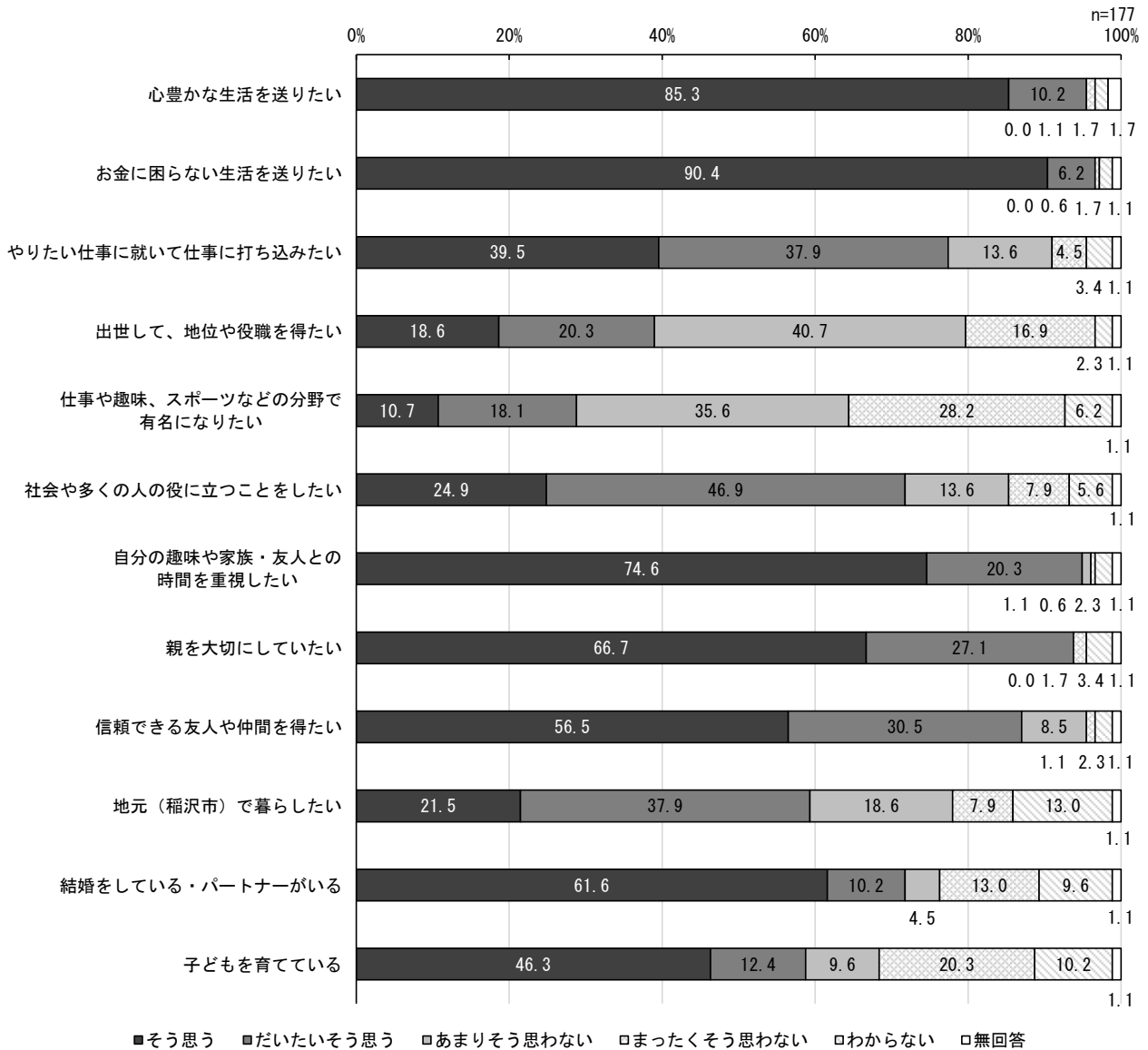
現在住んでいるところが好きかは、「どちらかというとき好き」が44.6%と最も高く、次いで「好き」が35.6%、「どちらかというとき嫌い」が10.7%となっています。



○20年後どのようになりたいと思うか

20年後どのようになりたいと思うかは、「そう思う」としては、「お金に困らない生活を送りたい」が90.4%と最も高く、次いで「心豊かな生活を送りたい」が85.3%、「自分の趣味や家族・友人との時間を重視したい」が74.6%となっています。「まったくそう思わない」としては、「仕事や趣味、スポーツなどの分野で有名になりたい」が28.2%と最も高く次いで「子どもを育てている」が20.3%、「出世して、

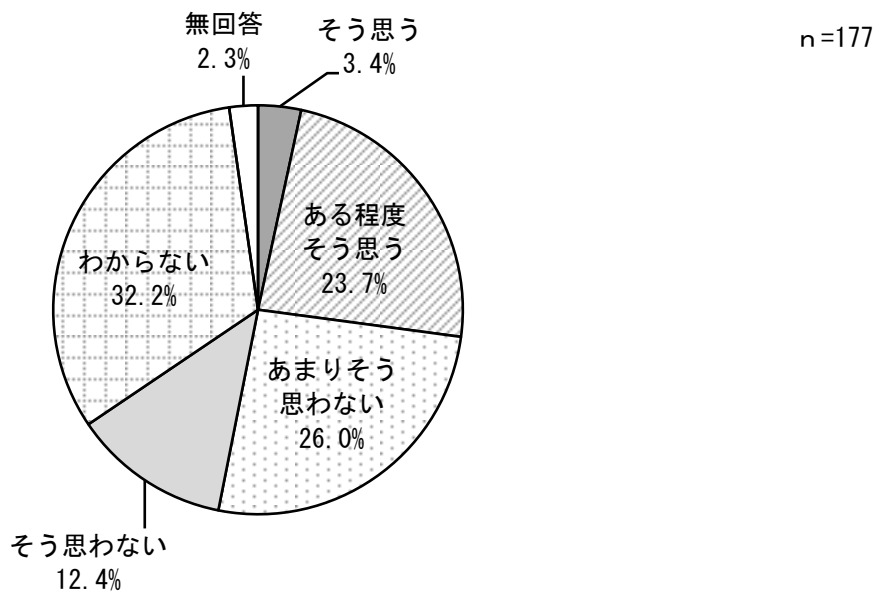
地位や役職を得たい」が16.9%となっています。
 「わからない」としては、「地元（稲沢市）で暮らしたい」が13.0%と最も高く、次いで「子どもを育てている」が10.2%、「結婚をしている・パートナーがいる」が9.6%となっています。



②こども・若者の意見や権利について

○市がこどもや若者の意見を取り入れていると思うか

市がこどもや若者の意見を取り入れていると思うかは、「わからない」が32.2%と最も高く、次いで「あまりそう思わない」が26.0%、「ある程度そう思う」が23.7%となっています。



(2) こども・若者意識調査の結果から見える課題

こども・若者意識調査（アンケート調査）の結果から、課題をまとめると、以下のとおりとなります。

●生活満足度と地域への愛着の向上

生活満足度に関する回答では「6点」が13.6%、「7点」が11.3%、「4点」「5点」がそれぞれ9.0%と、中間評価が多くなっています。また、現在住んでいる地域について「どちらかというが好き」が44.6%、「好き」が35.6%と比較的高い評価を得ていますが、「どちらかという嫌い」も10.7%を占めており、地域への愛着を深める施策が求められます。地域の魅力や居住者が誇りを感じられる取組を通じて、生活満足度と地域への愛着をさらに高めていくことが求められます。

●将来の生活への不安と安定した生活基盤への支援

20年後の目標として「お金に困らない生活を送りたい」が90.4%、「心豊かな生活を送りたい」が85.3%、「趣味や家族・友人との時間を重視したい」が74.6%と、高い割合で生活の安定や豊かさを望む声が挙がっています。一方で「有名になりたい」や「出世して地位や役職を得たい」といった目標は、それぞれ28.2%、16.9%と高くはなく、経済的な安定を重視する傾向が見られます。若者が安心して将来を考えられるような経済的支援や雇用安定のための施策が求められていると考えられます。

●若者の意見を反映する仕組みの構築

市が若者の意見を取り入れていると感じているかについて、「わからない」が32.2%と最も高く、「あまりそう思わない」が26.0%、「ある程度そう思う」が23.7%という結果になっています。多くの若者が市政への意見反映に対して懐疑的であると考えられるため、若者が積極的に市政に関与できる機会を増やすことで、市政に対する信頼性を高め、地域への関心を引き出す取組が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、「(第2期) 稲沢市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承するとともに、稲沢市子ども・子育て会議、子育て支援に関するアンケート調査や関係団体へのヒアリング調査の結果を踏まえ、稲沢市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。

思いやり支えあい、地域で育む子育て支援

2 基本的な視点

現在、子どもや家庭を取り巻く環境は多様化しており、地域社会全体で子どもと子育てを支援するための新しい支え合いの仕組みが求められています。

本計画では、これまで進めてきた「(第2期) 稲沢市子ども・子育て支援事業計画」を基盤とし、「稲沢市ステージアッププラン(第6次稲沢市総合計画)」の方向性と調和を図りながら、施政方針やアンケート調査結果をもとに市民の意識を確認し、市内法人へのアンケート調査や子育て支援団体へのヒアリング調査を通じた意見、さらに本市の地域特性などを踏まえ、次の4つを基本視点として設定しました。この視点をもとに、子ども・子育て支援新制度における「子どもの最善の利益」を最優先とし、子育て支援施策を通して魅力あるまちづくりの実現に引き続き取り組んでいきます。

○ こどもの育ちの視点

子どもは、社会の未来を築く力であり、希望の象徴です。そのため、子どもたちは家族の愛情に包まれて生まれ、家族の一員として様々な役割を果たしながら成長していくことが大切です。

特に乳幼児期は、生涯にわたる人格形成に極めて重要な時期であるため、「子どもの最善の利益」(子どもにとって最も良い結果を生む支援)を目指す社会の実現が基本となります。こどもの視点を尊重し、子どもが主体的に成長できるような環境を整え、学びと成長を支えることに努めてまいります。

○ 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てにおいて最も重要な役割と責任を持っていることを前提にしつつ、子育てに関する負担や不安、孤立感を軽減することで、保護者が心にゆとりを持ち、自信をもって子どもに向き合える環境を整えることを目指しています。

これにより、こどもの健やかな成長を促すことが可能になります。また、親としての自覚

と責任感を育むとともに、親子の信頼関係に基づく愛情豊かな子育てが次世代へと受け継がれるよう、親の価値観やニーズを尊重しつつ、親自身の育児能力を向上させることを支援します。

○ 地域での支え合いの視点

こども・子育て支援の重要性について、社会のさまざまな分野で関心と理解を深めることが求められます。地域全体が協力し、それぞれの役割を担うことにより、こどもが成長するためのより良い環境を整えることが可能です。そのため、地域ぐるみでこどもや子育てを見守り、支援を進めていくことが大切です。

○ 子育て環境の充実の視点

こどもや子育て家庭が置かれた状況や地域の特性を踏まえ、乳幼児期の教育や保育の環境整備、そして地域全体での多様なこども・子育て支援を量的・質的に向上させることが重要です。妊娠期や出産期から継続的な支援を提供し、切れ目のないサポート体制を確立する必要があります。

また、「児童の権利に関する条約」に記されているように、こどもの人権尊重と最善の利益を最優先とし、障がい、病気、貧困、虐待など多様な理由で社会的支援が求められるこどもや家族も含め、幅広く「全てのこどもと家庭」に向けた支援を提供する視点が必要です。これにより、様々なニーズに対応した取組を推進します。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと、4つの基本目標を掲げ、計画を推進するものとしします。

基本目標1 家庭における子育てへの支援

こどもの成長の基盤となるのは家庭であり、基本的な生活習慣を身に付けさせ、自立して社会で生きる力を養うことは、親にとって重要な責務です。しかし、少子化や核家族化が進む中で、この役割を十分に果たせない家庭が増えているのが現状です。就学前や小学生の児童に関する調査でも、「こどもの教育」や「成長・発達」に不安や負担を抱える保護者が多いことが明らかになっています。このため、妊娠期から出産、乳幼児期の育児を支援するために、専門家の助言を受けられるようにしたり、公的なサービスの活用を案内したりする利用者支援を行っています。

また、親子や異世代間の交流を促し、家庭で解決が難しい問題について気軽に相談できる場を提供するなど、地域のさまざまな世代が一体となって親子を支援できる環境づくりを進めています。さらに、虐待を受けるなど支援が必要なこどもたちに対しても、相談支援体制の充実を図る取組を推進します。

基本目標2 こどもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

全てのこどもが健やかに成長できるようにするためには、「豊かな心」と「健やかな体」を育むことが不可欠です。また、就学前児童や小学生児童への調査では、「こどもの教育に関する悩み」が多く挙げられ、「子育ての不安や負担解消のために必要なこと」として「こどもの教育環境」を求める回答も高い割合を占めています。

このようなこどもの教育やその環境への関心の高さ、乳幼児期の愛着形成や幼児期の人格形成の重要性を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）の視点を取り入れた発達段階に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を行います。これにより、こどもが健やかに成長できるよう支援するとともに、保育園・幼稚園・小学校の教職員間で教育や保育への理解を深め、小学校生活への円滑な移行を見据えた共通の視点を持てるよう、幼・保・小の連携を強化します。

基本目標3 すべてのこどもの育ちを支える環境の整備

子育て世帯生活実態調査によると、現在の暮らしの状況について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した割合は低いものの、一定の子育て世帯が経済的困難に直面しています。こうした家庭や、障がいのあるこども、多文化背景を持つこどもなど、配慮が必要なこどもや保護者に対し、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実させます。また、全てのこどもが最善の利益を享受できるよう、地域住民を含む大人が規範を示し、こどもの成長に積極的に関わるための地域とのつながりを支援し、地域全体で子育てを支える環境を推進します。

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

経済情勢や企業経営環境が依然として厳しい中で、共働き家庭が増加し、子育てと仕事を両立できる環境の整備が重要となっています。就学前児童や小学生の保護者を対象とした調査では、「仕事や自分のやりたいことができない」や「子育てによる身体的な疲れ」といった悩みを抱える割合が高くなっています。

このような状況を踏まえ、働きながら安心してこどもを産み、育てられる環境を整えるため、勤務時間やライフスタイルの多様化に対応できる柔軟な子育て環境の構築を推進し、子育てと仕事のバランスを取った働き方を支援する取組を進めていきます。

4 施策の体系

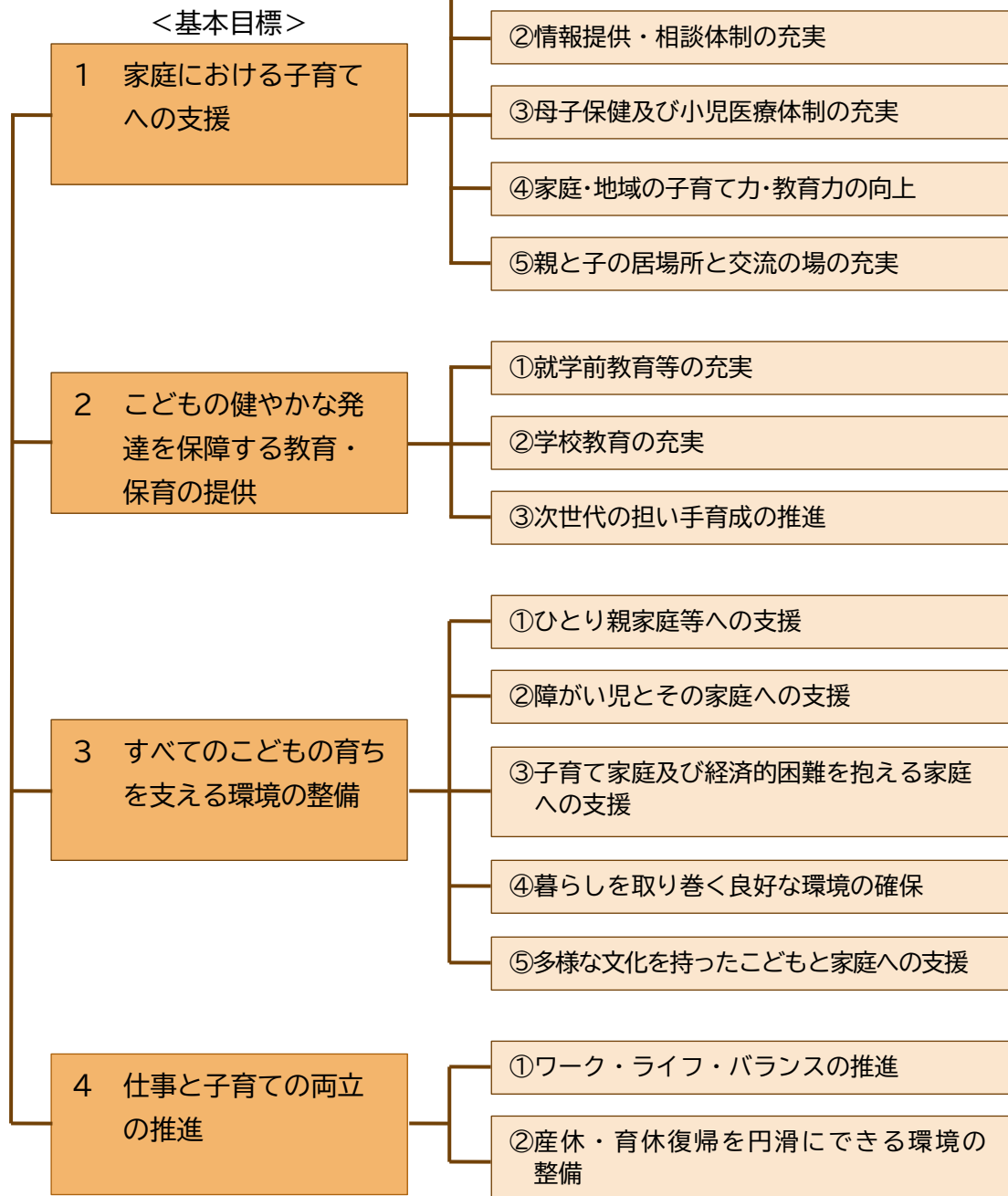
<基本理念>

思いやり支えあい、地域で育む子育て支援

<基本的な視点>

- | | |
|---------------|---------------|
| ○ こどもの育ちの視点 | ○ 親としての育ちの視点 |
| ○ 地域での支え合いの視点 | ○ 子育て環境の充実の視点 |

<基本施策>



第4章 施策の展開

4つの基本目標の実現に向けて、15の基本施策に基づいて、現状・課題、今後の方向性を示し、これを達成するための個別施策をまとめています。

基本目標1 家庭における子育てへの支援

基本施策① 保育サービス等の充実

本市の女性の労働力率は、平成17年から令和2年の国勢調査で、20歳台後半から60歳台後半にかけて上昇しており、今後もこどものいる共働き世帯は増加が見込まれます。また、就学前児童調査でも、子育ての悩みとして、「こどもの教育に関すること」や「発育・発達に関すること」と答えた方が30%以上となっています。

このため、今後も多様化する保育ニーズを的確に把握し、適切に対応していきます。また、こどもたちの自立心を育てるとともに、協力や工夫をして遊ぶ協同の態度を養うことを目指し、異なる年齢のこどもたちとの交流や、こども自身が主体的に行う遊びを通じて、共通の目標を持ちながら「協力し合う経験」を重ねることで、豊かな社会性の育成に力を入れていきます。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	通常保育の充実	こどもが健康・安全で情緒が安定し、自己を十分に発揮できる環境を整え、主体的な活動等を大切にすることで、生活や遊びを通して総合的に保育していきます。また、土曜日保育については、保育ニーズに注視しつつ、実施園を集約しての拠点園での実施、その上で保育時間の拡充を検討します。	保育課
2	延長保育の充実	保育園の通常保育時間以外の保育ニーズに対応するため、実施園は集約しつつ、延長保育の実施時間を検討します。	保育課
3	乳児保育の充実	3歳未満の低年齢児の保育については、民間保育園では全園で実施しています。公立保育園においても地域のニーズに応じ拡大について検討します。	保育課
4	インクルーシブ保育の充実	障がいの有無等に関係なく共に生活し育ち合う環境の中で、支援の必要な園児に必要なときに必要な支援を受けられる加配体制を公私立全園で充実させていきます。	保育課
5	夜間保育の検討	保護者の就労形態の多様化に伴う夜間帯の保育ニーズに応じて、実施形態などについて検討します。	保育課
6	休日保育の検討	保護者の勤務などに伴う日曜日、祝日の保育サービスに対応するため、実施形態を検討します。	保育課
7	病児・病後児保育の実施	保護者の就労などにより病氣中などのこどもの保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業での病児・病後児預かりを継続し、利用料に対する助成を行うとともに、専用施設を建設し、病児・病後児保育を実施します。	子育て支援課

No.	個別施策	取組内容	担当課
8	地域型保育事業の検討	市による認可事業としての「小規模保育」、「家庭的保育」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」などの多様な事業について、地域の保育ニーズを把握し、実施の検討を継続します。	保育課
9	放課後児童クラブの充実	就労などにより保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、児童館・児童センター、小学校などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、放課後の児童の健全育成を継続します。また、地域性や、長期休業期間の利用ニーズに応じ、場所の確保や運営方法等を検討します。	子育て支援課
10	放課後児童クラブの整備	放課後の児童の安心・安全な居場所づくりのため、利用ニーズに応じて放課後児童クラブの整備や改修を図ります。	子育て支援課
11	保育の質の向上	保育所保育指針に基づいたこどもを尊重したこども主体の保育を目標に、きめ細かな質の高い保育サービスを提供するとともに、一人ひとりの保育士が専門性を高め、適切な対応を行うことができるよう保育士を養成し、各種の職員研修の内容の向上に努めます。	保育課
12	保育園等の整備	老朽化した設備及び保育園舎の維持保全を図るため、空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、床、トイレ、駐車場、バリアフリー化等の整備や施設の改築を行うとともに、就学前児童数の推移、保育園・認定こども園等の状況やニーズに応じた整備に努めます。特に通園児童数の減少が著しい祖父江地区については、適正な公立保育園の再配置を検討し、建替えを行います。	保育課
13	発達に応じた保育の実施	生活や遊びを通じた保育園の保育が、小学校以降につながる資質能力の3つの柱（①知識及び技能の基礎②思考力・判断力・表現力等の基礎③学びに向かう力・人間性等）の基盤となることを意識し、発達の特徴を踏まえた保育を展開していきます。	保育課
14	保育の情報発信	保護者や地域の方々に保育への理解を深めていただき、ともにこどもの育ちを支えていけるよう、保育業務支援システム（在園児保護者）、市ホームページ及び市広報（一般）を活用し保育場面の写真を掲載するなど、分かりやすく情報発信することを拡充していきます。	保育課
15	幼稚園の預かり保育の実施	幼稚園での教育時間終了後に、保護者の就労などにより保育を必要とする園児を引き続き預かる事業を継続します。	保育課
16	一時預かり事業（一時保育）の実施	保護者の就労、病気等により、断続的又は緊急・一時的並びに育児疲れ等の私的理由により一時的に保育サービスを提供する事業を継続するとともに、「こども誰でも通園制度」との整理・検討を行います。	保育課
17	ファミリー・サポート・センター事業の推進	様々な子育てのニーズに対応するとともに、仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、こどもの預かり、送迎などの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の推進を継続し、会員の確保と適切なコーディネートを行います。	子育て支援課
18	子育て短期支援事業の実施	保護者が病気などにより家庭でこどもの養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する事業を継続し、制度のさらなる周知を図っていきます。また、利用者の選択肢を増やすため新たな施設等の拡充を検討します。	子育て支援課
19	企業主導型保育事業の推進	多様な就労形態に対応する保育サービスの提供を行い、仕事と子育ての両立に資するため、企業主導型保育事業の実施を希望する企業からの相談体制の構築を検討します。	保育課

No.	個別施策	取組内容	担当課
20	多胎児育児サポーター派遣事業の実施	多胎妊婦・多胎児を子育てしている保護者が、安心して子育てできるように、家事や育児に関するお手伝いをするサポーター派遣し、利用料の一部を助成します。	子育て支援課
21	こども誰でも通園制度の実施	令和8年度から全自治体で始まる「こども誰でも通園制度」について、実施する園や利用料等を検討し、円滑な実施に努めます。	保育課

基本施策② 情報提供・相談体制の充実

小学生児童調査では、子育て環境や支援への満足度について、「満足していない」と「あまり満足していない」と答えた方の合計が、約30%となっており、自由意見では、誰でもすぐに情報を得られる提供方法や制度についての要望などがあります。

このため、全ての子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、身近な場で気軽に相談できる環境を整えると同時に、専門的な相談に応じることができる体制を整備し、必要なときに迷うことなく情報が受け取れるような相談窓口を充実させます。また、児童虐待の防止や早期発見・早期対応を目指し、関係機関との連携を強化し、研修などを通じて職員の能力向上にも努めます。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	子育て相談室なのはなの充実	子育て相談室なのはなは、子育てやこどもの発達に関する保護者等の悩みに対応する総合的な相談を継続します。また、子育て支援総合相談コーディネーターを配置し、健康推進課や保育園などの他機関との連携を継続します。	子育て支援課
2	地域子育て支援拠点事業の推進	子育て支援センターのプレイルームの開放により、子育て親子の交流の場の提供と交流を促進します。また、子育てに関する相談、地域の子育て情報提供や子育てに関する講習等の実施を継続します。子育て支援の中核となる中央子育て支援センターを中心に市内の子育て支援センターと児童館・児童センターの連携を図ります。	子育て支援課
3	サークル支援の推進	子育てサークルに対して、活動場所の提供や連絡会議の開催などのサークル支援を行います。	子育て支援課
4	乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児等に関する情報提供などを行い、支援が必要な家庭に対しては、助産師と保健師の連携を強化し、適切なサービス提供を継続します。	健康推進課
5	訪問指導の実施	家庭を訪問し、妊産婦への保健指導や育児不安に対する支援、発達の経過観察が必要な乳幼児に対する支援を継続します。	健康推進課
6	新生児訪問事業の実施	新生児期に養育上必要があると認められる家庭を訪問し、適切な指導・措置を継続し、こどもの健全な発育・成長を支援します。	健康推進課
7	養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行います。	健康推進課

No.	個別施策	取組内容	担当課
8	家庭児童相談の実施	子育て相談室なのはなに家庭児童相談員を配置し、こどもの養育に関する保護者等の悩みなど総合的な相談を継続して実施します。また、健康推進課や教育委員会、児童相談センターなどとの連携を深め、適切な対応ができるよう努めます。	子育て支援課
9	発達相談の実施	子育て相談室なのはなににおいて、こどものことばや身体などの発達について、悩みや不安のある保護者を対象に、相談を行います。	子育て支援課
10	子育て情報の提供	子育て支援に関するサービスや手当などの情報が、子育て家庭に十分周知されるよう子育て支援ガイドブックを作成します。子育て応援アプリや子育て応援サイト等での情報発信を行い、情報提供の充実を継続します。	子育て支援課
11	健康相談の実施	保健師・栄養士が子育てに関する相談（育児・栄養・身体発達等）や子育てに関する情報提供を継続するとともに、周知を図っていきます。	健康推進課
12	子育て相談事業の充実	子育て支援センター事業の一環として、子育て相談事業に携わる機関による連絡会議を開催し、情報交換、事例検討などを行い、子育て相談事業の連携・充実を図ります。	子育て支援課
13	子育て相談の実施	子育てに関する不安などについて気軽に相談できる機会を提供するために、子育て相談室なのはな、子育て支援センター、保育園、児童館・児童センター、こども家庭センターにおいて子育て相談を継続します。	子育て支援課 保育課 健康推進課
14	虐待等の要保護児童対策	要保護児童を適切に保護するために、児童福祉、保健医療、教育、警察その他関係機関が連携し、必要な情報交換をするとともに、当該児童に対する支援について協議する要保護児童対策協議会を充実させます。また、こども家庭センターにおいて児童福祉と母子保健の両業務に関わる支援対象者に対し、継続的に支援を実施するとともに、サポートプランを作成し、問題解決につなげていきます。さらに、新たな事業を行っていくために支援対象者のニーズも調査し地域資源の開拓に努めます。	子育て支援課
15	児童虐待防止に関する研修の実施	職員の資質の向上を図るため、研修や事例検討会などを行うとともに、体制を強化し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課 保育課
16	子育て関連資料（図書等）の充実	子育てに関するQ&A本や子育てに関する手記等、子育てに役立つ図書資料や、絵本・紙芝居、視聴覚資料など、幅広く資料の収集・所蔵を行い、子育ての助けとなる情報を提供します。「いなざわ電子図書館」では、子育て関連の電子書籍を提供します。	図書館
17	障害児相談支援の実施	相談支援事業所で障がい児等の相談対応・援助を実施します。	福祉課
18	こども家庭センターによる一体的な相談支援の実施	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	子育て支援課 健康推進課
19	子育て支援センターの整備	地域子育て支援拠点事業の充実のため、利用ニーズに応じて子育て支援センターの整備や改修を検討します。	子育て支援課
20	児童発達支援センターを中核とした支援体制の充実	改修する奥田保育園へひまわり園を移転させ、中核的な役割を担う児童発達支援センターとして、障がい児又はその疑いのある児童やその家族に対し、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を行うとともに地域の障害児通所支援事業所等への援助・助言を行います。	子育て支援課

基本施策③ 母子保健及び小児医療体制の充実

就学前児童調査では、病気やけがで教育・保育事業を利用できない場合に利用したい事業として、「小児科に併設した施設」や「他の施設（幼稚園・保育所など）に併設した施設」での保育などを挙げた方が半数近くに達しており、こどもが病気やけがの際にも安心して子育てができ、こどもが健やかに成長し、健康に過ごすことができる環境づくりが求められています。

このため、安心して出産や子育てに取り組める環境を整えるべく、関係機関との連携を強化し、健康診査や健康相談といった母子保健サービスを充実させて実施するとともに、小児医療体制の整備・充実に努めます。また、子育て家庭が自信を持って、ゆとりある楽しい育児を行えるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	不妊治療費補助事業の実施	不妊症の人の経済的な負担を軽減するため、不妊治療費用を補助します。(★少子化対策事業)	健康推進課
2	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした人に対して、適切な健康診査や保健指導が受けられるよう母子健康手帳を交付します。	健康推進課
3	妊産婦健康診査（医療機関委託）の実施	健診時期の目安を記入した受診券の交付により、適切な時期の受診を促し、異常の早期発見、早期治療につなげることで、妊産婦の健康管理及び胎児の健全な発育を促します。	健康推進課
4	乳幼児健康診査（医療機関委託）の実施	健診時期の目安を記入した受診券の交付により、適切な時期の受診を促し、異常の早期発見、早期治療につなげることで、乳児の健全な発育発達を促します。	健康推進課
5	乳幼児健康診査の実施	乳幼児（4か月児・1歳6か月児・3歳児）の健全な身体成長及び精神成長を目指し、保護者に適切な保健指導を行います。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるとともに、安心して子育てができるよう支援します。	健康推進課
6	乳幼児歯科健康診査の実施	乳幼児の健全な生活習慣と正しい歯磨き習慣の確立、う蝕予防の知識の普及と向上を図り、乳幼児期早期からの口腔内の健康管理に努めます。また、希望者にはう蝕予防のため、フッ素塗布を実施します。	健康推進課
7	予防接種の推進	各種の感染症に対する免疫を持たない感受性者を対象に予防接種を行い、感染予防・発症防止・症状の軽減・病気のまんえん防止に努めます。	健康推進課
8	ママパパ教室の開催	母体の疾病予防及び健やかなこどもの出生を図るとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及に努め、仲間づくりも支援していきます。	健康推進課
9	伴走型相談支援事業の実施	伴走型相談支援事業の一環として、母子手帳交付時の妊婦との面接、妊娠8か月頃の妊婦へのアンケート送付、出産後の産婦へ家庭訪問を行い、妊娠期からの様々なニーズの把握や必要な支援につなげることができるよう努めます	健康推進課
10	新生児訪問事業の実施（再掲）	新生児期に養育上必要があると認められる家庭を訪問し、適切な助言・指導を行い、こどもの健全な発育・成長を促します。	健康推進課
11	離乳食教室の開催	母乳又はミルクから幼児食に移行する時期に、保護者が離乳食の意義と作り方を理解できるよう努めます。	健康推進課

No.	個別施策	取組内容	担当課
12	育児教室の開催	1歳6か月児・3歳児健康診査の事後教室とし、保護者がこどもの基本的な発達段階を理解し、より良い発達を促す対応ができるよう育児支援を行い、必要に応じ、早期療育につなげていきます。	健康推進課
13	産後ケア事業の実施	こどもを産み育てやすい体制の整備を図るために、保健指導を必要とする母子を出産後一定期間、医療機関に入所させて母体を保護するとともに、保健指導等のサービスの提供を行うことで、これからの子育てを安心して行えるよう支援します。	健康推進課
14	母子栄養食品支給事業の実施	低所得者・生活保護世帯の妊産婦及び乳児を対象に、母体の健康の保持、胎児及び乳児の健全な成長のために、牛乳などの栄養食品を無償で提供します。	健康推進課
15	健康フェスティバルの開催	市民の健康に関する知識の普及及び意識の向上を図ります。	健康推進課
16	いきいきいなざわ健康フェスタの開催	健康に関する催し物を通じて市民の健康に関する知識の普及及び意識の向上を図ります。	健康推進課
17	家庭内等におけるこどもの事故防止対策の推進	誤飲、転落、転倒、やけどなどのこどもの事故予防のための啓発活動を行います。	健康推進課
18	いきいきいなざわ・健康21(第3次)計画の推進	「いきいきいなざわ・健康21(第3次)計画」の策定を行い、乳幼児や、各学校の健康課題や実情に合わせた児童生徒の健康づくりを推進します。	健康推進課 学校教育課 子育て支援課 保育課
19	クッキング講座の実施	こどもの食と健康について学ぶ機会として、栄養士が食の話やおやつ作りなどの指導を行なうクッキング講座を実施します。	子育て支援課
20	アレルギー食の対応	保育園給食において、食物アレルギーのあるこどもなど、一人ひとりのこどもの心身の状態に応じ、かかりつけ医などの指示と協力のもとに、適切なアレルギー食の対応を図ります。また、子育て支援センターでは、知識の習得を目的に、アレルギー食をテーマとしたクッキング講座を実施します。	保育課 子育て支援課
21	健康相談(栄養相談)の実施	健全な食生活の実現や健康の確保のために、管理栄養士による栄養相談を実施します。	健康推進課
22	健康講座の開催	学童期・思春期のこどもに対し、各小中学校と連携し、様々なテーマで児童・生徒の健全な身体づくりのための健康教育を実施します。	健康推進課
23	保健主事研修会の充実	小中学校の保健主事と養護教諭を対象に、薬物乱用防止、性教育、心の教育、アレルギー対応、救命救急など今日的課題についての研修を深め、学校保健活動を推進します。	学校教育課
24	子ども医療費の助成	現状の制度を運用し今後の国県や近隣市町の動向に注視しながら、こどもの健全育成及び子育て世代の経済的な負担を軽減するため、子ども医療費助成の充実に努めます。	国保年金課
25	小児医療の充実・確保	親が安心してこどもを育てられるよう、関係大学などとの連携により医師の安定的確保に努め、医療体制の整備・充実を図ります。	市民病院管理課
26	小児救急医療における関係機関との連携	関係機関との連携を図りながら救急輪番体制の整備などを行い、小児救急医療の充実に努めます。	市民病院管理課
27	未熟児養育医療費給付事業の実施	1歳未満の未熟児で、養育指定医療機関の医師が入院して治療する必要があると認めた乳児の医療費の公費による一部負担を継続し、退院後も医療機関と連携し、乳児の成長発達を見守り、支援していきます。	健康推進課

第4章 施策の展開

No.	個別施策	取組内容	担当課
28	妊産婦歯科健康診査の実施（医療機関委託）	妊産婦に対し、妊娠中や産後の歯の健康管理をするため、歯科健康診査を実施します。	健康推進課
29	年長児への歯科健康教育の実施	年長児に対し、歯科の健康教育を実施し、幼児が将来的に歯肉炎及び歯蝕予防につながる生活習慣を獲得するために、歯科健康教育を実施します。	健康推進課
30	産婦配食サービス事業の実施	十分な休養が必要とされる産後1か月未満の産婦に対し、家事負担の軽減の一助として、配食サービスの助成を行うことにより、心身の早期回復及び経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
31	不育症治療費等補助事業の実施	不育症の治療を支援するため、検査や治療に係る費用に対して、費用の一部を補助します。（★少子化対策事業）	健康推進課

基本施策④ 家庭・地域の子育て力・教育力の向上

本市では、核家族化や共働き世帯の増加により、家庭での子育てに十分な時間を確保することが難しくなっており、家庭内での子育てに関する知識を得る機会も減少していると考えられます。また、地域コミュニティのつながりが薄れている影響で、家庭や地域全体での子育て支援の力が弱まっていることも懸念されています。

このような背景を踏まえ、保護者が安心して子育てや教育に取り組める環境を整えるため、保護者向けの学びの場を提供するとともに、地域全体でこどもの成長を見守る体制づくりを推進します。さらに、子どもたちが仲間や地域の人々とふれあう機会を確保し、社会性を育むために、気軽に利用できる施設やプログラムを充実させ、積極的に周知していきます。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	家庭教育学級の開催	小中学生の保護者などを対象に、講座及び質疑応答を行い、こどもの心身の発達について学び、子育てのあり方や親の役割について考えてもらうことで、心身ともに健やかな子どもたちの成長や明るい家庭作りに寄与します。	生涯学習課
2	学校体育施設の開放	老朽化が進む学校の施設及び備品を計画的に修繕し、地域でのスポーツ活動の場を提供するため、学校体育施設を積極的に開放します。また、小学校の授業で使用しない備品もあるため、利用者に対し、利用可能なスポーツなど周知していきます。	スポーツ課
3	世代間交流の推進	児童館まつりのボランティアなど、児童館・児童センター、子育て支援センターの事業において、地域の方々との世代間交流の推進を図り、子どもたちの健全育成に取り組んでいきます。	子育て支援課
4	子育てセミナーの開催	乳幼児期の子どもを持つ保護者又は妊婦を対象に、子育てに関する正しい知識を学べるようにセミナーを開催します。	生涯学習課

基本施策⑤ 親と子の居場所と交流の場の充実

就学前児童調査では、「児童館・児童センター」や「子育て支援センター」を利用したことがあると答えた方が半数を超えている一方、地域子育て支援事業の中で「聞いたことはあるが、利用したことはない」「知らなかった」と答えた施設・サービスも少なくないため、親子が過ごせる居場所の整備・充実や認知度の向上が求められています。

このため、地域内の公共施設の有効活用を図り、地域活動を通じた居場所づくりを進めていきます。また、自由時間が減少しているこどもたちに対して、既存の事業への参加型の取組だけでなく、地域内で安心してこども同士が交流できる場を提供し、自主性を尊重しながら、自由に活動、学習、遊びができるこどものための居場所づくりを積極的に推進します。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	子育て支援センターの充実	地域の子育て支援事業実施施設や子育て支援関係者などの相互連携を進める拠点として様々な事業を推進し、子育て家庭の相互交流を図りながら、SNS による情報提供を行っていきます。	子育て支援課
2	子育て支援センターの整備（再掲）	地域子育て支援拠点事業の充実のため、利用ニーズに応じて子育て支援センターの整備や改修を検討します。	子育て支援課
3	児童館・児童センターの整備	こどもたちの健全な遊びの拠点として、安心・安全に利用できるよう老朽化した児童館・児童センターの改修や改築を計画的に進め、生活環境の整備を図ります。	子育て支援課
4	子育て広場の開催	乳幼児とその保護者を対象に児童館・児童センターにおいて親子でリズム遊びやふれあい遊びをし、子育ての楽しさと、地域のつながりを感じてもらえるよう、子育て広場を開催します。	子育て支援課
5	育児講座の開催	子育て支援センター事業の一環として、親子のふれあい遊びや子育てに関する講座の開催を継続します。「初めての赤ちゃん和妈妈の部屋」の開催を継続し、参加する親子同士の交流を深め、内容の充実を図り、子育て支援をしていきます。	子育て支援課
6	保育園の園庭等の開放	地域での子育てに関する交流の場、遊びの場として、園庭などの開放を継続します。	保育課
7	みらい子育てネットの育成支援	地域に根ざしたボランティア団体として、児童館・児童センターとの連携を深め、児童健全育成支援を中心とした多様な活動ができるよう育成支援を進めます。	子育て支援課
8	子ども会の育成支援	児童館・児童センターとの連携、地域との関係を深めて、多彩な地域の子育て支援活動が展開できるよう育成支援を進めます。また、子ども会連絡協議会の運営を見直し、子ども会活動への支援を実施します。	子育て支援課
9	サークル支援の推進（再掲）	子育てサークルに対して、活動場所の提供や連絡会議の開催などのサークル支援を行います。	子育て支援課
10	すくすく広場の開催	乳幼児の身体測定と子育てネットワークによる親子遊び、保健師による育児相談を継続し、利用しやすい環境整備に努めます。	健康推進課
11	子育てネットワーク一等の派遣	愛知県が行う子育てネットワーク養成講座の修了生などの、親子ふれあい広場及びすくすく広場への派遣を継続し、親子遊び等の指導を行います。	生涯学習課
12	家庭教育推進協議会への参加	各市町の家庭教育の現状及び支援活動、推進施策に関わる情報交換の実施や、尾張地区「拡大家庭教育推進協議会」への参加を継続します。	生涯学習課

第4章 施策の展開

No.	個別施策	取組内容	担当課
13	こども・若者を支援するためのネットワーク整備	ひきこもり・ニート・不登校や発達障害等の精神疾患など社会生活を円滑に行う上で困難を有するこども・若者の実態把握を行い、人材の確保などを実施しながら、地域の関係機関が連携して支援するための体制づくり、ネットワークの構築を検討します。	生涯学習課
14	児童・母子福祉部会の活動の推進	地域での民生委員・児童委員の実践活動を進めるために、児童・母子福祉部会において研修等を実施することにより、子育てを行っている保護者を支援します。	福祉課 子育て支援課
15	児童遊園等の整備	地域の親子が楽しく安心して遊べるよう、児童遊具やトイレ設備など公園設備の整備を継続します。	子育て支援課
16	都市公園等の整備	設計段階でワークショップを行い、住民と行政が協働して、地域住民に愛され、憩いの場となる、安心・安全な公園整備を行います。	都市整備課
17	親子ふれあい広場の開催	育児で不安や悩みを持つ保護者同士が交流する場を提供します。	生涯学習課
18	おもちゃ図書館の実施	おもちゃを通じて遊びの体験や遊びの場の提供を行うおもちゃ図書館を中央子育て支援センター内にて実施します。	子育て支援課
19	ブックスタート事業	市内の新生児に、「初めての絵本」を4か月健診時にプレゼントすることで、親子がともに絵本を楽しむきっかけづくりをします。また、中央図書館・祖父江の森図書館にて、定期的に1歳未満児を対象とした、おはなし会を開催し、絵本を使用した親子のふれあい体験を提供します。	図書館
20	読み聞かせ・おはなし会の開催	ボランティアと協力し、図書館にて、定期的におはなし会や読み聞かせ会を開催します。	図書館
21	子ども読書の日・読書週間でのイベントの開催	4月23日の「子ども読書の日」、11月の読書週間にちなみ、4月、11月にそれぞれボランティアによる読書イベントを開催します。プログラムの多くが、親子で楽しめる内容となっています。	図書館
22	こども向け・親子向け図書館イベントの開催	夏休みや、土日・休日などに、「こども向けアニメ映画会」、「夏休み親子教室」、「夏休み一日司書体験」といったこどもや親子で楽しめる図書館イベントを開催します。	図書館
23	新生児木のおもちゃプレゼント事業の実施	木のぬくもり等を感じてもらうことで、森林の保全整備や木材の利用促進を目的として、市内の新生児に、「木のおもちゃ」を4か月健診時にプレゼントします。	子育て支援課
24	屋内で遊べる場所の整備の検討	いつでもだれでも安心・安全に遊ぶことができる屋内で遊べる場所の整備を検討します。	子育て支援課 ほか
25	あおぞらパーク（あおぞらプレーパーク）の開催	地域の児童遊園や公園等を活用し、親子で遊びや児童館で行う文化的活動等を体験するイベントを開催します。	子育て支援課

基本目標 2 こどもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

基本施策① 就学前教育等の充実

就学前児童調査では、子育てに関する悩みや気になることとして「こどもの教育」に関する回答が約 40%にのぼり、多くの就学前児童の保護者が教育に対して不安を感じている状況がうかがえます。こうした不安を解消するため、小学校生活への円滑な移行を目指し、保育園・幼稚園・小学校が連携して共通の見通しを持つ体制を強化します。また、幼児教育・保育から小学校教育への滑らかな接続を図り、連続した成長と学びのサポートを行う教育システムの構築を推進していきます。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	幼稚園・認定こども園への支援	幼稚園・認定こども園において、幼児期の発達段階に応じ、豊かな感性を養うとともに、基本的な生活習慣を身に付けるなど、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を支援します。	学校教育課 保育課
2	幼保小連携の推進（「架け橋期の教育」充実プログラム）	こどもの生活や発達の連続性を踏まえ、児童の交流、職員同士の交流、また情報共有や相互理解など、幼保小及び放課後児童クラブとの積極的な連携（架け橋プログラム）に向けた取組を行っていきます。	子育て支援課 保育課 学校教育課
3	保育の質の向上（再掲）	保育所保育指針に基づいたこどもを尊重したこども主体の保育を目標に、きめ細かな質の高い保育サービスを提供するとともに、一人ひとりの保育士が専門性を高め、適切な対応を行うことができるよう保育士を養成するとともに、各種の職員研修の内容の向上に努めます。	保育課
4	保育業務の環境改善	保育業務支援システムを活用し、登降園管理、保護者への連絡メール、指導要録の作成等保育業務のICT化を進めるほか、保育士資格がなくてもできる周辺業務を行う保育支援者の配置、ノンコンタクトタイムの導入、行事の見直し等を実施することで保育士が働きやすい環境を整備します。	保育課
5	保育士の確保	潜在保育士セミナーの実施や保育士等就職支援貸付金制度の拡充を図るなど、市内の保育士等の確保に努めます。	保育課
6	保育士配置基準の見直しへの対応	国が定める保育士配置基準の見直しに合わせ、関係課と協議しながら保育士の配置の見直しに努めます。	保育課 人事課

基本施策② 学校教育の充実

小学生児童調査では、子育てに関して悩んでいること、気になることについて、「こどもの教育に関すること」と答えた方が 30%を超えており、就学前児童調査より多くの保護者がこどもの教育に関して不安を抱えています。

このため、学校教育に関する不安の解消に向けて、学校、家庭、地域が連携を深め、こどもたちが、国際化など時代の流れに対応できる豊かな心と生きる力を伸ばすことができるよう、こどもを取り巻く環境の充実に努めます。

第4章 施策の展開

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	少人数指導の充実	算数・数学や英語などの授業においてチームティーチングや、学級を分割して学習指導に当たることで、児童・生徒の学習の定着度や興味・関心など、個々に応じたきめ細やかな学習指導を継続します。	学校教育課
2	語学指導助手（ALT）の配置	次世代の担い手であるこどもたちが正しい語学力を身に付けるため、また、国際化の進展や社会のニーズに応じて正しい国際理解の素地を養うために語学指導助手（ALT）を配置し、事業の推進を図ります。	学校教育課
3	いじめ・不登校対策推進事業の実施	ホームフレンドとして大学生等が該当生徒の家庭を訪問、適応支援教室での不登校児童・生徒の支援やスクールカウンセラーによるカウンセリング、保護者の相談活動など、児童・生徒の支援を行います。	学校教育課
4	総合的な学習の実施	豊かな心の育成とこどもの人間性を高めていくことを目指して、地域のことを学び、地域の方々と交流するなど、地域の特色を生かした豊かな体験活動に取り組みます。	学校教育課
5	職場体験活動の実施	中学生の職場体験活動を通して働くことの意義を理解し、勤労観、職業観の育成を図り、将来の職業選択に生きるキャリア教育をめざします。また、活動を通して社会生活のルールやマナーの体得に取り組みます。	学校教育課
6	体力増進指導の実施	児童が参加しやすいように工夫しながら、児童館・児童センターにおいて体育教室を開催し、遊びを通して児童の体力増進指導を行います。	子育て支援課
7	スポーツ振興事業の推進	こどもの健やかな心身の育成を図るため、各種スポーツ教室、スポーツ大会の開催及びスポーツ少年団の育成支援を推進します。	スポーツ課
8	健康フェスティバルの開催（再掲）	市民の健康に関する知識の普及及び意識の向上を図ります。	健康推進課
9	学校施設の整備	学校施設整備基本計画及び長寿命化計画（個別施設計画）を基に、老朽化した校舎等の計画的な改修や改築を進め、新しい時代の学びに対応した安心・安全な学校教育環境の整備を図ります	庶務課
10	セーフティ・プラスワン事業（安全サポート・学習活動支援）の実施	一斉下校による低学年児童の下校時の安全を確保するために、低学年を第6限目まで留め置き、一斉下校を行います。	学校教育課
11	心の教室相談員の配置	中学校の拠点校に配置し、児童・生徒の悩みや不安を取り除き、楽しく学校生活を送ることができるよう支援します。	学校教育課
12	学校運営協議会の推進	学校運営に関して、地域学校協働活動推進員を通して、全小中学校に設置された学校運営協議会と地域学校協働本部の連携を深めながら、「地域とともにある学校づくり」を進めます。	学校教育課
13	スクールソーシャルワーカーによる対応	不登校等の問題を抱える児童・生徒に対し、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。	学校教育課
14	小学校外国語教育の推進	小学校5・6年生での外国語科、小学校3・4年生での外国語活動の定着を図っていきます。	学校教育課
15	部活動指導員の配置	中学校部活動の地域移行の実現を目指して、教職員である顧問とは別に指導員の更なる増加を要望し、教員の負担軽減と、部活動の質的な向上を図ります。	学校教育課

No.	個別施策	取組内容	担当課
16	配本サービス事業の実施	図書館資料（図書）を特定のテーマでまとめた図書セットを、定期的に市内小中学校に配送し貸し出すことにより、児童・生徒の調べ学習の参考資料の提供や、豊かな読書環境づくりを行います。また、「図書館・小中学校連携委員会」や配本サービス実施時のアンケート結果などから、随時図書セットの内容変更を行い、学校のニーズに対応していきます。	図書館
17	スポーツ振興基金奨励金	市内在住で18歳以下の優秀なジュニア選手に対して奨励金を交付し、選手のさらなる競技能力の向上、環境整備のための支援を行います。	スポーツ課
18	スポーツ振興基金助成金	市内在住・在学の18歳以下のジュニア選手を組織的・計画的に育成する活動を支援します。	スポーツ課
19	学校給食費支援事業の実施	物価高騰等による保護者の経済的負担軽減のため、学校給食費の一部を支援します。 また、食物アレルギーのため弁当を持参する児童生徒の保護者に給食費支援額と同額を補助します。	庶務課
20	保健主事・養護教諭研修会の充実	小中学校の保健主事と養護教諭を対象に、薬物乱用防止、性教育、心の教育、アレルギー対応、救命救急など今日的課題についての研修を深め、学校保健活動を推進します。	学校教育課

基本施策③ 次世代の担い手育成の推進

子育ては、次世代を担う子どもたちを育む重要な営みであり、愛情と自信、そして責任を持って取り組むためには、「親としての成長」への支援が欠かせません。また、子どもたちに豊かな経験や学習の機会を提供し、子育ての大切さを伝え、家庭での子育て力を強化する取組が求められます。

このような背景から、将来の担い手となる子どもたちに向けて、子育てについて学ぶ場を提供し、将来自信を持って子育てに関わることができるよう、「親としての成長」への取組を推進します。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	出前講座の開催	各小中学校と連携して出前講座を継続開催し、次世代を担う子どもに、健全な身体づくりのための健康教育、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育及び意識啓発を行います。	子育て支援課 健康推進課
2	高校生議会の開催	模擬議会による高校生との議論や提言を通して、未来を担う若者の稲沢市政に対する関心を高めるとともに、主権者教育や稲沢市政の発展に寄与することなどを目的として、高校生議会を開催します。	庶務課
3	児童館・児童センター機能の拡充	子どもたちの健全な遊びの拠点として、子どもたちの自主的な活動や交流などを支援するとともに、行事や催し物などの充実を図り、「子ども実行委員」を募り行事の運営、進行等を行う取り組みを実施していきます。	子育て支援課

基本目標3 すべてのこどもの育ちを支える環境の整備

基本施策① ひとり親家庭等への支援

本市におけるひとり親家庭は、令和2年の最新国勢調査によると、6歳未満のこどもがいる世帯が175世帯、18歳未満のこどもがいる世帯が983世帯となっています。こうした家庭では、経済的・生活的な面だけでなく、心理的な側面にも影響が生じ、様々な困難に直面することが多いと考えられます。

このため、ひとり親家庭の生活基盤の安定と自立を支援するために、国や愛知県と協力しながら、就労に向けたスキルの開発や技術習得支援を進めていきます。また、育児と仕事を両立できるよう、子育て支援サービスの利用に配慮するとともに、相談体制の充実や情報提供の強化にも努めていきます。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭などに対し、生活資金等の貸付制度、高等職業訓練給付金等の制度を紹介し自立支援を推進します。	子育て支援課
2	市遺児手当の給付事業の実施	父又は母がいないか、父又は母が障がいの状態などにある18歳になる年の年度末までの児童を養育している人に対して手当を支給します。	子育て支援課
3	母子就業相談の実施	ひとり親家庭の母・父を対象に就業相談や就業情報の提供を行います。	子育て支援課
4	乳児家庭全戸訪問事業の実施（再掲）	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児等に関する情報提供などを行い、支援が必要な家庭に対しては助産師、保健師の連携を強化し、適切なサービス提供を継続します。	健康推進課
5	養育支援訪問事業の実施（再掲）	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行います。	健康推進課
6	児童・母子福祉部会の活動の推進（再掲）	地域での民生委員・児童委員の実践活動を進めるために、児童・母子福祉部会において研修等を実施することにより、子育てを行っている保護者を支援します。	福祉課 子育て支援課
7	母子・父子家庭の医療費助成	18歳になる年の年度末までのこどものいる母子・父子家庭、父母のいないこどもの医療費の自己負担分を助成する制度を運用しつつ、今後の国県や近隣市町の動向に注視していきます。	国保年金課
8	就学援助の実施	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、教育の機会均等の精神に基づき、義務教育の円滑な運営を図るため、就学援助を行います。	学校教育課
9	ひとり親家庭に対する市営住宅の家賃軽減	市営住宅における子育て家庭の生活の安定と児童福祉の向上を図るため、20歳未満のこどもを扶養しているひとり親家庭の家賃を減額します。	建築課

基本施策② 障がい児とその家庭への支援

本市では、障がいのある児童の数が増加しており、全児童数に占める障がい児の割合も上昇を続けています。また、就学前の児童を対象とした調査では、子育てに関する悩みや関心事として「発育・発達に関すること」が「こどもの教育に関すること」に次いで多く、回答者の30%を超えています。小学生を対象とした調査でも20%近くが同様の悩みを抱えていることが分かっています。

このような背景から、障がいの早期発見と早期療育を推進するために、相談体制を充実させ、必要に応じて適切な支援へとつなげる体制を整えます。また、障がいを持つ子どもとその家族に対しては、それぞれの障がいの状況に応じたきめ細かい支援が必要です。地域社会の中で障がい児が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育などの各種施策が円滑に連携し、総合的な取組を推進していきます。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	家庭訪問等個別支援の実施	関係機関と連携し、障がいのある乳幼児に家庭訪問・面接などを通して個別支援を継続します。	健康推進課
2	2歳児相談の実施	1歳6か月児健康診査の事後指導として言語・精神面・社会性の発達を確認し、保護者との育児相談を継続し、必要に応じ、早期療育を促していきます。	健康推進課
3	育児教室の開催（再掲）	1歳6か月児・3歳児健康診査の事後教室とし、保護者がこどもの基本的な発達段階を理解し、より良い発達を促す対応ができるよう育児支援を行い、必要に応じ、早期療育につなげていきます。	健康推進課
4	障害児歯科健康診査の実施	障害児通所施設等で、障がい児に歯科健康診査を行い、知識の普及や保健指導などにより歯科保健の向上を目指します。	健康推進課
5	発達相談の実施（再掲）	子育て相談室なのはなにおいて、こどものことばや身体などの発達について悩みや不安のある保護者を対象に、相談を行います。	子育て支援課
6	インクルーシブ保育の充実（再掲）	障がいの有無に限らず支援の必要な園児を受け入れるインクルーシブ保育の推進を継続し、一人ひとりのこどもの発達過程や状態を把握しながら生活や遊びを通してともに成長できる支援を行っていきます。	保育課
7	子育て相談室なのはなの充実（再掲）	子育て相談室なのはなにおいて、子育てやこどもの発達に関する保護者等の悩みに対応する総合的な相談を継続します。また、子育て支援総合相談コーディネーターを配置し、健康推進課や保育園などの他機関との連携を継続します。	子育て支援課
8	巡回訪問事業の実施	子育て相談室なのはなにおいて、保育園・幼稚園・小学校などを訪問し、子どもへの支援や保育方法等の助言や情報提供を継続します。	子育て支援課
9	障害児通所支援の支給決定	基本的な生活習慣や生活する力を身につけるため、利用計画案を踏まえ、児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定を行います。	福祉課
10	障害福祉サービスの支給決定	障がいのある人の障がい程度、居住などの状況及びサービス等利用計画案を踏まえ、障害福祉サービス等の支給決定を行います。	福祉課
11	地域生活支援事業の実施	地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で、日中一時支援、移動支援等の支給決定を行います。	福祉課

No.	個別施策	取組内容	担当課
12	児童発達支援センターの整備	こどもの発達に関する支援体制において地域の中核的な役割を果たすため、児童発達支援センターを整備します。	子育て支援課
13	児童発達支援センターを中核とした支援体制の充実（再掲）	改修する奥田保育園へひまわり園を移転させ、中核的な役割を担う児童発達支援センターとして、障がい児又はその疑いのある児童やその家族に対し、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を行うとともに地域の障害児通所支援事業所等への援助・助言を行います。	子育て支援課
14	障害児相談支援の実施（再掲）	相談支援事業所で障がい児等の相談対応・援助を実施します。	福祉課
15	教育支援、特別支援推進事業	LD（学習障害）、AD／HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに合わせた指導ができるように、特別支援教育推進委員会を中心に、研修会を企画するなど担当者同士のつながりを強め、学校生活における支援体制の充実を図ります。	学校教育課
16	特別支援教育支援員の配置拡充	通常学級に在籍している発達障害児の食事や教室移動の補助、安全確保、学習支援といった学校における日常生活上の支援などを行う支援員の配置の拡充を進めます。	学校教育課
17	親子支援教室（にこにこ）の開催	子育て相談室なのはな事業の一環として、発達障害が疑われるこどもとその家族を対象にし、親と子の関わり方を支援する集団遊びの提供や個別の相談を継続します。	子育て支援課
18	おもちゃ図書館の実施（再掲）	おもちゃを通じて遊びの体験や遊びの場の提供を行うおもちゃ図書館を中央子育て支援センター内にて実施します。	子育て支援課
19	サポートブックの活用周知	入園や入学などの場面で、関係する支援者に見せることで適切な支援に繋げるためのツールである「サポートブック」の一層の活用と機能向上を図ります。	福祉課

基本施策③ 子育て家庭及び経済的困難を抱える家庭への支援

子育て世帯生活実態調査によると、現在の暮らしの状況について「大変苦しい」と回答した方が5.8%、小学生児童調査では4.3%という結果が出ています。家計の状況についても、就学前児童の家庭の2.8%、小学生児童の家庭の2.6%が「赤字であり、借金で生活している」と回答しており、「赤字で貯蓄を取り崩している」と答えた家庭は両調査ともに10%を超えています。これらのデータから、一部の子育て世帯が経済的に厳しい状況にあることがうかがえます。さらに、自由意見の中でも、子育てにかかる費用に対する補助を求める声が多く寄せられています。

この状況を受け、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るために、各種手当などの経済的支援を行うとともに、保護者やこどもの生活支援、就労支援など、家庭やこどもの状況に合わせた支援を行っていきます。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	ひとり親家庭に対する市営住宅の家賃軽減（再掲）	市営住宅における子育て家庭の生活の安定と児童福祉の向上を図るため、20歳未満のこどもを扶養しているひとり親家庭の家賃を減額します。	建築課
2	市遺児手当の給付事業の実施（再掲）	父又は母がいないか、父又は母が障がいの状態などにある18歳になる年の年度末までの児童を養育している人に対して手当を支給します。	子育て支援課

No.	個別施策	取組内容	担当課
3	母子・父子家庭等の医療費助成（再掲）	18歳になる年の年度末までの児童のいる母子・父子家庭、父母のいない児童の医療費の自己負担分を助成する制度を運用しつつ、今後の国県や近隣市町の動向に注視していきます。	国保年金課
4	就学援助の実施（再掲）	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、教育の機会均等の精神に基づき、義務教育の円滑な運営を図るため、就学援助を行います。	学校教育課
5	稲沢市久納奨学基金奨学金支給事業の実施	勉学意欲があり、修学のための経済的支援が必要な市内在住の中学生が、高等学校等へ進学し修学するに当たり、奨学金を交付します。	学校教育課
6	生活困窮家庭等への学習支援	経済面で不安定な状況に置かれることにより、学習や進学の意欲が低下する生活困窮家庭の子どもを対象に、学習意欲の向上を図るため、学習の場の提供などを検討します。	福祉課
7	奨学金返還支援補助金事業の実施	若者の生活の安定を図るため、奨学金の返還を行っている若者に対して、市内居住かつ市内中小企業への就職を条件に、奨学金返還額の補助を行います。	商工観光課
8	私立高等学校授業料補助	私立高等学校に在学している生徒の授業料負担者に対し、その軽減を図るため授業料の補助を行います。	庶務課
9	子ども用品リユース事業の実施	不要となったベビー服・子ども服（140cmまで）や、ベビーカーなどの大型育児用品を回収し、必要とする方に無料配布します。	資源対策課
10	多胎児育児費用助成事業の実施（再掲）	多胎児を養育する保護者の育児費用負担の軽減を図り、もって子どもの健やかな成長を図るため助成金の支給を継続します（★少子化対策事業）	子育て支援課
11	保育園給食費（主食代）の無料化	市内在住の保育園児の給食費（主食代）の無料化、及び市内在住の幼稚園児に対して同等額の補助を継続します。	保育課
12	幼児教育・保育無償化（施設等利用給付）	幼児教育・保育の重要性や保護者の負担軽減を図る観点から、3歳～5歳児の保育料・幼稚園授業料等を無償化し、この円滑な実施に努めます。施設等利用給付については、給付の時期及び回数等を適正に実施するとともに、愛知県とも連携を密にしながら事業を行います。	保育課
13	第2子保育料・幼稚園授業料の段階的無償化	中学3年生から数えて第2子の園児の保育料・幼稚園授業料について、所得制限を設けた無償化を継続するとともに、対象者の拡大を検討します。（★少子化対策事業）	保育課
14	第3子保育料・幼稚園授業料の無償化	中学3年生から数えて第3子以降の園児の保育料・幼稚園授業料について、無償化を継続します。（★少子化対策事業）	保育課
15	多胎児育児費用助成事業の実施	多胎児を養育する保護者の育児費用負担の軽減を図り、もって子どもの健やかな成長を図るため助成金の支給を継続します（★少子化対策事業）	子育て支援課
16	紙おむつ等の無償提供事業の実施	保育園等で使用する紙おむつ及びおしりふきを無償で提供することで、保護者の経済的負担や紙おむつに名前書きする手間等を減らすなど子育て世帯への支援を継続します。また、紙おむつ等の処分も市で行い、保護者による持ち帰りも不要とします。（★少子化対策事業）	保育課

No.	個別施策	取組内容	担当課
17	保育園給食費（副食代）の支援	物価高騰や他市町村の動向を注視し、市内在住の保育園児の給食費（副食代）の支援、及び市内在住の幼稚園児についても、同等の支援の継続を検討します。	保育課
18	乳児おむつ用品等購入応援券交付事業の実施	市内の保育園等に入園していない0歳から2歳のこどもがいる世帯におむつ用品等の購入費用を助成します。 （★少子化対策事業）	子育て支援課

基本施策④ 暮らしを取り巻く良好な環境の確保

就学前児童や小学生の保護者からは、子育て環境や教育環境のさらなる充実や、住みやすいまちづくりを求める意見が多く寄せられています。地域全体で災害や犯罪から全ての人の生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制の整備に力を入れ、行政、地域、警察が協力してパトロール活動を実施し、災害への備えとして基礎知識を身につけるための講演会を行うなど、安心・安全なまちづくりを推進していきます。また、保育園、幼稚園、小学校では交通安全教育を実施し、こどもには自らの安全を守る意識を育て、大人には自動車やバイクを運転する際の安全運転を徹底するよう働きかけていきます。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	良質な市営住宅の整備	市営住宅の長寿命化計画に基づき、状態が良好で、今後も使用できる住宅については、耐震化も含めた劣化防止や耐久性向上、バリアフリー化に向けた改善や補修を行い、長寿命化を図っていきます。	建築課
2	住宅環境の整備	旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅）の住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震補強に対する支援を行います。	建築課
3	子育て世帯等にやさしい建築物等の整備	子育て世帯も含め、こどもから高齢者まで安心して利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進します。	建築課
4	公園のバリアフリー化の促進	公園整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「都市公園移動等円滑化基準」により、バリアフリー化を進めていきます。	都市整備課
5	犯罪等の防止に配慮した環境設計の推進	犯罪等の防止に配慮した、道路、公園などの公共施設、住居などの設計、防犯設備の設置を推進します。	都市整備課
6	交通安全教育の推進	警察、保育園、幼稚園、学校、関係団体と協力して就学前の児童や小学生への交通安全教育を実施します。	総務課
7	チャイルドシートの着用の推進	乳幼児を持つ保護者に対し、チャイルドシートの着用の啓発に取り組みます。	総務課
8	安心・安全な通学路等の整備	2年に1度は通学路点検の調査・計画・実施を行い、交通安全施設の整備をするなど、こどもたちが安心して通学できる通学路の安全確保に努めます。	学校教育課 道路課
9	パトロール活動の推進	少年愛護センター指導員がパトロールと声かけを行い、非行・危険行為のみられる少年の早期発見による非行防止、交通や水難による事故の未然防止を図ります。	生涯学習課
10	スクールガード活動	地元の地域や通学路において、スクールガード活動を行い、こどもの事故や犯罪の未然防止に努めます。	学校教育課

No.	個別施策	取組内容	担当課
11	スクールカウンセラーによるケアの実施	児童・生徒が抱える不登校などの問題からの立ち直りを支援するために、児童・生徒・保護者への支援として、全小中学校に小中連携配置しているスクールカウンセラーの配置時間数の増加を県に要望し、十分な相談活動が行えるよう推進します。	学校教育課

基本施策⑤ 多様な文化を持った子どもと家庭への支援

国際化の進展により、海外で生活し帰国する日本人や、日本国内で暮らす外国人が増加しています。それに伴い、海外から帰国した子どもや、外国人家庭の子ども、国際結婚家庭の子どもなど、外国にルーツを持つ子どもたちの増加が予測されています。これらの子どもたちが日本で成長する過程では、言語や文化、習慣の違いから様々な困難に直面する可能性があり、日本の環境に適応しやすくするための支援や、その保護者が安心して子育てできる体制の整備が重要です。

このような背景から、全ての子どもが分け隔てなく成長し、「豊かな心」と「健やかな体」を育むことができる環境を目指します。外国人家庭の子育てに関する不安や悩みを解消し、多言語での情報提供や相談支援体制を充実させ、外国にルーツを持つ子どもたちが利用する教育・保育の場もより充実させていく方針です。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	ポルトガル語による相談事業の実施	相談窓口や、コミュニケーションツールを利用しながら、毎月第1・第3金曜日の午後1時から午後4時まで、市役所相談室にてポルトガル語での相談会を実施します	地域協働課
2	外国語広報の配布	毎月、英語版とポルトガル語版の広報を作成し、市内公共施設や企業、小・中学校に配布しており、市内に住む外国人にとって必要な情報を提供します。	地域協働課
3	日本語初期指導教室「プレクラス」の設置	来日直後等により、日本語及び日本語の学校生活に早く慣れる必要がある子どもたちを対象に、日本語の初期指導を行います。	学校教育課
4	多言語に対応する窓口相談の実施	翻訳ツールを使用し、多言語に対応した窓口相談を実施します。	子育て支援課 保育課

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

基本施策① ワーク・ライフ・バランスの推進

就学前児童調査において、育児休業の取得状況について「取得した」または「現在取得中である」と回答した割合は、母親で40%以上、父親で10%程度となっています。

これを受けて、仕事と生活を両立させ、どちらも充実させる「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、男女ともに生活と仕事を調和させた豊かな生活が実現できるよう、一層の普及と啓発に努めます。

また、労働者が有給休暇や育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりのための普及と啓発も行っています。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	ゆとり創造の推進	2年に1回ゆとり創造講演会を開催し、市民が健康で生きがいに満ちたゆとりある暮らしが送れる社会の実現を目指します。	商工観光課
2	子育て情報の提供（再掲）	子育て支援に関するサービスや手当などの情報が、子育て家庭に十分周知されるよう子育て支援ガイドブックを作成します。また、子育て応援アプリや子育て応援サイト等の情報発信を行い、情報提供の充実を継続します。	子育て支援課

基本施策② 産休・育休復帰を円滑にできる環境の整備

就学前児童調査によると、育児休業を取得した方の割合は、母親で約40%、父親では10%程度となっています。産休や育休が取りやすい環境を整えるために、休業から復帰する際に希望の時期で教育・保育施設や地域型保育事業を円滑に利用できるよう、休業中の保護者への情報提供を行っています。今後も、低年齢児の保育ニーズの変化を注視しつつ、教育・保育施設や地域型保育事業の整備を進めていきます。

No.	個別施策	取組内容	担当課
1	保育園等の整備（再掲）	老朽化した設備及び保育園舎の維持保全を図るため、空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、床、トイレ、駐車場、バリアフリー化等の整備や施設の改築を行うとともに、就学前児童数の推移、保育園・認定こども園等の状況やニーズに応じた整備に努めます。特に通園児童数の減少が著しい祖父江地区については、適正な公立保育園の再配置を検討し、建替えを行います。	保育課
2	地域型保育事業の検討（再掲）	市による認可事業としての「小規模保育」、「家庭的保育」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」などの多様な事業について、地域の保育ニーズを把握し、実施の検討を継続します。	保育課
3	放課後児童クラブの整備（再掲）	放課後の児童の安心・安全な居場所づくりのため、利用ニーズに応じて放課後児童クラブの整備や改修を図ります。	子育て支援課

No.	個別施策	取組内容	担当課
4	病児・病後児保育の実施 (再掲)	保護者の就労などにより病氣中などのこどもの保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業での病児・病後児預かりを継続し、利用料に対する助成を行うとともに、専用施設を建設し、病児・病後児保育を実施します。	子育て支援課

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援事業に係る需給計画を判断することとなります。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、稲沢市全域を1つの区域と設定します。なお、実際の運用に当たっては、それぞれの地域バランスを考えながら、区域における量の見込みと確保の方策をみていくこととします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

「子ども・子育て支援法」では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育園や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、利用状況の把握や保護者への調査などを踏まえて、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとされています。

（1）「量の見込み」の算出について

①認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。保育園の利用要件である「保育の必要性」の事由は、以下のとおりとなっています。

「保育の必要性」の事由
○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障がい

- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
・起業準備を含む
- ⑦就学
・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育を必要とする場合は、長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）	/		
		保育短時間利用（8時間）			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）	
		保育短時間利用（8時間）			

（2）「量の見込み」等を算出する項目

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業（1～20の各事業）について、地域の実情や利用状況・過去の実績、人口推計などを考慮した上で、教育・保育提供区域（稲沢市全域を1つの区域とする）における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに、不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

教育・保育の量の項目

	認定区分	対象事業		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦（夫）家庭 就労時間短家庭	3～5歳
	2号認定	保育認定	認定こども園 保育園	ひとり親家庭 共働き家庭	
	3号認定	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育		0～2歳

地域子ども・子育て支援事業の項目

	対象事業	事業の対象家庭	調査対象年齢
1	時間外保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
2	休日保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全ての家庭	0～5歳
5	地域子育て支援拠点事業	全ての家庭	0～2歳
6	幼稚園における一時預かり事業	全ての家庭	3～5歳
7	保育園等における一時預かり事業	全ての家庭	0～5歳
8	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
9	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	全ての家庭	5歳
10	利用者支援事業	全ての家庭	
11	妊産婦に対する健康診査	全ての妊婦	
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳 児がいる全ての家庭	
13	養育支援訪問事業等	養育支援訪問事業を 必要とする家庭	
14	実費徴収に係る補足給付事業	低所得世帯等	
15	子育て世帯訪問支援事業（新）	子育て世帯訪問支援 事業を必要とする家 庭	
16	児童育成支援拠点事業（新）	児童育成支援拠点事 業を必要とする家庭	
17	親子関係形成支援事業（新）	親子関係形成支援事 業を必要とする家庭	
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新）	0歳6か月から2歳 までの乳児等がいる 家庭	
19	妊婦等包括相談支援事業（新）	妊婦等包括相談支援 事業を必要とする妊 婦	
20	産後ケア事業（新）	産後ケア事業を必要 とする母子	

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育園

【事業概要】

幼稚園は、文部科学省所管の学校教育施設であり、満3歳から小学校就学前の幼児を対象とします。保育園は、こども家庭庁所管の児童福祉施設であり、保護者の事情で保育を必要とする0歳から小学校就学前の乳幼児を対象とします。認定こども園は、こども家庭庁所管で、保育園と幼稚園を一体化した施設です。どの施設も同じ幼児教育機関として、質の高い教育を受けられるよう共通のねらいや内容を持ち、養護と教育が一体となった環境のもとで、こどもが生きるために必要な資質・能力（3つの柱）を育てることを目的としています。

【現状】

○全体

		令和6年度（見込み）					
		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		0歳 保育が必要	1歳 保育が必要	2歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外						
幼稚園・保育園利用者数		2,761人			138人	441人	559人
入園児数		747人	353人	1,661人	138人	441人	559人
充足率		65.8%	13.2%	62.2%	62.2%	97.1%	91.0%
定員 内訳	幼稚園	-	-	-	-	-	-
	認可保育園・ 認定こども園	-	2,671人		212人	442人	603人
	企業主導型保育施設	-	-	0人	10人	12人	11人
	確認を受けない幼稚園 ※1	1,135人	-	-	-	-	-

※1 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行せず、施設型給付を受けない幼稚園。

【今後の方向性】

どの施設でも、18歳までの学びの連続性を意識し、家庭や小学校との連携を強化しつつ乳幼児期の発達段階にふさわしい遊びや生活を積み重ねられるように、質の高い教育・保育を提供していきます。

今後、幼児（3～5歳児）については、少子化の影響による減少が見込まれますが、乳児（0～2歳児）については、女性の社会進出等で乳児の保育ニーズは高まっており、保育士確保が課題となることを見込まれます。そのためには、保育士の働き方改革を進め、保育士の労働環境を整えることで離職を防ぐとともに、潜在保育士等の人材を掘り起こすことにより保育の提供の確保を図る必要があります。

なお、定員については、ニーズ量を踏まえ、地域の実情を考慮し、必要に応じて検討していきます。また、民間施設については、ニーズ量を勘案しながら、認定こども園への移行を検討していきます。

(2) 令和7年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【令和7年度】

			令和7年度					
			1号	2号		3号		
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い		0歳 保育が必要	1歳 保育が必要	2歳 保育が必要
左記以外								
(参考) 人口推計による児童数			2,803人			835人	875人	859人
需要率※1			22.2%	13.5%	61.6%	23.5%	50.3%	67.9%
ニーズ量の見込み			621人	379人	1,727人	196人	440人	583人
(確保方策) 提供量	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育 園、認定こども 園	—	2,524人		197人	429人	581人
	特定地域型 保育事業所	小規模保育 事業所	—	—		15人	13人	22人
	企業主導型 保育施設	企業主導型保 育施設の地域 枠※3	—	0人		10人	12人	11人
	確認を受け ない幼稚園 ※2	上記に 該当しない	1,135人	—		—	—	—
	提供量合計		1,135人	2,524人		222人	454人	614人
過不足分(提供量－ニーズ量)			514人	418人		26人	14人	31人

※1 需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。

※2 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行せず、施設型給付を受けない幼稚園。

※3 企業主導型保育施設の地域枠は、これまでの実績等を踏まえ、企業主導型保育施設の定員全体の半数を提供量としています。

【令和8年度】

			令和8年度					
			1号	2号		3号		
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		0歳 保育が必要	1歳 保育が必要	2歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外							
(参考) 人口推計による児童数			2,722人			827人	869人	882人
需要率			19.8%	13.3%	60.6%	23.7%	50.9%	66.4%
ニーズ量の見込み			540人	362人	1,650人	196人	442人	586人
(確保方策) 提供量	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育 園、認定こども 園	—	2,524人		197人	429人	581人
	特定地域型 保育事業所	小規模保育 事業所	—	—		15人	13人	22人
	企業主導型 保育施設	企業主導型保 育施設の地域 枠	—	0人		10人	12人	11人
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない	1,135人	—		—	—	—
	提供量合計		1,135人	2,524人		222人	454人	614人
過不足分(提供量－ニーズ量)			595人	512人		26人	12人	28人

【令和9年度】

			令和9年度					
			1号	2号		3号		
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		0歳 保育が必要	1歳 保育が必要	2歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外							
(参考) 人口推計による児童数			2,661人			825人	861人	876人
需要率			17.7%	13.0%	59.3%	24.2%	51.3%	67.2%
ニーズ量の見込み			470人	346人	1,579人	200人	442人	589人
(確保方策) 提供量	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育 園、認定こども 園	—	2,524人		197人	429人	581人
	特定地域型 保育事業所	小規模保育 事業所	—	—		15人	13人	22人
	企業主導型 保育施設	企業主導型保 育施設の地域 枠	—	0人		10人	12人	11人
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない	1,135人	—		—	—	—
	提供量合計		1,135人	2,524人		222人	454人	614人
過不足分(提供量－ニーズ量)			665人	599人		22人	12人	25人

【令和10年度】

			令和10年度					
			1号	2号		3号		
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		0歳 保育が必要	1歳 保育が必要	2歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外							
(参考)人口推計による児童数			2,608人		821人	859人	868人	
需要率			15.7%	12.7%	57.8%	25.0%	51.7%	67.9%
ニーズ量の見込み			409人	331人	1,507人	205人	444人	589人
(確保方策) 提供量	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育 園、 認定こども園	－	2,524人		197人	429人	581人
	特定地域型 保育事業所	小規模保育 事業所	－	－		15人	13人	22人
	企業主導型 保育施設	企業主導型保 育施設の地域 枠	－	0人		10人	12人	11人
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない	1,135人	－		－	－	－
	提供量合計		1,135人	2,524人		222人	454人	614人
過不足分(提供量－ニーズ量)			726人	686人		17人	10人	25人

【令和11年度】

○全体

			令和11年度					
			1号	2号		3号		
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		0歳 保育が必要	1歳 保育が必要	2歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外							
(参考)人口推計による児童数			2,617人		819人	855人	866人	
需要率			13.6%	12.1%	55.1%	25.6%	52.2%	68.4%
ニーズ量の見込み			355人	316人	1,441人	210人	446人	592人
(確保方策) 提供量	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育 園、 認定こども園	－	2,524人		197人	429人	581人
	特定地域型 保育事業所	小規模保育 事業所	－	－		15人	13人	22人
	企業主導型 保育施設	企業主導型保 育施設の地域 枠	－	0人		10人	12人	11人
	確認を受け ない幼稚園	上記に 該当しない	1,135人	－		－	－	－
	提供量合計		1,135人	2,524人		222人	454人	614人
過不足分(提供量－ニーズ量)			780人	767人		12人	8人	22人

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもが、認可保育園や認定こども園などで、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、支給認定保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

【現状】

令和6年度は、公立12か所、私立12か所、認定こども園3か所、小規模保育事業所3か所を実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	961人	872人	900人
実施箇所数	30か所	29か所	30か所
実施園	公立：奥田・法立・六輪（令和5年度末廃園）、長岡（令和5年度から休園）、山崎（令和6年度から休園）、三宅（令和4年度から休園）を除く全園（丸甲は令和6年度から実施） 私立、小規模保育事業所：全園		

【今後の方向性】

新制度では、保育終了時間後の保育希望の保護者には、時間外保育で対応して確保していくものとして、そのニーズに応じながら、継続的に取り組んでいきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	895人	866人	839人	812人	786人
実施箇所数 (確保方策)	29か所	29か所	29か所	29か所	29か所
提供量	895人	866人	839人	812人	786人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

(2) 休日保育事業

【事業概要】

保護者の勤務などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、日曜日、祝日の保育サービスに対応し、休日保育を実施する事業です。

【現状】

利用者数は、大きな増減はなく、令和6年度は前年度並みの110人の見込みでいます。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	107人	109人	110人

【今後の方向性】

保護者のいずれもが就労しているニーズ量を把握しつつ、引き続き保育園など子育て支援施設、ファミリー・サポート・センター事業での受入れなどにより、提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	119人	117人	115人	113人	111人
提供量	119人	117人	115人	113人	113人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	2人

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

(3) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと、児童の健全育成を図る事業です。

平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休業期間中にも実施します。現在は全てのクラブで小学1年生から6年生が対象となっています。

また、小学校区ごとに適正なクラブ運営が行えるように、児童クラブ室の整備を進めています。

【現状】

低学年は、年々利用者数は増加しており、令和6年度には1,200人の見込みとなっています。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	低学年	1,140人	1,167人	1,200人
	高学年	479人	531人	522人
クラブ数		26か所	26か所	27か所
実施小学校区		23/23学区	23/23学区	23/23学区
実施箇所		稲沢西、稲沢北、小正、稲沢東、稲沢東第2、高御堂、大里西、片原一色、清水、国分、下津、下津第2、千代田、坂田、大里東、大里東第2、領内、丸甲、長岡、祖父江、牧川、山崎、法立、三宅、六輪、信竜、稲沢西第2（令和6年度7月から）		

【今後の方向性】

事業充実のため、小学校の余裕教室などの活用や、小学校区ごとや利用期間ごとの場所の確保・内容を検討します。また、今後も、各関係機関などとも連携を図りながら、障がい児等特別な支援が必要なこどもの受入れを継続します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	1,694人	1,681人	1,675人	1,652人	1,608人
実施箇所数 (確保方策)	27か所	27か所	27か所	27か所	27か所
実施小学校区	23/23学区	23/23学区	23/23学区	23/23学区	23/23学区
提供量	1,694人	1,681人	1,675人	1,652人	1,608人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者が病気や就労などにより、家庭において養育を受けることが一時的に困難になったこどもを預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

限られたニーズの対応となるため、令和6年度の延べ利用者数は40人の見込みとなっています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	0人	31人	40人

【今後の方向性】

一時的に養育困難な家庭の支援を行う制度であるため、限られたニーズに対応することになりますが、施設の場所など、利用者の利便性について配慮しながら、委託などにより、提供体制を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	40人	40人	50人	50人	60人
実施箇所数 (確保方策)	4か所	4か所	5か所	5か所	6か所
提供量	40人	40人	50人	50人	60人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※ニーズ量を超えるニーズがあった際には、対応できるよう提供体制は整えています。

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

家庭や地域での子育てを支援し、子育て中の親の孤独感や負担感の増大などに対応するため、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

子育て支援センター、児童館・児童センターなどを中心に乳児、幼児及びその保護者が相互に交流する場所を提供し、子育てに関する相談、情報提供、援助などを行っています。
令和6年度は、15か所で実施しており、利用者数は54,497人の見込みとなっています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	55,217人	55,507人	54,497人
実施箇所数	15か所	15か所	15か所
実施箇所	子育て支援センター：中央、平和、長野、信竜、文教 児童館・児童センター：西町さざんか、小正すみれ、高御堂カトレア、大里オリーブ、明治スズラン、下津クローバー、千代田ヒナギク、大里東チューリップ、祖父江あじさい、平和さくら		

【今後の方向性】

乳幼児のいる保護者に対する子育てを支援するため、地域におけるニーズを把握するとともに、今後も事業の周知に努め、各施設の利用を促進していきます。

中央子育て支援センターを中核とし、子育て支援センター、児童館・児童センターなどの子育て支援施設のネットワークを構築し、子育て支援事業の充実を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	55,572人	57,112人	59,357人	60,493人	61,546人
実施箇所数 (確保方策)	15か所	15か所	15か所	15か所	15か所
提供量	55,572人	57,112人	59,357人	60,493人	61,546人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

(6) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

幼稚園での通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、保護者の就労などにより保育を必要とする園児を引き続き預かる事業です。

【現状】

令和6年度の延べ利用者数は、9,772人の見込みとなっています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
年延べ利用者数	11,602人	11,321人	9,772人

【今後の方向性】

在園児を対象とした一時預かり事業は、保育園の延長保育と同様、希望どおりの対応を実施しているため、計画期間においては、従来と同程度の事業量を見込んでいます。

認定こども園に移行しない幼稚園の一時的な預かりについては、私学助成による事業を継続するとともに、新制度の一時預かり事業へ移行する場合は、円滑な事業実施が可能となるよう協議していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	8,423人	7,261人	6,259人	5,395人	4,650人
実施箇所数 (確保方策)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
提供量	8,423人	7,261人	6,259人	5,395人	4,650人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人
実施園	ばんきょう、しんわ、大里双葉、祖父江				

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

(7) 保育園等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者等の就労、病気などの理由や、育児疲れなどの私的理由により家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を対象に、一時的に保育サービスを提供する事業です。

【現状】

令和6年度の延べ利用者数は、4,065 人の見込みとなっています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
年延べ利用者数	3,304 人	3,896 人	4,065 人

【今後の方向性】

増加するニーズに対応できるよう、受入れ施設の見直しを検討するとともに、ファミリー・サポート・センター事業の活用などにより供給体制を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	4,341 人	4,636 人	4,951 人	5,288 人	5,648 人
実施箇所数 (確保方策)	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
提供量	4,341 人	4,636 人	4,951 人	5,288 人	5,648 人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実施園	公立：子生和、高御堂中央、牧川（令和5年度まで）、丸甲（令和6年度から） 私立：みのり、信竜、明治、信竜国府宮（令和5年度から）				

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

(8) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由で、保護者が保育できない際に、病院や保育園などで児童を一時的に預かる事業です。本市では、ファミリー・サポート・センター事業により病児・病後児預かりを実施しています。

【現状】

令和6年度の利用者数は、36 人の見込みとなっています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	45 人	43 人	36 人

※ファミリー・サポート・センターの利用

【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センター事業による病児・病後児預かりの実施を継続しつつ、令和8年度から新たに専用施設で病児・病後児保育を実施するため、ニーズ調査による利用希望量を勘案して、適切な提供量を設定していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	36人	251人	251人	251人	251人
提供量	36人	251人	251人	251人	251人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定していきます。
令和8年度から、専用施設を建設し、病児・病後児保育を実施します。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

子育ての援助をしてほしい人と援助をできる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする、会員組織の有償ボランティア活動の連絡・調整を行う事業です。

本市のニーズ調査では、放課後に過ごす場や習い事の送迎、放課後児童クラブの送迎など、就学児及び就学前児童の利用を対象としています。

【現状】

令和6年度の利用者数は、3,294人の見込みとなっています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	2,534人	2,918人	3,294人

【今後の方向性】

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、提供会員の講習会を継続的に実施し、提供会員を増やすよう努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	3,591人	3,811人	4,051人	4,298人	4,563人
提供量	3,591人	3,811人	4,051人	4,298人	4,563人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※見込まれるニーズに不足なく対応していくよう、提供量を設定しています。

(10) 利用者支援事業

【事業概要】

こども及びその保護者や、妊娠している方などの悩みや困りごと等に合わせて、地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な場所で、相談や情報提供、助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援などを行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発などに努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットなどの広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他、事業を円滑にするために必要な諸業務を行います。

【現状】

本市では、特定型は保育課、こども家庭センター型は中央子育て支援センターで実施しています。母子保健業務は保健センターで、地域子育て相談は子育て支援センター及び児童館・児童センターで実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実施箇所数	2 箇所	2 箇所	15 箇所

【今後の方向性】

保育園の入所だけでなく、様々な事業、地域資源の紹介、利用に関する情報を提供していきます。

専門相談員の配置場所や相談内容については、今後5か年の計画の中で検討し充実を図ります。妊娠期から子育て期にわたるニーズに対して、総合的に相談支援を行う母子保健型で、継続して保健師等の専門職が関係機関と連携しサポートを行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	基本型・特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	こども家庭センター型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	地域子育て相談機関	13 箇所	13 箇所	13 箇所	13 箇所	13 箇所
実施箇所数 (確保方策)	基本型・特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	こども家庭センター型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	地域子育て相談機関	13 箇所	13 箇所	13 箇所	13 箇所	13 箇所
実施箇所	特定型：保育課、こども家庭センター型：中央子育て支援センター 地域子育て相談機関：(子育て支援センター：中央、平和、長野、信竜、文教) (児童館・児童センター：西町さざんか、小正すみれ、高御堂カトレア、大里オリブ、下津クローバー、千代田ヒナギク、大里東チューリップ、祖父江あじさい)					

(11) 妊産婦に対する健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康管理や、産婦の心身の回復と健康維持を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠届出をした方に対して、母子健康手帳交付時に、「妊産婦健康診査受診票」を交付し、妊婦健康診査費用14回分及び、産婦健康診査費用2回分の助成を行っています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
妊娠届出数	819人	818人	810人

【今後の方向性】

今後も引き続き、母子健康手帳と同時に「妊産婦健康診査受診票」を交付し、妊産婦健康診査費用の一部(16回分)を助成することで、妊婦及び胎児が健全な状態で出産を迎えられ、産後は産婦の心身が回復し、健康な状態で子育てできるよう、医療機関でサポートを行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	803人	788人	764人	739人	715人
実施体制 (確保方策)	保健センターにて交付				

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況、並びに養育環境の把握を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

【現状】

出生数が減っているため、訪問数は減少傾向となっており、令和6年度には780件の見込みとなっています。また、訪問率は98.1%の見込みとなっています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
訪問数	820人	779人	780人
訪問率	98.6%	97.4%	98.1%

※訪問数には、不在や乳児と会えなかったケースを含む。

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助がなく、子育てをしていく中で、育児負担の増大や、保護者が不安に陥らないよう、訪問時に、助言など必要な支援を行い、安心して子育てができるよう努めていきます。

また、支援を必要とする保護者の利用に結び付くよう、事業の周知を行い、相談支援では保護者のニーズを引き出せるよう、職員の相談技術の更なるスキルアップを図り、充実させていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	789人	764人	737人	710人	690人
実施体制 (確保方策)	助産師8名、保健師15名、主任児童委員15名				

(13) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

児童の養育を行うために特に継続して支援が必要な家庭に対し、専門的な相談指導・助言を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

また、要保護児童などに対する支援のために要保護児童対策協議会を設置しています。

【現状】

令和6年度は60件の見込みとなっています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
訪問件数	59人	59人	60人

【今後の方向性】

支援を必要とする保護者に対し、早期から介入し、信頼関係を築き、必要な支援を行っていきます。

相談支援については、職員の相談技術の更なるスキルアップを図り、充実させていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	60人	59人	57人	53人	52人
実施体制 (確保方策)	保健師15名				

(14) 実費徴収に係る補足給付事業

【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことができる「食事の提供に要する費用」について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

【今後の方向性】

適切にニーズ量を把握し継続的に取り組んでいきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	147人	127人	109人	94人	81人
提供量	147人	127人	109人	94人	81人

(15) 子育て世帯訪問支援事業（新）

【事業概要】

家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【今後の方向性】

支援が必要な対象者のニーズに対応するため、地域資源の把握や開拓を行い令和8年度から実施できるように進めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	-	65人/年	64人/年	62人/年	58人/年
提供量	-	65人/年	64人/年	62人/年	58人/年

(16) 児童育成支援拠点事業（新）

【事業概要】

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

現在のところ計画期間中に実施の予定はありませんが、こどもに関わる各機関がそれぞれ実施している事業を市が主体となって調整し、地域資源の把握や開拓、関係機関との連携も行き実施に向けて努めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	-	-	-	-	-
提供量	-	-	-	-	-

(17) 親子関係形成支援事業（新）

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【今後の方向性】

現在のところ計画期間中に実施の予定はありませんが、こどもに関わる各機関がそれぞれ実施している事業を調整し、専門性を高め、指導者の育成や確保並びに事業の啓発を行い実施に向けて努めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	-	-	-	-	-
提供量	-	-	-	-	-

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新）

【事業概要】

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所などで保育を受けられる制度であり、令和8年度からの実施に向けて現在、準備しています。

【今後の方向性】

ニーズ量や地域の実情を考慮し、保育園、認定こども園など子育て支援施設での実施を引き続き検討していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用定員	ニーズ量	0人/日	20人/日	20人/日	20人/日	20人/日
	提供量	0人/日	20人/日	20人/日	20人/日	20人/日
利用延べ時間	ニーズ量	0時間/日	200時間/月	200時間/月	200時間/月	200時間/月
	提供量	0時間/日	200時間/月	200時間/月	200時間/月	200時間/月

(19) 妊婦等包括相談支援事業（新）

【事業概要】

伴走型相談支援事業の一環として、母子手帳交付時の妊婦との面接、妊娠8か月頃の妊婦へのアンケート送付及び希望者への面談、出産後の産婦への家庭訪問を行い、妊娠期からの様々なニーズの把握や必要な支援につながることをできるよう努めます。

【今後の方向性】

今後も事業を継続し、支援が途切れることのないよう支援していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	2,373回	2,310回	2,252回	2,191回	2,134回
提供量	2,373回	2,310回	2,252回	2,191回	2,134回

(20) 産後ケア事業（新）

【事業概要】

子どもを産み育てやすい体制の整備を図るために、保健指導を必要とする母子を出産後一定期間、医療機関に入所させて母体を保護するとともに、保健指導などのサービスの提供を行うことで、これからの子育てを安心して行えるよう支援します。

【今後の方向性】

受託医療機関を増やし、令和6年度から利用日の5日目まで利用料を減免するなど、出産後ゆったりとした日々を過ごし、これからの子育てを安心して行えるよう引き続き支援します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量	72人日	70人日	68人日	66人日	65人日
提供量	72人日	70人日	68人日	66人日	65人日

第6章 こどもの貧困対策計画

1 計画策定の背景

(1) 計画の趣旨

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されること、いわゆる「貧困の連鎖」があってはならないとの決意のもと、平成26年に「子どもの貧困対策法」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、令和6年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和6年改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行されるこども基本法とともに、施策の拡大を図る方向性が示されています。

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への生活・就労支援、ヤングケアラーとその家族への支援、こどもの居場所づくりなど、こどものことを第一に考えた適切な支援に取り組むことが求められます。

(2) 計画の位置づけ

「こどもの貧困対策計画」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定される、市町村による策定を努力義務とした「市町村計画」として位置づけます。

2 こどもの貧困対策に係る施策の展開

(1) 教育支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受けられるよう、経済的に困難を抱える家庭への負担軽減や学習支援などを行い、それぞれの夢に挑戦できるようにしていきます。

施策・事業名	内容	担当課
稲沢市久納奨学基金奨学金支給事業の実施(再掲)	勉強意欲があり、修学のための経済的支援が必要な市内在住の中学生が高等学校等へ進学し修学するに当たり、奨学金を交付します。	学校教育課
保育園等の保育料負担軽減	保育園等の保育料を国基準の保育料の半額程度に設定して子育て家庭を経済的に支援します。	保育課
生活保護(小・中学生)	入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等を支給します。	福祉課
生活保護(高校生)	入学考査料、入学料、教材代、交通費、授業料等を支給します。	福祉課
生活保護(次世代育成支援プログラム他)	大学等への進学の支援を図ることを目的として、大学等に進学した方を対象とした進学準備給付金を助成します。	福祉課
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、教育費の一部を援助します。	学校教育課
日本語指導教室	外国にルーツがある、または帰国子女等にあたる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	学校教育課
読書習慣の形成支援	こどもの発達段階に応じた読書環境を整備し、読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施します。また、誰もが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などを行います。	図書館
こどもの学習支援事業「ブリッジルーム」の実施	経済的に困難を抱える世帯のこどもたちの学力向上や進学を支援することを目的に中学生を対象とした学習支援事業を行います。	福祉課

(2) 生活の安定に資するための支援

生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、自立に向けた相談支援や、就業しやすい環境づくりに向けた支援、こども居場所づくりなどを行い、こどもの貧困の負の連鎖の解消を図っていきます。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭などに対し、生活資金等の貸付制度、高等職業訓練給付金等の制度を紹介し自立支援を推進します。	子育て支援課
一時預かり保育の実施	保護者の就労、病気等により、断続的又は緊急・一時的並びに育児疲れ等の私的理由により一時的に保育サービスを提供する事業を継続します。	保育課

施策・事業名	内容	担当課
利用者支援事業の実施 (特定型)	多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、こどもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担う事業です。こどもや保護者の身近な場所で支援を行います。	保育課
利用者支援事業 (こども家庭センター型)の実施	母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応します。	子育て支援課 健康推進課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)の実施	保護者が病気などにより家庭でこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間預かります。	子育て支援課
養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行います。	健康推進課
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の実施	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)による会員組織を設置し、保育園・幼稚園の送迎や一時的な保育等、地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施します。	子育て支援課
幼稚園の預かり保育の実施	幼稚園での教育時間終了後に、保護者の就労などにより保育を必要とする園児を引き続き預かる事業に対する補助を継続します。	保育課
自立相談支援事業の実施	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「福祉総合相談窓口」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。	福祉課
こどもの居場所づくり推進事業の実施	社会生活を円滑に営む上で困難を有することも・若者への居場所提供事業により、困難を有することも・若者の自立した社会生活を支援します。	子育て支援課
家計改善支援事業の実施	生活困窮世帯を対象に、日常のお金の使い方を見直し、収入のバランスなどの助言を行います。	福祉課
生活保護 (ケースワーカーによる生活相談・支援)への支援	生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	福祉課
参加支援事業 (居住支援)の実施	子育て家庭などの様々な事情により住まいにお困りの方を対象に、相談員が相談者の状況をうかがいながら、適切な民間賃貸住宅の情報の提供や福祉サービス、行政支援などを紹介します。	福祉課

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困難を抱える保護者が職を得て経済基盤を安定させていくことのできるよう、個々の状況に応じた就労に向けた支援などを行い、保護者が子育てと仕事を安定的に両立できる環境づくりを図ります。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭等の自立支援の推進(再掲)	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭などに対し、生活資金等の貸付制度、高等職業訓練給付金等の制度を紹介し自立支援を推進します。	子育て支援課
生活保護受給者等就労自立促進事業の実施	福祉と就労の一体化事業の一環として、ハローワーク窓口を設置し、生活保護受給者をはじめ、生活困窮者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援を行います。	福祉課

施策・事業名	内容	担当課
就労支援事業の実施	就労意欲が低く、就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課
女性に向けた就労支援事業の実施	出産や家族の介護等で退職した女性の再就職を支援するため「女性のための再就職セミナー」を開催します。	商工観光課

(4) 経済的支援

家庭での生活の基礎となる経済状況について、子どもや保護者が安心して生活を送ることができるよう、個々の世帯状況を把握した上で、各種制度による経済的な支援につなぎ、子育て世帯の経済的安定を図っていきます。

施策・事業名	内容	担当課
母子・父子家庭医療費助成	本市に住所を有する健康保険加入者でひとり親家庭等の要件に該当する母、父及び18歳年度末(18歳に達した日以降の最初の3月31日)までの方に医療費の自己負担分を助成します。所得制限があります。	国保年金課
子ども医療費助成	本市に住所を有する健康保険加入者で、18歳年度末(18歳に達した日以降の最初の3月31日)までの方に医療費の自己負担分を助成します。	国保年金課
児童手当	子育て家庭(高等学校修了年度末(18歳到達後の最初の年度末)までの児童を養育する家庭)に対して手当を支給しています。	子育て支援課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の状態にあって、18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子育て支援課
障害児福祉手当	20歳未満の常時介護が必要な方に手当を支給しています。 ※施設入所している方、障がい事由とした年金を受給しているかたを除きます。 ※所得制限があります。	福祉課
市遺児手当の給付事業の実施(再掲)	父又は母がいないか、父又は母が障がいの状態などにある18歳になる年の年度末までの児童を養育している人に対して手当を支給します。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の利用料減免	生活保護世帯・非課税世帯を対象に、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の利用料を減免します。	子育て支援課
住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額(上限あり)を求職活動中有期で支給します(生活保護受給者除く)。	福祉課
生活保護(生活費等の法内援護)への給付	生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します(現物給付含む)。	福祉課
障害者扶助料の支給	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に手当を支給しています。	福祉課
母子栄養食品支給事業の実施	低所得者・生活保護世帯の妊産婦及び乳児を対象に、母体の健康の保持、胎児及び乳児の健全な成長のために、牛乳などの栄養食品を無償で提供します。	健康推進課
妊産婦・乳幼児健康診査の実施(医療機関委託)	全ての妊産婦、乳幼児に対し健診時期の目安を記入した受診券を交付し、公費負担することにより、適切な時期の受診を促し、異常の早期発見、早期治療につなげることで、妊産婦の健康管理及び胎児・乳児の健全な発育を促します。	健康推進課

第7章 子ども・若者計画

1 計画策定の背景

(1) 計画の趣旨

近年、若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、子どもや若者をめぐる状況が厳しさを増しています。その中で、子ども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、平成21年7月、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、平成22年7月には、同法に基づく第1次大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」、平成28年2月には第2次大綱として「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、令和3年4月には第3次となる大綱が策定されました。

第3次大綱では、(1) 全ての子ども・若者の健やかな育成、(2) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援、(3) 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援、(4) 子ども・若者の成長のための社会環境の整備、(5) 子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

今般の国の状況に鑑み、一層の充実を図るため新たな「子ども・若者計画」を策定し、子どもたちが健やかに成長していけるよう、子どもや若者、子育て家庭を社会全体で見守り、支援するなど、より市民のニーズに即した子ども・若者支援施策を総合的・計画的に推進します。

(2) 計画の位置づけ

「子ども・若者計画」は「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定される、市町村による策定を努力義務とした「市町村計画」として位置づけます。

2 子ども・若者に係る施策の展開

(1) 全ての子ども・若者の健やかな育成

全ての子どもや若者が、社会的に自立し、活躍できるためには、安心して安全に暮らせる環境の中で、心身の健康を育み、それぞれの子どもや若者が様々な体験や学びを通じて豊かな人間性を養うことが重要です。さらに、子どもや若者が生きづらさを一人で抱え込まないように、相談窓口の充実や周知を進めるとともに、就労支援の拡充などを通じて生きる力を育み、社会的に自立するための力を身につける環境づくりを推進します。

①自己形成のための支援、社会形成への参画支援

施策・事業名	内容	担当課
体験活動の充実	児童館や各地域のボランティア活動を通じて、芸術表現活動、自然体験活動など、他者と関わり、協調・協働しながら課題に取り組む中で、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。	子育て支援課
児童館・児童センターでの居場所づくり支援	遊び等を通じて児童の健康を増進し、情操を豊かにするために様々な活動に取り組むとともに、乳幼児から中・高校生世代までの居場所づくりに取り組みます。	子育て支援課

②子ども・若者の健康と安心安全の確保

施策・事業名	内容	担当課
子ども悩み事相談ダイヤルの実施	子ども自身から悩みや不安な事を相談できるフリーダイヤルを開設し、家庭児童相談員が様々な相談に対応します。	子育て支援課

③若者の職業的自立、就労等支援

施策・事業名	内容	担当課
就労支援事業の実施（再掲）	就労意欲が低く、就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課
インターンシップの実施	学生に対し役所での就業体験の機会を与えることにより、学生の就業意識の向上や市政に対する理解を深めます。	人事課
若者サポートステーションの実施	高校中退者や大卒の進路未決定者、未就職の方や仕事が長続きしない方等、働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの若者、その保護者からの相談に応じ、就労や自立に向けた支援を行います。また、就労に向けたセミナーなどを行います。	商工観光課
障害者特別雇用奨励金事業の実施	障がい者を雇用した事業所に対して「稲沢市障害者特別雇用奨励金」を支給することにより、障がい者の就労機会の拡大を図ります。	商工観光課
首都圏就業・起業者移住支援金の支給	首都圏から移住して就業・起業する方に対して支援金を支給する際に、世帯に18歳未満の子どもがいる場合に加算して支給することにより、子育て世帯の移住を支援します。	商工観光課

(2) 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校、若年未就労無業者など、様々な課題を抱える子ども・若者に対する支援について、子ども・若者支援に関する専門性を有する機関や団体が連携しています。関係機関が協力し、知恵を出し合うことで、これらの困難を抱える子ども・若者やその家族を適切にサポートしていきます。

① 困難な状況ごとの取組

ア) 不登校、若年無業者、ひきこもりの子ども・若者への支援

施策・事業名	内容	担当課
スクールソーシャルワーカーの活用(再掲)	スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実を図ります。	学校教育課
不登校児童・生徒に対する支援体制の整備	不登校児童・生徒に対して、適応支援教室の体制整備を推進します。	学校教育課
不登校児童・生徒の家庭への支援	学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう、各種相談や、学校に行きづらい子どもの保護者の集いを実施します。	学校教育課 子育て支援課
若者サポートステーションの実施	高校中退者や大卒の進路未決定者、未就職の方や仕事が長続きしない方等、働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの若者、その保護者からの相談に応じ、就労や自立に向けた支援を行います。また、就労に向けたセミナーなどを行います。	商工観光課
子どもの居場所づくり推進事業の実施(再掲)	市内において社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への居場所提供事業により、困難を有する子ども・若者の自立した社会生活を支援します。	子育て支援課

イ) 障がい等のある子ども・若者の支援

施策・事業名	内容	担当課
サポートブックの活用周知(再掲)	入園や入学などの場面で、関係する支援者に見せることで適切な支援に繋げるためのツールである「サポートブック」の一層の活用と機能向上を図ります。	福祉課
日常生活用具の給付	重度障害児や小児慢性特定疾病の児童等に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行っています。	福祉課
補装具費の支給	身体の障がいを補い、日常生活を容易にするための補装具の購入、修理又は借受に要する費用を支給します。	福祉課
補聴器購入費の助成	軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成しています。	福祉課

ウ) 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援

施策・事業名	内容	担当課
青少年問題協議会の開催	保護司会、更生保護女性会、小中学校校長会、市内高等学校、少年愛護センター指導員会、連合婦人会、商工会議所、まちづくり連絡協議会、小中学校PTA連絡協議会、青年会議所、警察署等の関係者により構成される青少年問題協議会において、青少年の健全な育成を図るため、青少年の指導、育成、保護等に関する調査審議及びその実施に係る連絡調整を行います。	生涯学習課

施策・事業名	内容	担当課
少年愛護センター指導員による街頭パトロールの実施	少年愛護センター指導員会の活動の一環として、青少年の非行防止や危険個所の把握を目的にパトロール活動を実施し、主に、公園、大型店、ゲームセンター、コンビニ等、少年たちの集まりやすい場所を巡回するのにあわせて、有害環境浄化のための実態把握、情報収集及び、青少年健全育成の啓発を図ります。	生涯学習課
“社会を明るくする運動”の推進	法務省名古屋保護観察所との連携により、犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの立ち直りを地域のチカラで支援し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とする全国的な運動を推進します。	福祉課
薬物乱用防止の啓発	薬物乱用防止の普及啓発を兼ね、中学校を訪問し、薬物乱用防止ポスター募集への応募を呼びかけ、入賞作品の展示を行います。 各学校で実施するセーフティ教室等における薬物乱用防止講習会等を実施します。	健康推進課

エ) 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

施策・事業名	内容	担当課
稲沢市自殺対策庁内連絡会議の開催	自殺の背景には様々な問題が複雑に絡み合っているため、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて各関係機関の取組を共有し、連携の仕方を検討する会議を開催します。	健康推進課
自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）	自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため、職場や地域などで悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる役割を担い、自殺対策を支える人材を養成します。	健康推進課
日本語指導教室の実施（再掲）	外国にルーツがある、または帰国子女等にあたる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	学校教育課
日本語講座の実施	市内在住・在勤の16歳以上の外国のかたを対象に、市民との円滑なコミュニケーションを促進し、充実した日常生活を過ごしていただくため、日本語講座を開設しています。	生涯学習課
LGBTQに対する理解促進	様々な性のかたち（セクシュアリティ）によって困り事は異なりますが、困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるため、子ども・若者に関わるLGBTQ啓発活動等を実施します。	地域協働課

②子ども・若者の被害防止・保護

施策・事業名	内容	担当課
青少年の非行・被害防止全国強調月間による広報啓発	内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせて、ポスターの掲示等により啓発を行います。	生涯学習課
要保護児童対策地域協議会の開催	要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。	子育て支援課
オレンジリボンキャンペーンの実施	児童虐待防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間である11月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。	子育て支援課

(3) こども・若者の成長のための社会環境の整備

全ての児童・生徒が放課後を安心して過ごせるよう、安全面に配慮したまちづくりを進めるとともに、地域住民の参加による体験や交流活動の拠点を充実させます。また、こどもや若者が地域内で多様な人々と関わることで、社会性や豊かな人間性を育むための交流の機会を広げます。さらに、インターネットの利用に関しては、サービス提供者を含む全ての関係者や組織が協力し、安全で安心できる環境づくりに取り組みます。

① こども・若者を取り巻く環境等への対応

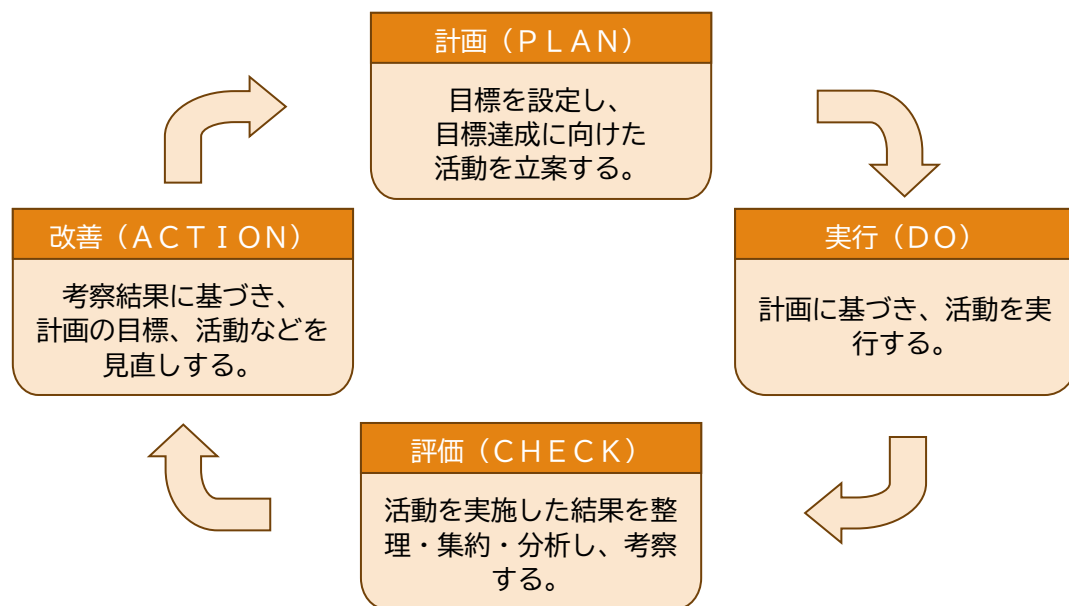
施策・事業名	内容	担当課
生活支援体制整備事業の実施	地域課題や地域資源を抽出し、ニーズとサービスのマッチング、居場所づくりなどの住民主体の活動や、地域での一体的なサービスの提供体制の整備を推進します。	福祉課
青少年問題協議会の開催（再掲）	保護司会、更生保護女性会、小中学校校長会、市内高等学校、少年愛護センター指導員会、連合婦人会、商工会議所、まちづくり連絡協議会、小中学校 PTA 連絡協議会、青年会議所、警察署等の関係者により構成される青少年問題協議会において、青少年の健全な育成を図るため、青少年の指導、育成、保護等に関する調査審議及びその実施に係る連絡調整を行います。	生涯学習課
少年愛護センター指導員による街頭パトロールの実施（再掲）	少年愛護センター指導員会の活動の一環として、青少年の非行防止や危険個所の把握を目的にパトロール活動を実施し、主に、公園、大型店、ゲームセンター、コンビニ等、少年たちの集まりやすい場所を巡回するにあわせて、有害環境浄化のための実態把握、情報収集及び、青少年健全育成の啓発を図ります。	生涯学習課
青少年のインターネット利用に関する啓発	H P 等で愛知県の「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動」のPRを行います。	生涯学習課
稲沢市地域自立支援協議会の開催	障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりのため、地域生活支援部会、就労支援部会、権利擁護推進部会、こども部会の4つの分野別部会で地域の課題を協議します。	福祉課
グループホーム・短期入所の利用支援	障害者総合支援法に定める共同生活援助を実施する事業所に対し、事業実施に必要な経費を補助します。 また、愛知県知事が指定した重症心身障害児・者へ短期入所事業を提供している法人に対し、事業実施に必要な経費を補助します。	福祉課
社会福祉施設整備の支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所の創設等を行う社会福祉法人に対し、施設整備費を補助します。	福祉課

第8章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDC Aサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。進捗状況の管理については、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「稲沢市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度の事業展開に活用していくものとします。また、本計画に基づく取組や事業の進捗状況については、ホームページなどを活用し、広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。



2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や愛知県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から愛知県と連携し推進するとともに、愛知県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

3 関係機関相互の連携

(1) 関係機関の連携会議の開催

それぞれのこどもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、各種支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、児童相談所、医療機関、教育機関など）と様々な連携会議を開催し、各機関における課題等について議論し、共有します。また、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ります。

(2) 関係機関の連携を推進する取組

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業を実施します。

①利用者支援事業

専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健などに関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行います。

②地域子育て支援拠点事業

保護者の子育てに対する不安を和らげ、保護者がしっかりとこどもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、子育て及び子育て支援に関する講習会を実施します。

③子育て援助活動支援事業

地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施します。

資料編

1 策定経過

開催日	審議内容等
年 年 日	
年 年 日	
年 年 日	
年 年 日	
年 年 日	
年 年 日	
年 年 日	
年 年 日	

2 稲沢市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 27 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、稲沢市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)の推進に関し必要な事務をつかさどる。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

2 子育て会議の会議の議長は、会長をもつて充てる。

3 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 子育て会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども健康部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮つて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和5年条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 稲沢市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	氏名	職名等	備考
こども・子育て支援 に関し学識経験の ある者			
関係団体の推薦を 受けた者			
こども・子育て支援 に関する事業に従 事する者			
こどもの保護者			
公募による者			
その他市長が適当 と認める者			

稲沢市こども計画

令和7年3月発行

発行：稲沢市

編集：子ども健康部子育て支援課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1

T E L 0587-32-1299